

〈資料編〉

資料1:「調査インフラ等に関する実態調査」

報告書(2013 年 11 月実施)

調査インフラ等に関する実態調査 報告書

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

市場動向分析小委員会

2014 年 5 月

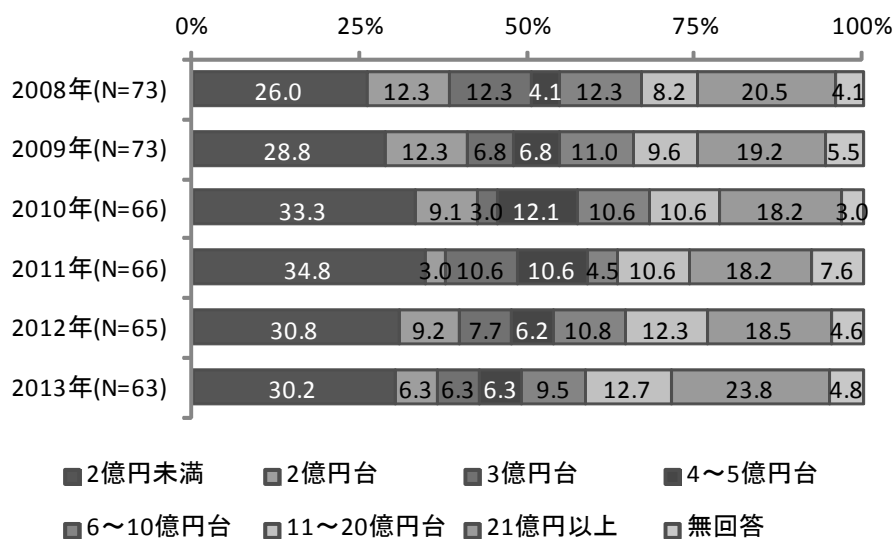
I. 調査概要	(6)
II. 調査結果のまとめ	(9)
III. ISO20252 について	(11)
1. 各種規格認証の認知／保有／取得意向	(11)
2. 各種規格認証の非取得意向の理由	(12)
3. ISO20252 の取得必要度とその理由	(15)
IV. 調査員について	(16)
1. 調査員の保有有無	(16)
2. 調査員の募集時期	(17)
3. 手法別・エリア別調査員人数／統計調査員の兼務割合	(18)
4. 調査員や調査員調査を取り巻く環境について	(19)
V. 郵送調査やインターネット調査について	(23)
1. 郵送調査のサンプルサイズ別実施案件数	(23)
2. インターネット調査の自社パネル保有有無／パネル数	(24)
3. インターネット調査の対応体制	(25)
4. インターネット調査の実施案件数	(26)
VI. 社員や調査員の研修について	(27)
1. 社員や調査員の研修実施内容	(27)
2. 社員や調査員の研修実施形式	(28)
3. 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいること	(28)
VII. 社員や調査員の資格について	(32)
1. 資格の保有人数	(32)
2. 資格試験の受験者数	(33)
3. 専門統計調査士および専門社会調査士取得への支援状況	(34)
4. 統計調査士および専門統計調査士に関する意見	(35)
VIII. 官公庁業務とのかかわりについて	(38)
1. 官公庁と民間の直接経費割合	(38)
2. 府省からの委託業務への参入意向	(39)
3. 府省からの委託業務への参入希望手法	(40)
4. 府省からの委託業務参入に向けた対応策	(41)
IX. 官公庁業務の受託状況について	(42)
1. 2012 年度の官公庁案件の受託状況	(42)
2. 2012 年度の官公庁案件の種類別受託本数	(43)

3.	2012 年度の官公庁案件の種類別受託金額	(44)
4.	2012 年度の官公庁案件の調査手法別受託本数	(45)
5.	2012 年度の官公庁案件の調査手法別受託金額	(46)
6.	2013 年度の官公庁案件の受託状況	(47)
7.	2013 年度の官公庁案件の種類別受託本数	(48)
8.	2013 年度の官公庁案件の種類別受託金額	(49)
9.	2013 年度の官公庁案件の調査手法別受託本数	(50)
10.	2013 年度の官公庁案件の調査手法別受託金額	(51)
11.	府省案件の入札断念理由	(52)
12.	府省からの委託業務に関する意見	(53)
添付資料：調査票		(55)

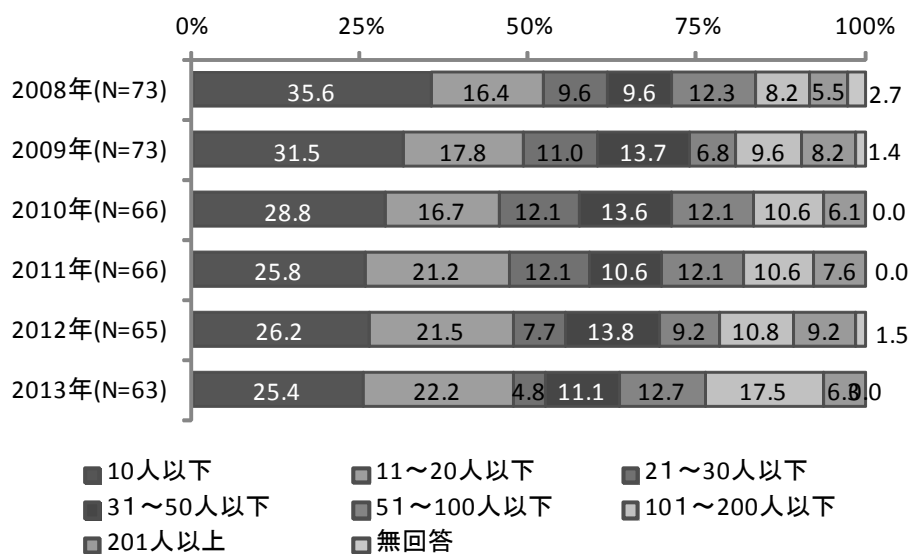
■調査目的	・JMRA 会員社における保有調査員の実態について、社員および調査員の資格・研修について、統計調査等の官公庁案件の受託実績や今後の参入意向等について把握する。																																	
■調査手法	・e-mail 調査 会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付。 回収は主に e-mail の添付ファイル形式で行った。																																	
■調査対象	JMRA 正会員社(134 社)																																	
■主要調査項目	☐ 会員社プロフィール ☐ ISO20252 について ☐ 調査員について ☐ 郵送調査やインターネット調査について ☐ 社員や調査員の研修について ☐ 社員や調査員の資格について ☐ 官公庁業務とのかかわりについて ☐ 官公庁業務の受託状況について																																	
■実査期間	2013 年 11 月 1 日～15 日 ※2013 年 11 月 22 日、2014 年 1 月 16 日メールにて督促実施																																	
■回収数／発送	63 社 / 134 社 回収率 47.0%																																	
※過去調査の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>実査期間</th><th>発送数</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008 年</td><td>11/5-28</td><td>142 社</td><td>73 社</td><td>51.4%</td></tr> <tr> <td>2009 年</td><td>11/2-30</td><td>148 社</td><td>73 社</td><td>49.3%</td></tr> <tr> <td>2010 年</td><td>11/1-15</td><td>150 社</td><td>66 社</td><td>44.0%</td></tr> <tr> <td>2011 年</td><td>11/1-15</td><td>147 社</td><td>66 社</td><td>44.9%</td></tr> <tr> <td>2012 年</td><td>11/1-15</td><td>141 社</td><td>65 社</td><td>46.1%</td></tr> </tbody> </table>					実査期間	発送数	回収数	回収率	2008 年	11/5-28	142 社	73 社	51.4%	2009 年	11/2-30	148 社	73 社	49.3%	2010 年	11/1-15	150 社	66 社	44.0%	2011 年	11/1-15	147 社	66 社	44.9%	2012 年	11/1-15	141 社	65 社	46.1%
	実査期間	発送数	回収数	回収率																														
2008 年	11/5-28	142 社	73 社	51.4%																														
2009 年	11/2-30	148 社	73 社	49.3%																														
2010 年	11/1-15	150 社	66 社	44.0%																														
2011 年	11/1-15	147 社	66 社	44.9%																														
2012 年	11/1-15	141 社	65 社	46.1%																														

■企業属性

【売上高】

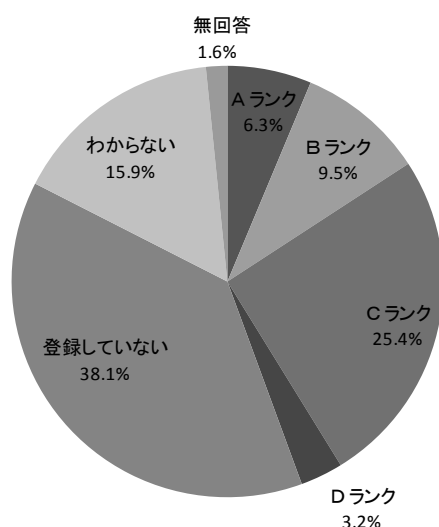


【従業員数】



■F3. 中央省庁全省統一資格における貴社でのランクは次のどれに該当しますか。

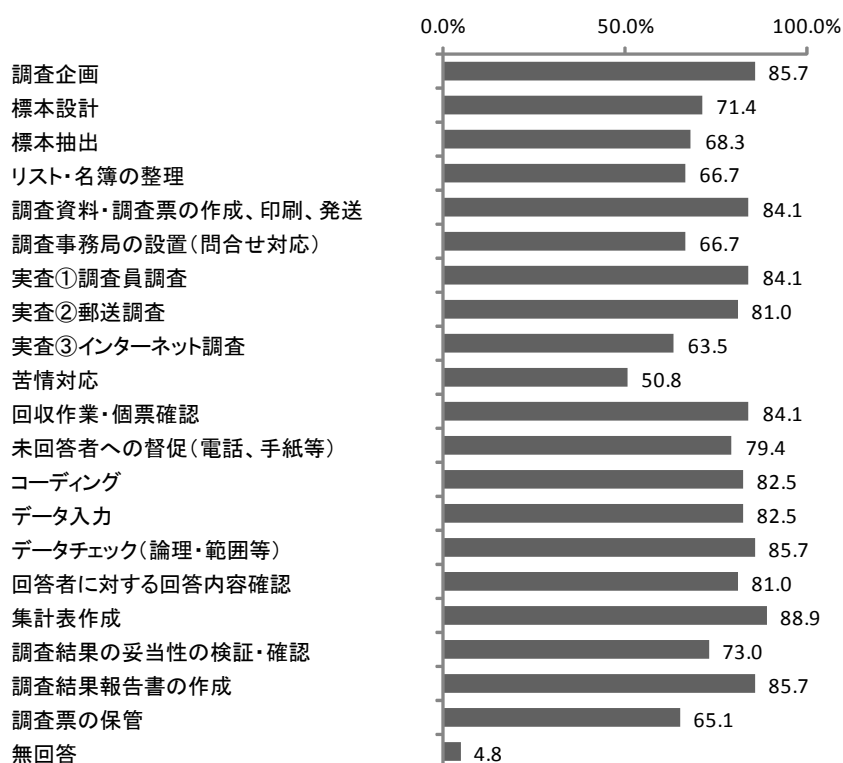
(N=63)



※統一資格ランクとは入札参加資格で付与される等級で、A、B、C、Dの4ランクがある。等級ごとに入札可能案件の基準が決まっている。案件ごとの予定価格によって、参加できるランクが異なる。また、事業者の年間売上高、自己資本額、営業年数などによって点数が与えられ、等級が付与される仕組みとなっている。例えば、予定価格が3,000万円以上の案件は、Aランクの登録業者しか応札資格はない。なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。出典は「競争参加者の資格に関する公示」。

■F6. 貴社が受託可能な業務領域をお知らせください。(公的統計の調査に限りません。)

(N=63)



<全体総括>

- ・当委員会における会員社に対する調査は今年度で 6 回目、調査タイトルを「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 2 回目の調査となった。今回の調査内容については、ISO20252 などの認証資格、郵送調査やインターネット調査の実態について等の質問を新設した。

<各章の概況>**■ISO20252 について**

- ・認知率は 9 割に迫っているものの、取得率は 1 割に満たず、大多数の会員社が取得予定なしと回答している。
- ・ISO20252 を含めた各種規格認証の非取得意向の理由として多く挙がっているのは、コストについて、労力、得意先からのリクエストがないこと、業務上必要がないことであった。
- ・ISO20252 は約 3 割の会員社が必要性感じると回答している。必要性感じている理由としては、クライアントからの信頼向上、社内の品質管理・マネジメント向上、リサーチ業界の地位向上が上位に挙がっている。必要性感じていない理由としては、クライアントが規格認証にこだわらない、取得するメリットが感じられない、取得に時間や人手・費用がかかりそう、などが挙がっている。

■調査員について

- ・調査員を保有している会員社の割合は約 6 割(41/63 社)であった。
- ・稼動可能な調査員数は、全ての調査手法を合計した人数で 1 社あたり 544 人となっており、「訪問調査」の調査員は 32 社(1 社平均約 400 人)が保有している。
- ・統計調査員との兼務割合は 37.1%となっており、昨年度(24.9%)よりも高まっている。
- ・昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境に対する意見として、高齢化および後継者の不足(それに伴う体力、IT スキルの低下)、インターネット調査の台頭に伴う調査員案件の減少と手当の低下、調査員調査を取り巻く環境の悪化(個人情報管理、協力率の低下、トラブルの増加)などが挙がっている。

■郵送調査やインターネット調査について

- ・郵送調査の実施案件数は合計で 1,670 件となっている。
- ・インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(20 社)であった。実施体制は「一部社内、一部外部委託」が約 4 割を占めている。
- ・インターネット調査の実施案件数は合計で 2 万 9,713 件となっている。

■社員や調査員の研修について

- ・プライバシーマーク規定に基づく研修では社員と調査員の差が見受けられなかったが、個別のスキルアップ研修は社員に対する実施割合が高く、ロールプレイングは調査員に対する実施割合が高くなっている。
- ・調査員に対する研修は、ほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しては社内講師によるものだけでなく、外部講師の招聘や外部研修など幅広い方法で実施がされている。

■社員や調査員の資格について

- ・統計調査士が 15 社、168 人、専門統計調査士が 16 社、233 人である。専門統計調査士は昨年（12 社、127 人）に比べ、社数および人数ともに増加している。
- ・統計調査士および専門調査統計士の受験者数は 2 年連続で減少している。
- ・専門統計調査士は社内での非告知が 4 割に迫っている。推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。費用は何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社数をわずかに上回っている。また、専門社会調査士は社内での非告知がほぼ半数に上っている。推奨は全社的推奨に選択的推奨を合わせても 1/4 程度となっている。

■官公庁業務とのかかわりについて

- ・官公庁案件の変動費は、5 割近い会員社が 70%以上となっている。
- ・参入意向を業務タイプ別に聴取した結果、実査から集計までの一貫型が最も参入意向度が多い。
- ・参入を希望する調査手法は郵送調査が上位となっている。
- ・官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、人材育成、同業他社との連携、業務委託先の拡充が挙げられている。

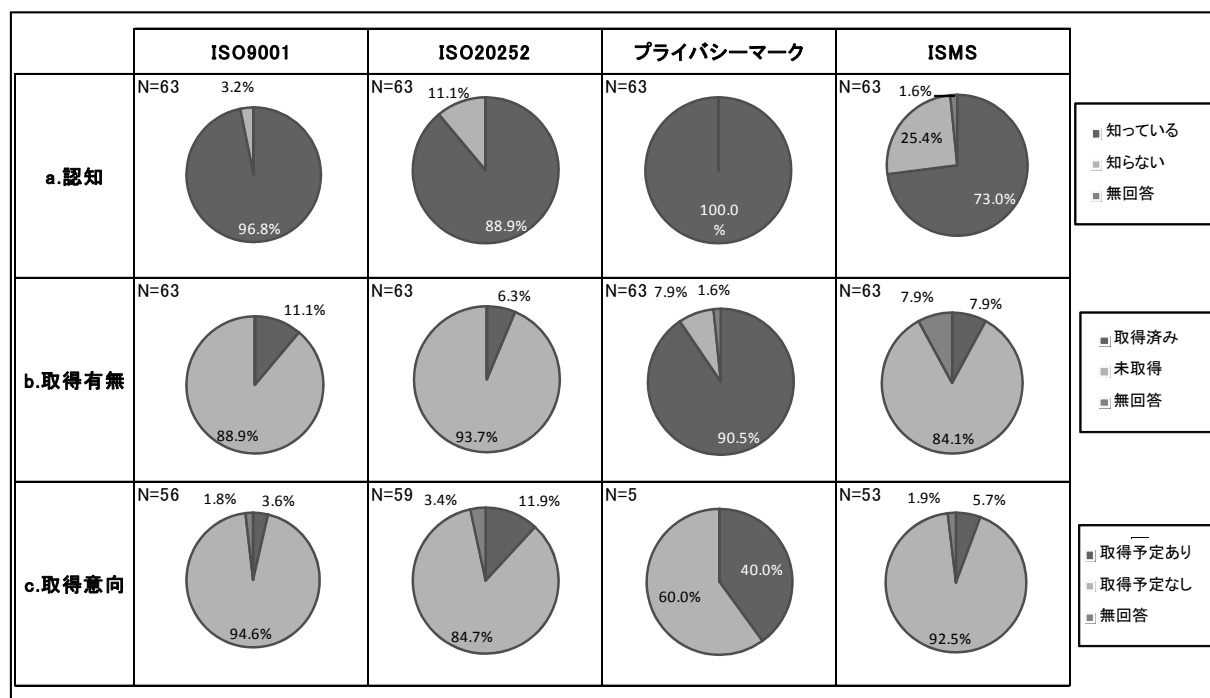
■官公庁業務の受託状況について

- ・2012 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。
- ・官公庁からの受託本数は 1,024 本（2011 年度は 1,180 本）、受託金額は 78 億 9,248 万円（同、87 億 9,814 万円）であり、全体としては本数、金額ともにやや減少となった。
- ・府省からの受託本数は 165 本（同、108 本）、受託金額は 57 億 4,011 万円（同、56 億 9,160 万円）であり、全体の傾向とは異なり、本数、金額ともに増加となった。府省別に本数をみると、経済産業省(33 本)、厚生労働省(29 本)、国土交通省(25 本)、内閣府(21 本)が多くなっている。
- ・調査手法別にみると、郵送調査が本数、金額ともに 5 割程度を占めている。
- ・2013 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。
- ・官公庁からの受託本数は 857 本、受託金額は 51 億 1,346 万円であった。このうち、府省からの受託本数は 123 本、受託金額は 31 億 948 万円であった。府省別に本数をみると、国土交通省(28 本)、経済産業省(23 本)、内閣府(22 本)が多くなっている。
- ・調査手法別にみると、郵送調査が本数でも金額でも約 7 割を占めている。

1. 各種規格認証の認知／保有／取得意向

ISO20252 の認知率 9 割に対し、取得意向は 1 割台にとどまる。

F4. 貴社における各種規格認証の認知、取得状況等についてお知らせください。(各 SA)



- プライバシーマークは全社が認知しており、ほとんどの会員社が取得済みである。
- ISO や ISMS は認知しているものの非取得が多く、取得意向も高くなかった。

2. 各種規格認証の非取得意向の理由

F4. 各種規格認証を取得する意向がない場合はその理由についてもお知らせください。(FA)

ISO9001、ISO20252、ISMS に共通する非取得意向の理由
■ 現状の経営規模ではプライバシーマークに必要とされる各種規程や体制で十分と考えているため。
■ 業務効率の悪化を予想しているため。
■ 運用管理する人件費や取得費用の面で余裕がないため。
■ 労力面や費用面でのデメリットの方が多いと感ずるため。
■ 無駄なコストがかかるため。
■ 業務時間不足のため。
■ 人員不足のため。
■ 現在の経営には見合っておらず、顧客からの要望もなく、必要性を感じられないため。
■ 当社の得意先環境では、今のところ必要を感じないため。
■ 特に必要ない、求められていないため。
■ 事業上の必要がないため。
■ 業務遂行上の必要性が認められないため。
■ 現時点で取得の必要性を感じていないため。
■ 必要性を感じていないため。
■ 現状では、必要性を感じないため。
■ 必要性がないため。
■ 必要性を感じていないため。
■ 取得のメリットが感じられないため。

ISO9001 および ISO20252 に共通する非取得意向の理由
■ 人的資産とコストがかかるため。
■ 経費負担が大きいため。
■ 発注元からの取得依頼がないため。経営規模が小さく、グローバル化する予定もないため。
■ 必要性を感じないため。
■ 現状では必要ないため。
■ 当面、必要ないため。
■ 今のところ特に必要性を感じていないため。

ISO9001 非取得意向の理由
■ ISO20252 を検討しているため。
■ 業務の性質上、ISO20252 の製品認証を重視しているため。
■ 過去に取得していたが、グループ会社の方針変更により、ISO20252 を取得することになったため。
■ 定性調査を主たる業務とし、マーケティング・リサーチ綱領等に従った品質管理を実践しているため。
■ 当面の受託においては、必要性がないため。
■ 製品の製造販売を行っていないため。
■ 取得の必要性が今のところないため。
■ 取得していたが弊社スタンダードを使用するため、2009 年に返上したため。

ISO20252 非取得意向の理由
■ 親会社が取得している。グループ会社として ISO20252 に該当する調査の集計については、準拠して対応しているため。
■ 海外との取引がないため。
■ クライアントからの要望がないため。
■ グローバルな調査は少ないこと、および調査実施は専門調査会社に外注するため。
■ 定性調査を主たる業務とし、社会調査および世論調査等の実施は行っていないため。

プライバシーマーク非取得意向の理由
■ 取得の必要性が今のところないため。
■ 個人情報保護法の求める要件を満たす業務を行っていないため。手続(更新を含めて)の煩雑さ、費用などから取得する意義を感じていないため。
■ 体制整備が万全であり、あえて取得する必要性はないと感じているため。
■ 会社規模の縮小で更新を止めたため。

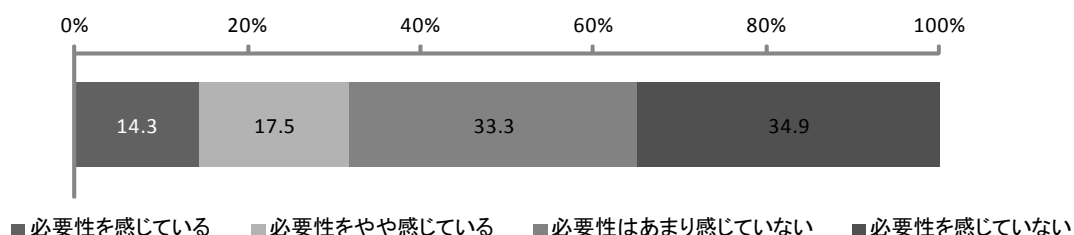
ISMS 非取得意向の理由
■ ISO20252 の導入を検討しているため。
■ 親会社が取得しているため。なお、グループ会社として ISMS のスコープに該当している部署は、準拠して対応している。
■ ISO27001 を取得しているため。
■ 現状ではプライバシーマークで十分と考えているため。
■ 現状はプライバシーマークで十分であり、クライアントからも求められていないため。
■ プライバシーマークを取得しているため。
■ 発注元からの取得依頼がないため。
■ 特に必要を感じていないため。
■ 必要性を感じられないため。
■ 現状では必要ないため。
■ 今のところ取得の必要性がないため。
■ 定性調査を主たる業務とし、対象者パネルなどやアンケートシステムなどを自社で保有していないため。
■ グループ全体として、対象部門を決定しているため。

3. ISO20252 の取得必要度とその理由

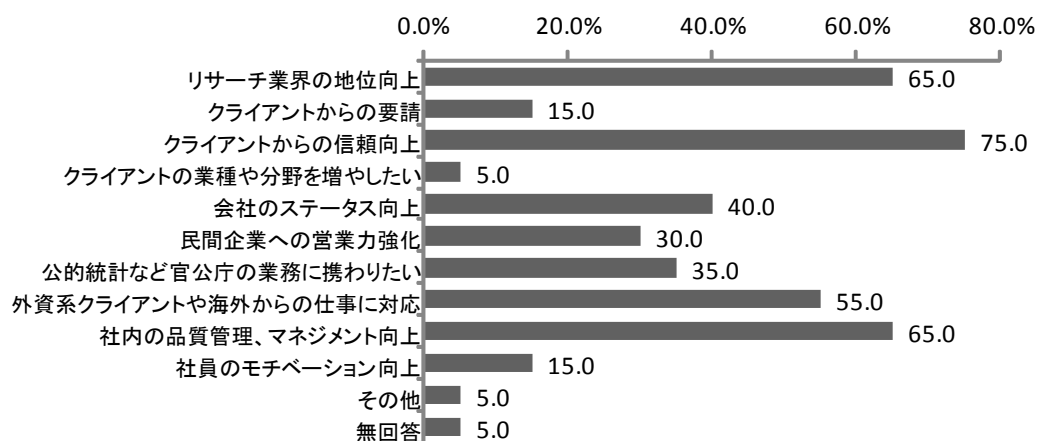
ISO20252 は約 3 割の会員社が必要性を感ずると回答している。

F5. 貴社では ISO20252 について、取得の必要性をどの程度お感じになっていますか。(SA)
また、そのようにお答えになった理由をお選びください。(MA)

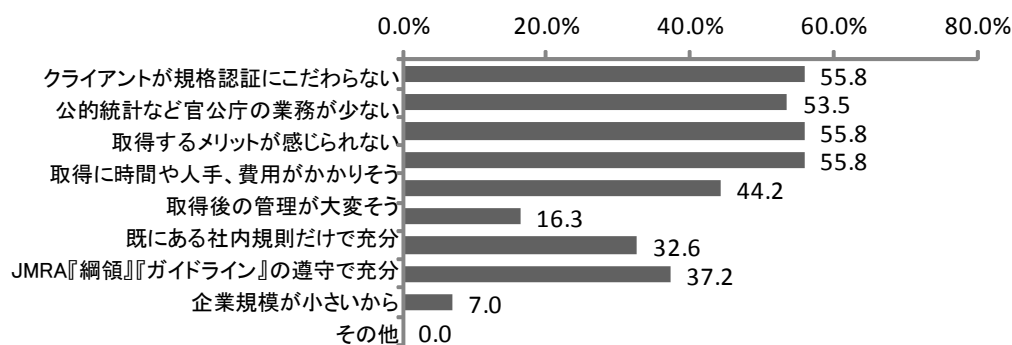
■ISO20252の必要度(N=63)



■必要性を感じている理由(n=20)



■必要性を感じていない理由(n=43)



●必要性を感じている理由としては、クライアントからの信頼向上、社内の品質管理・マネジメント向上、リサーチ業界の地位向上が上位に挙がっている。

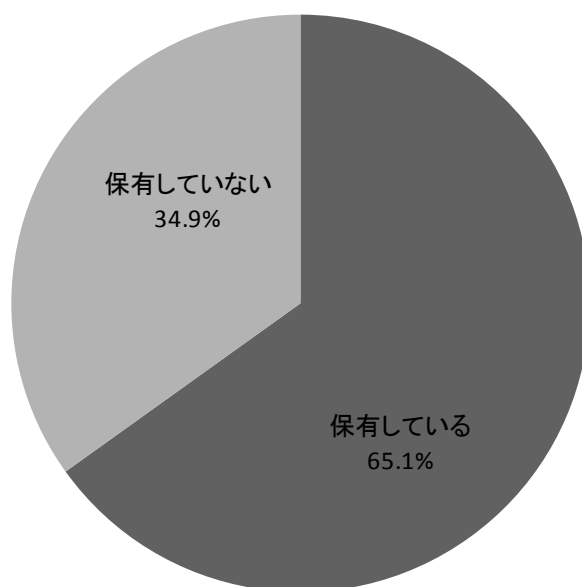
●必要性を感じていない理由としては、クライアントが規格認証にこだわらない、取得するメリットが感じられない、取得に時間や人手・費用がかかりそうなどが挙がっている。

1. 調査員の保有有無

調査員を保有している会員社は約 6 割となっている。

問 1. 貴社は「訪問調査、来店客調査、CLT 等の各種調査に対応できる調査員」を保有していますか。(SA)

(N=63)



●JMRA 加盟 134 社のうち、今回の調査に回答したのは 63 社である。このうち、調査員を「保有している」と回答をしたのは 41 社（65.1%）である。

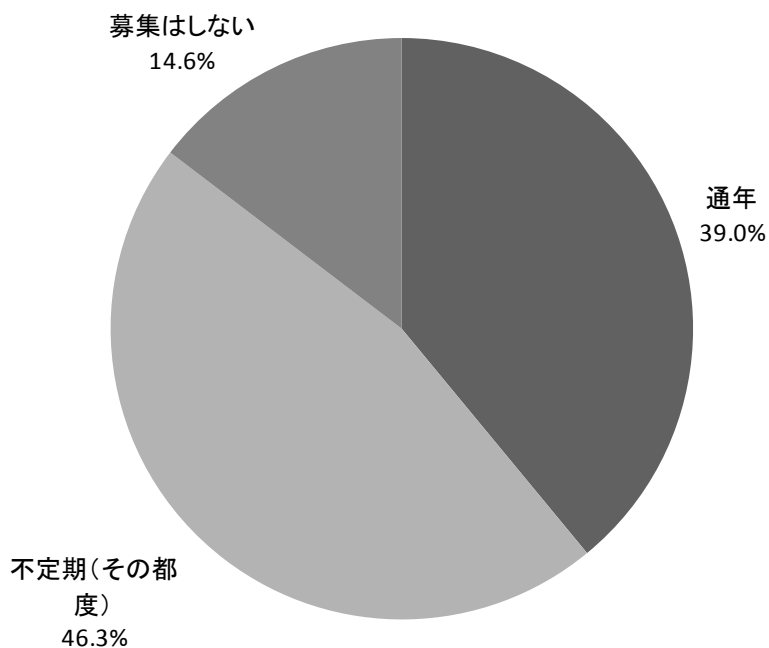
●調査員「保有」の割合は、昨年度調査（58.5%）と同程度であった。

2. 調査員の募集時期

調査員を通年募集しているのは 41 社のうち 16 社となっている。

問 2SQ1. 貴社における調査員募集の時期をお知らせください (SA)

(n=41) 調査員保有社ベース



●調査員の募集を不定期で行っている会員社が約半数、募集をしていない会員社は 15%ほどである。

3. 手法別・エリア別調査員人数／統計調査員の兼務割合

訪問調査の調査員は 32 社が平均約 400 人を保有している。

【調査員を保有している正会員社にお伺いします。】

問 2SQ2. 貴社で保有している調査員のうち、実際に『稼働可能な調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数を調査手法ごとにお知らせください。(FA)

問 2SQ3. 貴社で『稼働可能な訪問調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数をブロック別にお知らせください。(FA)

問 2SQ4. 訪問調査員のうち、官公庁の統計調査員の仕事をされていると思われる調査員はおおよそどのくらいの割合を占めますか。

手法別調査員人数			エリア別訪問調査員人数		
	回答社数	平均人数		回答社数	平均人数
訪問調査	32	408.2	北海道	21	27.7
ミステリーショッパー	24	242.3	東北	21	48.8
来店客・来街者	28	94.0	北関東	18	26.4
電話調査	19	60.4	首都圏	28	122.0
CLT	33	98.0	北陸信越	19	48.1
その他	9	34.6	東海	24	60.6
合計	35	544.0	近畿	26	72.5
統計調査員の兼務割合			中国	20	43.6
	回答社数	%	四国	20	27.1
訪問調査員	28	37.1%	九州	20	95.0

※調査手法間の重複カウント、エリア間の重複カウントを許容しているため、各項目の合計値と合計欄の値は一致しない。

●稼働可能な調査員数は、全ての調査手法で合計した人数で1社あたり544人となっている。(昨年度調査では563人)

●手法別で平均人数が最も多いのは「訪問調査」32社408人(同33社372人)であり、以下、「ミステリーショッパー」24社242人(同25社248人)、「CLT」33社98人(同33社85人)、「来店客・来街者」28社94人(同29社98人)、「電話調査」19社60人(同23社56人)と続く。

●エリア別訪問調査員の人数は、「首都圏」が最も多く1社平均122人、次いで「九州」の95人である。

●統計調査員との兼務割合は37.1%となっており、昨年度(24.9%)よりも高まっている。

4. 調査員や調査員調査を取り巻く環境について

問 3. 昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境についてご意見をお聞かせください。
(調査手法による違いなどがあれば、それぞれについて、お答えください) (各 FA)

調査員自身の資質・能力・やる気などについて
■ 調査員の高齢化が懸念されるが、自由回答のヒアリング能力は評価している。
■ 調査員の高齢化。
■ 調査員の高齢化と調査員の減少(若年層で調査員希望者を募るのは難しい)。
■ 高齢化が進んでいる。
■ やや高齢化しつつも、真剣に取り組んでいる。
■ 高齢化が進んでいるので IT への対応は難しい。
■ 調査員の高齢化が進み、調査設計(割り付け、条件、調査票)に対する理解が低下している。 また、新しい調査手法やモバイル機器など新しいことについていけない人が増えている。調査環境の悪化、細かい割り付けや複雑でボリュームの多い調査票にもかかわらず、票単価が下がっている現状に調査員のモチベーションが下がっている。
■ 全国的に調査員の高齢化が進んでいるため、調査員自体の能力や経験値は高いが、無理がきかない人が多くなっている。
■ 調査員の高齢化が進んでいたが、徐々に入れ替えが進んでいる。但し、以前のようにマーケティングやリサーチに大いに関心があるレベルの高い調査員が少なくなったようである。
■ 調査員の若返りが進んでおらず、IT 化が進む中、なかなか調査の現場に IT スキルを取り込むことができない。
■ 調査員の高齢化により体力的な面で不安を抱える。PC や ipad などの IT 機器の利用が容易でない調査員が多い。
■ 訪問調査員が特に高齢化していて、複雑な調査内容を面倒に感じるようになってきた。
■ 婦人調査員の高齢化がますます進んでいる。業務量が 10 年前と比べておよそ 1/10 位に激減している。若手調査員のなり手が少ないことも問題。
■ ベテランが多く、資質や能力のレベルは高いが、一部には高齢化により注意力が衰える傾向もみられる。報酬単価の低下がやる気をそいでいる面が否めない。
■ 高年齢化に伴い、少々パワーが低下している。
■ 高いインタビュースキルや資質を備えている。
■ IT 技術、デバイスの変化に伴う調査員のリテラシー強化。20 代、30 代のスタッフの拡充が必要。
■ 内容の高度な調査が増えているのでより高い能力が求められる。

■ 近年の調査は労力に見合うだけの対価となっていないように感じる。特に新人の調査員は簡単にお金を稼げず、残る人はほとんどいない。新人調査員のやる気を維持させるのは非常に困難となっている。キャリアの長い調査員が長年の信頼関係で何とかつながつているのが現状で、ボランティア的な意識で調査を引き受けてくれている調査員も多く見受けられる。
■ 女性の職業の多様化に伴い、若い女性は事務や軽作業に流れ、調査員の高齢化が深刻になっている。対象者のプライバシー意識の高まりや会社側のコンプライアンスも含め、以前のように専業主婦が時間の調整をしながら行うというような気軽なものではなく、専門的な職業になってきている。しかし支払い単価はなかなか上らず、割に合わない仕事であるとよく言われている。
■ 新規参加者は、年々レベルが高くなってきている。古参は、経験が豊富なだけに足踏みをする人もいるが、それらには十分な目配りが必要であり、改善されない場合は、他への影響を考え、切り捨てることも想定している。
■ 公的調査の手当の実情を垣間見るに、このような現状で調査員の士気を高めるとは言いにくい状況である。
■ スタンダードな調査(住民票抽出による面接調査)がほとんどないため、調査員スキルを活かすせる調査が少ない。そのためか、調査員のモラルが低下してきている。
■ 以前に比べ資格、能力、やる気が低下して来ている。各社のしっかりした指導、教育が重要と考えている。
■ 母集団に対する代表性に対する意識が希薄。(そのような調査自体、求められる数が少なくなってきたことが要因)
■ 長く続けている人は自社だけで収入の確保は難しいため、自社だけでなく、他の調査会社にも登録しているとみられる。いろいろな会社で経験を積んでおり、能力は高い。
■ ベテラン調査員(高齢の調査員)のリタイアが心配される。特に自宅訪問調査員。弊社では訪問調査が少ないので若手の育成が難しい。調査員のやる気は持続している。
■ 調査員を使う仕事の頻度が低い(稼働が少ない)ため、新規の調査員がなかなか育たない。やる気はあっても仕事が少ないため、独自に募集し調査員を確保するのは困難である。
■ 調査員間のバラツキが多い。
■ 徐々に質が落ちている。

民間調査会社からみる調査員を取り巻く環境について
■ インターネット調査が主流となり、特に地方において他の仕事につくことが多く、急な調査員召集に対応できなくなってきた。
■ インターネット調査への移行が多く、調査員を使う業務が激減している。仕事量減イコール収入減となり、調査員のみでかせぐのは厳しいのではないかな。
■ インターネット調査が主流となった現在では、仕事がほとんどなく、調査員が保持する面接能力・調査員力が宝の持ち腐れとなりつつある。
■ インターネット調査の乱立により、統計調査の機会がなくなってきた。
■ インターネット調査の多用により、調査に必要な調査員数が減っている。
■ 現状は調査員を使う仕事が減少(インターネット調査が多い)しており、以前登録していた調査員から仕事の状況を聞く連絡が入る事もあるなど、給与(待遇)面では厳しいのではないかな。
■ 訪問調査は減少傾向にある。
■ 訪問調査自体の件数が減っているため、年々、調査員も少なくなっている。
■ 主に以下の点より、年々調査員調査の環境は厳しくなっている。調査員調査の減少(仕事が少ない)、個人情報法保護意識の向上やオートロックマンションの増加等により調査協力が得にくい。
■ 調査員稼働型の調査は、調査環境の悪化やそもそものニーズの減少により、他の業界で働き口を求める動きが多く、調査員の確保が困難になってきている。
■ 調査環境は年々、厳しくなっている。単身世帯の増加、高齢者世帯の増加などに伴う不在率や拒否率が上昇している。また、個人情報の取扱規制がますます厳しくなっているなか、昔では考えられなかったような対象者とのトラブル、クレームなども発生し始めている。
■ 調査員を取り巻く調査環境は悪くなっている。個人情報の取り扱いやオートロックの集合住宅など、訪問調査にとって厳しい環境である。ただ、そんな厳しい中で自分なりに工夫して回収率を確保している調査員も多い。
■ 調査員の高齢化、渋谷道玄坂でストリートキャッチのリクルートに対する警察の規制が厳しくなってきた。
■ フィールド型の調査が減っているので、調査員は他の仕事に就くなど、調査員離れが起きている。調査員のなり手は減少傾向にあり、一人の調査員が何社にも登録しているのが現状。特にフィールド調査に対応できる調査員は、その傾向が強いため、大規模調査を数社で行うようなタイミングでは、調査員の取り合いになっている。調査環境の悪化から調査員の若返りも含め、なり手がいない。
■ 当地区では、調査員の複数調査会社掛け持ちが多く、表立ってではないが、実質各調査会社間での調査員の取り合いが発生している。また、役所が比較的若手の調査員を囲い込み内勤作業をやらせているようで、楽な仕事を覚えた調査員が離れていき、深刻な調査員不足が発生している。

■ 調査が下期から年度末に集中し、他に頼めないため、一人の調査員が数多くの調査や各社の調査を掛け持ちすることが心配である。退職補充が思うようにいかないのが悩みである。
■ 新たななり手が少ない。ベテラン調査員は固定観念に縛られ融通が利かない。
■ 調査員の高齢化問題。
■ 対象者が非協力的である。
■ 対象者の調査協力率が下がってきているように感じる。
■ 情報管理の徹底に気をつかう。
■ 調査対象者の個人情報保護に関する意識が高いため、細心の注意を払わないとクレームにつながる。
■ 個人情報保護法やオレオレ詐欺等の増加が原因と思われる調査拒否の増加。
■ 個人情報保護法の施行以来、対象者の警戒心が高くなり、機縁以外の手法による対象者設定が大変きびしい様子である。
■ 経済的な面で魅力が低下してきている。
■ 民間調査機関が参入できるようになって、極端に価格競争になってしまっているように見受けられる。故に調査のクオリティが高くなっているなどあり得ない。現状はひどいものである。
■ 1票単価(コストダウン)の世界であり、環境がどうこう言っている場合ではない。
■ 調査員に若い世代が少なく、縮小傾向となっているのではないか。
■ 後継者不足により、従来の調査員組織を継続維持できるか懸念がある。調査員調査が減少している中では、やむをえない状況であると認識している。
■ 定性調査の内容が年々複雑になっており、個々人の事前準備に要する時間や労力が増大している。
■ 気候変動により夏季高温時の調査は控えた方が良いと思っている。特にストリートキャッチ式のリクルーター及び訪問調査員の健康被害が心配される。
■ 従前と変わらない。

1. 郵送調査のサンプルサイズ別実施案件数

郵送調査の実施案件数は合計で 1,670 件となっている。

問 4. 貴社で 2012 年度に実施した郵送調査の案件数をサンプルサイズごとにお知らせください。(各 FA)

(N=63)

		合計	1,000s未満	1,000～ 5,000s未満	5,000～ 10,000s未満	10,000s以上
合計	N=63	1,670件	928件	489件	77件	176件
2億円未満	n=19	53件	18件	34件	1件	0件
2億円台	n=4	88件	20件	52件	15件	1件
3億円台	n=4	76件	45件	22件	8件	1件
4～5億円台	n=4	32件	25件	6件	1件	0件
6～10億円台	n=6	45件	36件	1件	1件	7件
11～20億円台	n=8	112件	28件	69件	10件	5件
21億円以上	n=15	1,264件	756件	305件	41件	162件

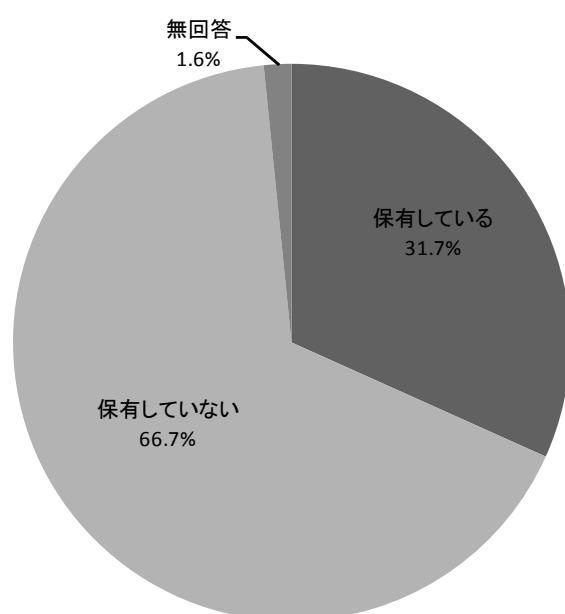
●サンプルサイズ別にみると、1,000s 未満が最も多く 928 件であった。サンプルサイズの大きい 10,000s 以上の案件数は 176 件であった。売上高規模の大きい会員社がほとんどを占めている。

2. インターネット調査の自社パネル保有有無／パネル数

インターネット調査の自社パネル保有率は3割となっている。

問 5. 貴社ではインターネット調査の自社パネル（国内）を保有していますか。（SA）
保有している場合はパネルの人数をお知らせください。（FA）

(N=63)



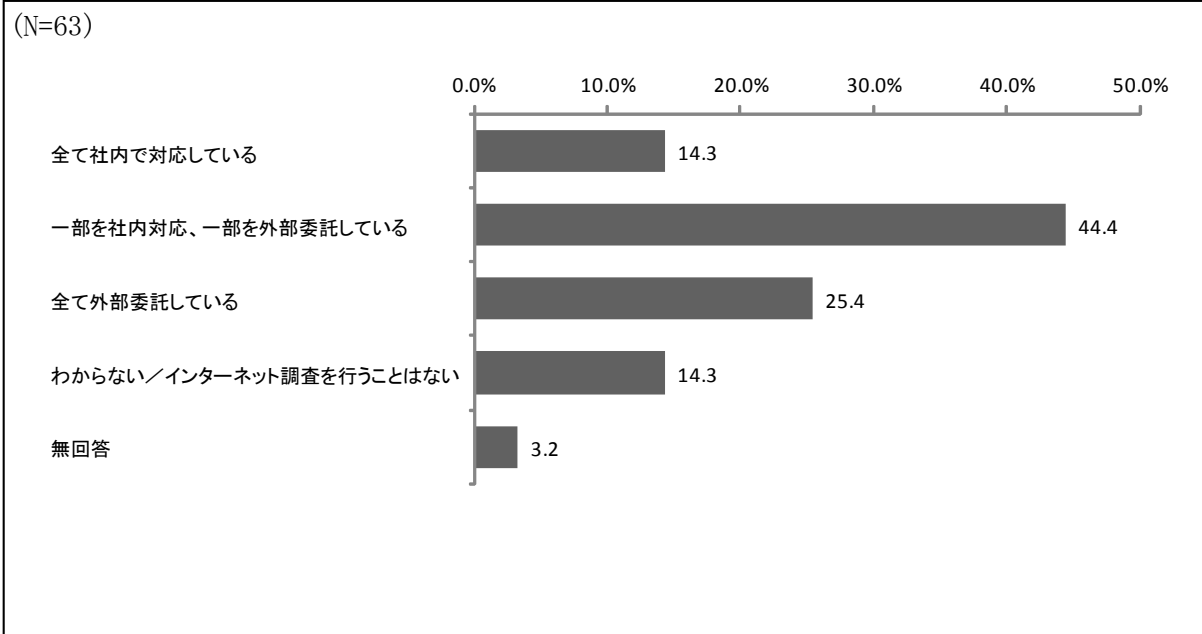
パネル保有人数		
	%	社数
全体	100.0	20
5万人未満	30.0	6
5万人～	15.0	3
10万人～	15.0	3
20万人～	5.0	1
30万人～	-	-
50万人～	10.0	2
100万人～	15.0	3
無回答	10.0	2

●インターネット調査の自社パネルを保有していると回答した会員社(20社)のパネル人数の内訳をみると、5万人未満が最多の6社であった。100万人以上のパネル人数を保有している会員社は3社となっている。

3. インターネット調査の対応体制

インターネット調査の社内一貫対応は少数派となっている。

問 5SQ1. 貴社ではインターネット調査のシステム開発や画面作成はどのような体制で対応していますか。(MA)



●最も多かったのは、「一部社内対応、一部外部委託」であり、約4割を占めている。

4. インターネット調査の実施案件数

インターネット調査の実施案件数は合計で 2 万 9,713 件となっている。

問 5SQ2. 貴社で 2012 年度に実施したインターネット調査の案件数をお知らせください。(FA)

(N=63)

<売上高別>

			0本	1～9本	10～29本	30～49本	50本～99本	100本～299本	300本～	無回答
1 2 年 度 売 上 高	合計	N=63	8	7	10	7	2	10	9	10
	2億円未満	n=19	4	5	4	3	-	-	-	3
	2億円台	n=4	1	-	2	-	-	1	-	-
	3億円台	n=4	-	1	-	-	1	2	-	-
	4～5億円台	n=4	-	-	2	2	-	-	-	-
	6～10億円台	n=6	1	-	1	1	-	-	2	1
	11～20億円台	n=8	1	1	1	-	-	4	-	1
	21億円以上	n=15	1	-	-	1	1	2	7	3
	無回答	n=3	-	-	-	-	-	1	-	2

(社)

<合計件数>

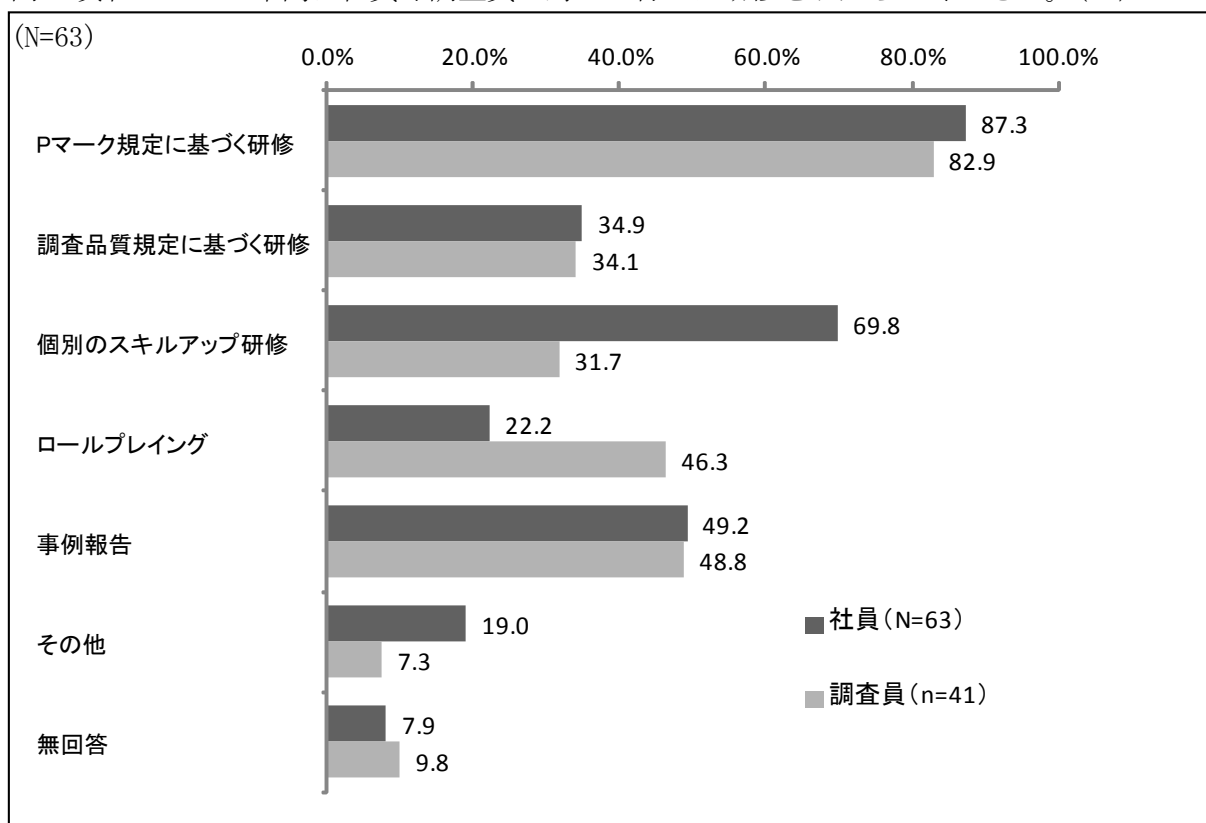
		実施社数	合計件数
1 2 年 度 売 上 高	合計	53社	29,713件
	2億円未満	16社	178件
	2億円台	4社	120件
	3億円台	4社	398件
	4～5億円台	4社	106件
	6～10億円台	5社	1,743件
	11～20億円台	7社	614件
	21億円以上	12社	26,354件
	無回答	1社	200件

●インターネット調査案件の分布をみると全く行っていない会員社から、300 本以上行っている高頻度の会員社まで広範囲に分布している。

1. 社員や調査員の研修実施内容

プライバシーマーク規定に基づく研修はほとんどの会社で実施。

問 6. 貴社でこの 1 年間に社員や調査員へ対して行った研修をお知らせください。(MA)

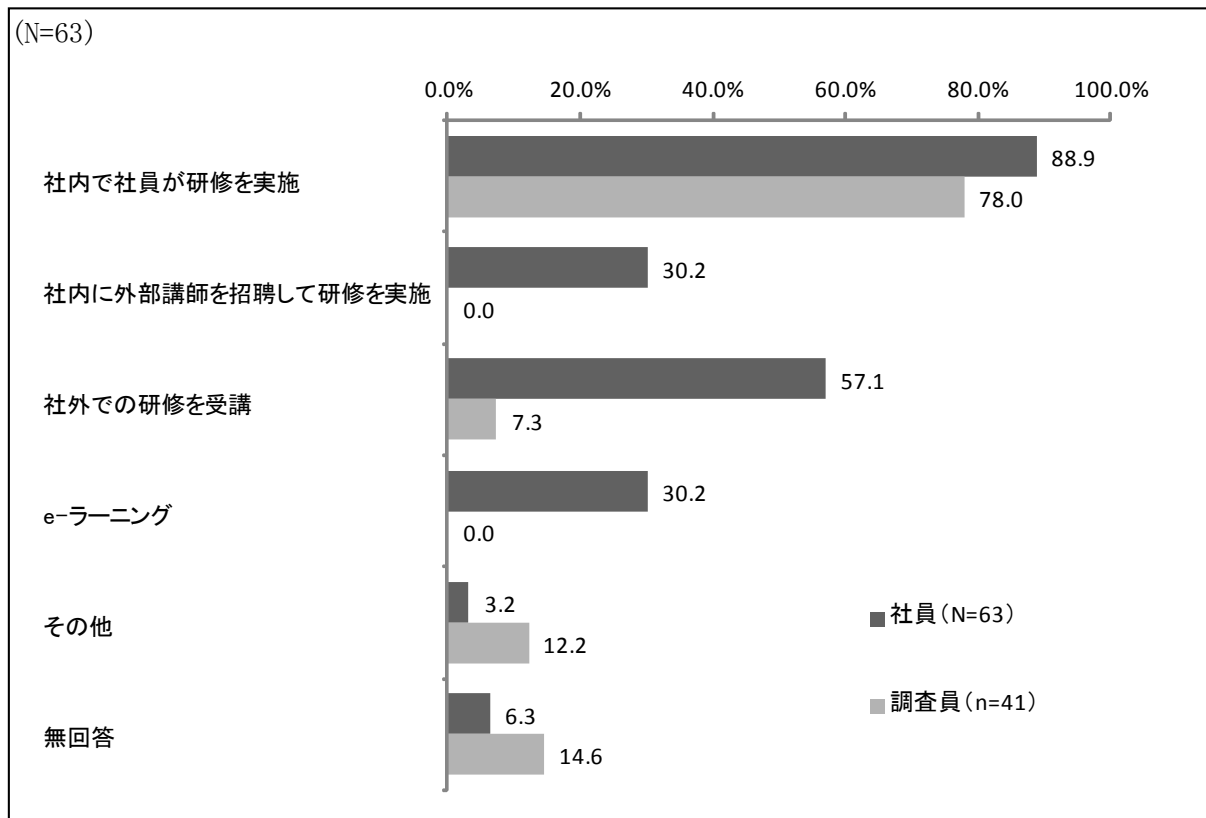


● プライバシーマーク規定に基づく研修は社員と調査員で差が見受けられなかったが、個別のスキルアップ研修は社員での実施割合が高く、ロールプレイングは調査員での実施割合が高くなっている。

2. 社員や調査員の研修実施形式

自社対応の研修形式が大半を占めている。

問 7. 貴社でこの 1 年間に社員や調査員へ対して行った研修はどのような形で実施しましたか。
(MA)



●調査員に対する研修はほとんどが社員によるものであるのに対し、社員に対しては社内講師、外部講師の招聘や外部研修など幅広い方法で実施がされている。

3. 社員や調査員の能力向上のために取り組んでいること

問 8. 調査会社として社員や調査員の能力向上のために取り組んでいるモノ・コトを教えてください。一般教養、統計学や語学などの学問領域、コミュニケーション・マナー・モラルなどのヒューマンスキル、個別の資格対策など、どのようなことでも構いませんので、貴社での取り組みをできるだけ具体的にお知らせください。(FA)

■ 品質管理（監査、指摘、改善、フィードバック）のために、統計調査士や専門統計調査士の資格取得を支援している。
■ 社員に対して、統計調査士、専門統計調査士の資格取得のための教材の購入、配布と受験費用は会社負担している。その他、社員の希望に応じて教材やソフトの購入を行っている。
■ OJT を中心に、外部講習等で統計知識、英語、IT、パソコンスキルなどを組み合わせている。統計調査士資格、社会調査士資格には適宜、取得の機会を与えている。
■ 統計講座等の推奨(受講費用の補填)をしている。
■ 若手社員に対して統計検定受験を勧めており、受験料を会社で負担している。
■ 統計学や語学などリサーチに必要なスキルの研修、マネジメントクラスへの管理職研修を実施している。
■ 統計学、訪問調査の実施方法、調査内容の精査方法などの研修を行っている。
■ 社員に対して、語学(英語)研修を実施している。
■ 社員に対しては、英語能力アップのための通信講座受講支援と資格取得支援、外部での統計講座の受講支援等をしている。新入社員に対しては、社内研修と外部研修を実施している。
■ 英語能力を英検で測り、2 級以上取得者には級に応じて手当を支給している。統計実務講座は修了を必須としている。修了者には手当を支給している。
■ 汎用的なビジネススキルは全社での取り組みとし、個別業務スキルは部門別の取り組みとしている。また、社員の自主性を重視し、多数の研修プログラムから選択して受講するスタイルを採用している。
■ 社員には社内勉強会、事例発表、e ラーニングを行っており、調査員には IT スキルの向上を目的とした研修を行っている。
■ 社内でマーケティング講座の開催、外部主催の各種研修プログラムへの参加をさせている。
■ 社員には、分析手法などのテクニカルスキル研修を月に 1～2 回、品質管理や個人情報保護研修を年 2 回(社員集会での講話及び e ラーニング方式)行っている。マーケティング・リサーチ知識を確認するための e ラーニングを年 2 回実施している。教育効果確認のためにマーケティング・リサーチ検定の 2 回目を検討している。調査員に対してはコンプライアンス集合研修(個人情報保護を含む)を地域単位で実施(年数回)している。
■ マーケティングの知識とマーケティングビジネス検定を義務付けている。マーケティング・リサーチ全般の研修を実施し、受講後に試験を実施している。

■ プライバシーマーク、コンプライアンスに加えて手法別の調査員教育を定期的実施している。
■ ロジカルシンキング、クライアントを想定したロールプレイングなど「考える力」の向上に取り組んだ。
■ マーケティング研修、統計学研修、ネットマーケティング研修(ログ分析など)を行っている。
■ 若手を対象にした調査に関する講義(月 2 回)を行っている。調査テーマごと社内で講師を選任して実施している。英語研修も社内で講師を選任し月 2 回実施している。
■ コミュニケーション、スキル、論理的思考の研修を行っている。
■ セミナーや勉強会への参加奨励、研究活動を行っている。
■ 研修専門業者と年間契約し、いつでも必要な研修を受けられる体制を構築している。
■ 外部のコンサルと契約し、必要に応じて適切なプログラムを選択し受講させている。
■ 必要に応じて外部のセミナー、研修会に参加している。
■ 各専門部署の社員による社内研修及び社外研修への参加を中心に実施している。
■ 定期的な研究会を行っている。
■ 個人ごとに中期育成計画を作成している。毎年の目標を設定し、PDCA を回している。
■ 社歴に応じたスキルアップ研修への参加。他業種交流セミナーへの派遣等を行っている。
■ 一般教養、モチベーションアップについては、人材マネジメントとして教育体系を策定し、階層別研修などを行っている。社内の図書制度により、経費購入した書籍を会社で管理し、個別に貸し出しや閲覧ができるようにしている。MROC、SNS 分析などの先進テーマについては、社内プロジェクト化し知見の収集とスキル向上に努めている。
■ 社員には、調査業務に関する専門知識研修や職位別マネジメント研修を行っている。社員数が少ないので、社外研修は通信教育を利用している。調査員に対しては、今後、インタビューに特化した研修を行っていく予定である。
■ 統計学、マーケティングに関わらず書籍、資料購入は会社で費用負担している。
■ 定性調査の企画、モデレーション、報告書作成を社員が一貫して行うため、教育係となる者を指名し、チームを組んで OJT での教育を行っている。これ以外に、モデレーションの研修、社外講習会への参加などを実施している。
■ 基本は OJT である。各プロジェクトのステップ毎に頻繁にミーティングを行うことで、実践的なスキルアップを図っている。ノンキャリアの新入社員には、マーケティングやマーケティング・リサーチ全般の内部研修とビジネスマナーの外部研修を行っている。
■ 最近インターネット調査が多くなり、他の調査手法を実際に現場で学ぶ事が少なくなっているので、できるだけ現場(GI や CLT の会場)に行くようにさせている。統計学などの理論武装もさることながら、クライアントとの打ち合わせにもできるだけ参加させ、コミュニケーション能力を磨き、交渉の中で理論を発揮できるように指導している。
■ 調査員には 1 票の大切さ、個人情報保護の大切さを常にインスト時に伝達、指導している。
■ トラブルやクレームなどの事例を蓄積して、社員及び調査員への注意喚起を常に実施している。

■ 調査員に対しては、その都度教育を行い、調査に間違いがないようにしている。
■ OJT で事ある毎に指導している。例えば FA の聴取にあたって、何故プロービングをするのか、何故プロービングをしすぎてはいけないのか等々である。
■ 各ジョブで内容説明、実践、検証をくり返し行っている。
■ 社としては特にはないが、ベテラン社員は少人数で業務受託のために各自適宜、必要なセミナーを受講している。

1. 資格の保有人数

専門統計調査士は 16 社、233 人が保有している。

問 9. 貴社における下記資格の保有人数（社員）をお知らせください。（FA）

(N=63)

資格保有人数

	回答社数	人数
統計調査士	15	168
専門統計調査士	16	233
社会調査士	8	31
専門社会調査士	6	28

※専門統計調査士と統計調査士の保有人数については下記のような点に留意されたい。専門統計調査士の合格条件は、統計調査士と専門統計調査士の両方の試験をクリアすることである。すなわち、両方の試験をクリアしている者は統計調査士と専門統計調査士の有資格者となる。それゆえ、専門統計調査士の試験のみをクリアし、統計調査士の試験をクリアできていない者は専門統計調査士の有資格者とはならない。一方、統計調査士の試験のみをクリアできている者は統計調査士の有資格者となる。

●統計調査士が 15 社、168 人、専門統計調査士が 16 社、233 人である。専門統計調査士は昨年（12 社、127 人）に比べ、社数および人数ともに増加している。

2. 資格試験の受験者数

統計調査士、専門統計調査士の JMRA 社員の受験人数は減少。

問 10. 貴社が把握している下記資格の受験者数（社員および調査員を含む）をお知らせください。（FA）

2012年度受験者数

	回答社数	人数
統計調査士	14	205
専門統計調査士	14	178

2013年度受験者数

	回答社数	人数
統計調査士	11	133
専門統計調査士	12	112

●2013 年度は、統計調査士、専門統計調査士ともに JMRA 会員社の受験社数、受験者数ともに減少している。

<参考>主催者（一般財団法人 統計質保証推進協会 統計検定センター）発表の総受験者数は以下の通り。

2011 年度：統計調査士 286 名 専門統計調査士 258 名

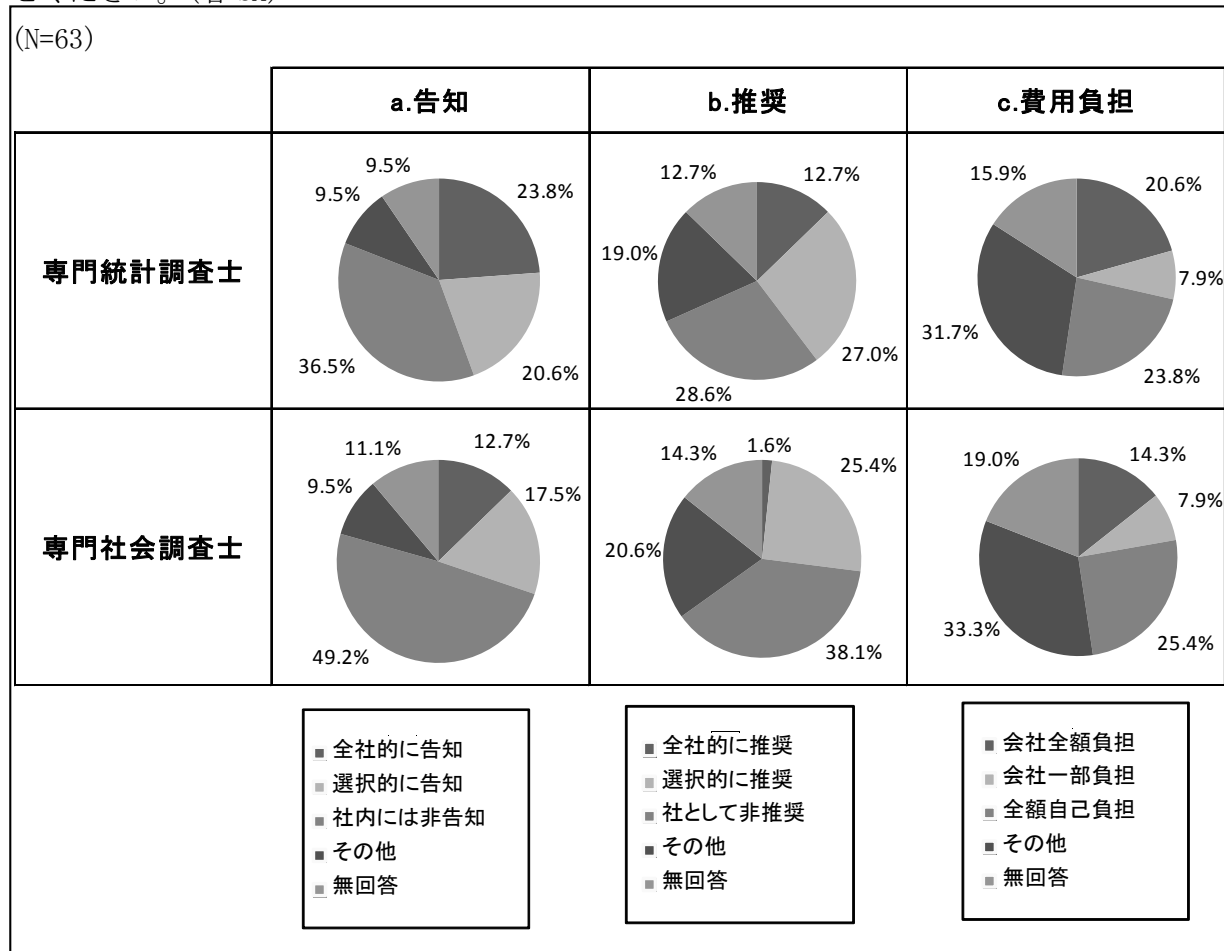
2012 年度：統計調査士 302 名 専門統計調査士 205 名

2013 年度：統計調査士 403 名 専門統計調査士 229 名

3. 専門統計調査士および社会統計調査士取得への支援状況

資格取得への支援は社によって対応が大きく割れている。

問 11. 「専門統計調査士」、「専門社会調査士」資格取得への貴社の取り組みについてお知らせください。(各 SA)



●専門統計調査士は社内での非告知が 4 割に迫っている。推奨は選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。何らかの費用負担をする社が受験者に全額個人負担をさせる社の数をわずかに上回っている。

●専門社会調査士は社内での非告知がほぼ半数に上っている。推奨は全社的推奨に選択的推奨を合わせても 1/4 程度。費用は受験者に全額個人負担をさせる社数が費用補助をする社数を上回っている。

4. 統計調査士および専門統計調査士に関する意見

問 12. 「専門統計調査士」の資格が、貴社にとって有効活用できるものとなるためには、どのような改善点が必要ですか。貴社のお考えをお分かりになる範囲でお聞かせください。(FA)

統計調査士試験にも合格しないと専門統計調査士として認定されない現行の制度について
■ 基本的には問題ないが、実査を理解していない管理者には支障がある。
■ 制度自体は問題ないが、誤解されやすいので呼称を変えるなどの対応を希望する。
■ 現在の制度でよい。合格しやすい制度が良いわけではない。難しければよいわけでもないが、公的統計を意識している制度であることを是認している。
■ 統計調査士の試験は、官公庁系の調査を実施していない会社にとってはわからないことが多いと聞いたことがある。別物として分けて考えた方がよいのではないかな。
■ 統計調査士資格を条件としないほうが、国の統計に精通していない民間調査機関の従事者の実態にあっている。
■ 調査員経験がないと専門家とはいえないというような建て前的な制度に見える。統計調査の実務家資格という点では1つの資格でもよい。実務家向けの2本立ての資格とするなら、「専門統計調査士」、「上級専門統計調査士」などのほうがよい。なお、調査を主業務としない人のため統計調査員資格はあってもよいと考える。
■ 実務とは離れた問題も散見されるので、それぞれを独立したものとして設定するなど、再考する余地がある。
■ 公的調査をすることのない調査会社では、統計調査士試験に向けては、それに向けた勉強をしないと合格できないが、内容的には統計のプロとして必要なことなので、制度としては今のままでよい。統計調査士試験に向けた教材を整備、案内してもらいたい。
■ 先に専門統計調査士に合格した場合は、統計調査士が合格するまで、専門統計調査士の合格資格が失効しないようにしてもらいたい。
■ 勉強をするということでは、資格は励みになる。運用目的が、官僚ビジネスの利権であるのは好ましくない。
■ 有効活用の必要性はなく、社員のスキルアップの程度の認識でしかない。
■ 調査員を持たない弊社としては合格が難しい状況にある。
■ 直接的に公的調査へ関わらない人にとっては取得しにくい。

統計調査士・専門統計調査士試験の出題範囲（参照基準項目）について
■ 特に問題はない。
■ 妥当。
■ 統計調査士は市場調査では日常的には、触れない範囲であるが、教養として社員が合格しておくことが対外的なアピールになると考える。
■ 知識を問う質問が多すぎる。
■ 統計調査士の出題範囲が広く感じる。
■ 統計調査士の出題範囲が現業の仕事内容とあまり一致せず、この点の改善を希望する。出題範囲が現業の仕事内容と一致しない限り、会社としては推奨できない。
■ 基本とされる統計調査士の範囲は、実務と隔たりがある。
■ 調査員資格ともいえる統計調査士が不合格であるために実務家資格の専門統計調査士が不合格という現状には違和感がある。実務家資格の視点で統一したほうがよい。実務家といえども大学の教養程度の初等統計学レベルの設問があったほうがよい。

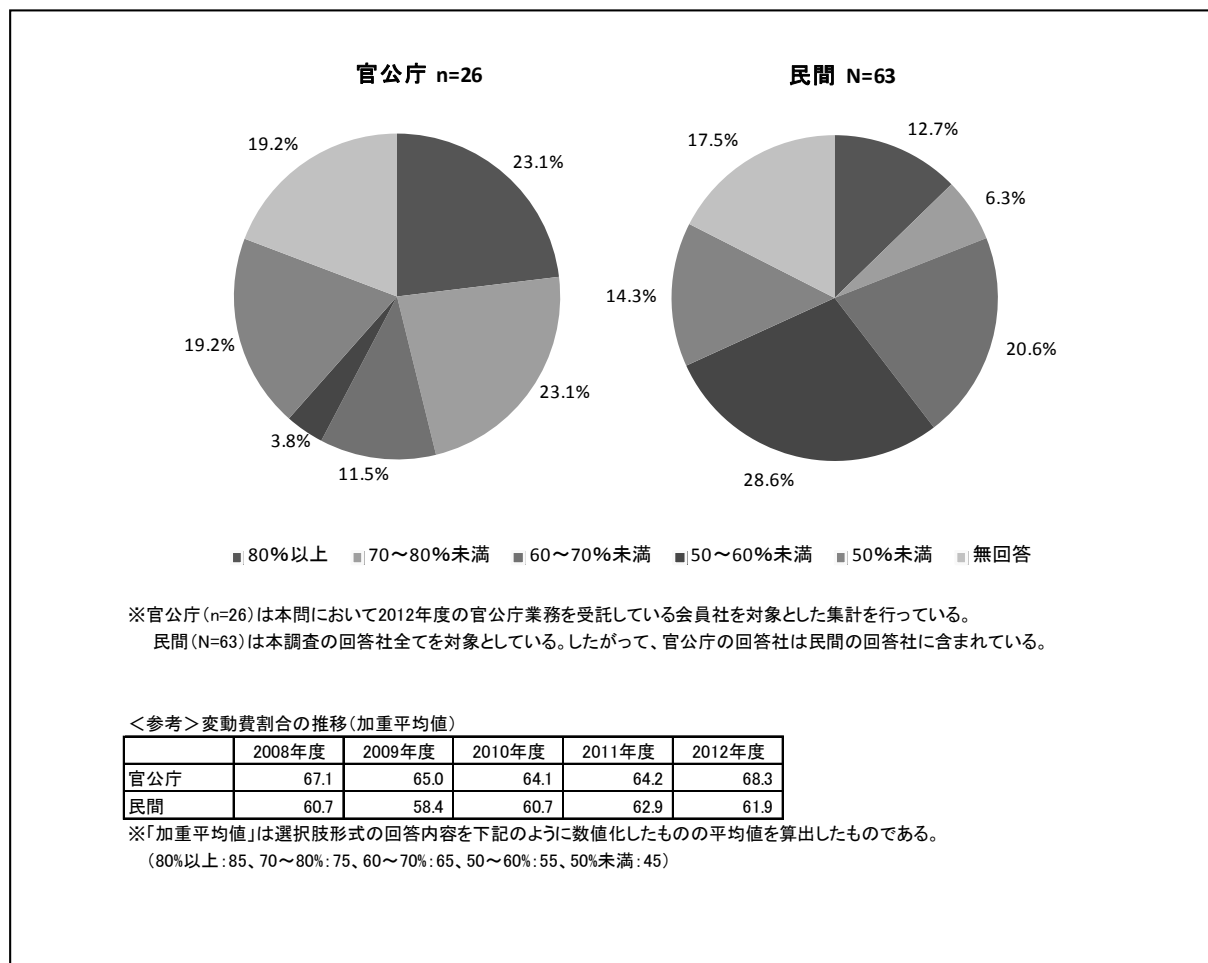
問題の難易度
■ 難しければ難しいほどよい。
■ もう少し難易度を上げてもいい。
■ 特に問題ない。
■ 妥当。
■ ちょうどよい。
■ 「一人前のリサーチャー」レベルの設定を希望する。
■ 受験者から「わかりにくい」という声を聞く。
■ やや難易度が高い。

その他要望や意見
■ 2011～12 年と団体受験の申し込みをしたが、事務局の対応が悪すぎておどろいた。(問合せをしても返答がなく再問合せしても対応が悪い)
■ 資格を有効活用するという事も、規制緩和とは逆行する社会システムが発生し、好ましく思わない。
■ 日本人は資格好きなので、資格はあっても構わないが、小規模企業では就職や転職で優位にはならない。逆に、コミュニケーション能力が不足した「頭でっかち」が増えてしまう事が懸念される。
■ リサーチユーザーが期待するマーケティングリサーチャーの参照基準の検討、及びそれに基づく資格認定につながる制度や検定があってもよいと考える。
■ 社会調査士は実務家のための制度ではなく、教員や学者のための資格ではないか。よい参考書が出版されることを期待する。統計学と違って一意に正解のない分野について、実践的な問題作成、知識だけでは合格できない経験を必要とする問題を期待する。
■ そもそも「公的統計に関する基本的な知識を正確に認識し、公的統計を適切に利用する能力を評価する検定試験」との位置づけの資格であり、公的調査の受託を行っていない弊社としては、活用できない。制度や出題範囲、難易度の問題ではない。
■ 現在、弊社では必要としていない制度である。

1. 官公庁と民間の直接経費割合

官公庁案件の変動費は 5 割近い会員社が 70%以上となっている。

問 13. 貴社の昨年度（2012 年度）全受注金額における「変動費（直接経費）＝実査・集計・分析・その他業務のための諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間とに分けてお知らせください。※固定費（社員人件費等）は除く。（各 SA）



●官公庁からの受注業務では、民間からの受注業務と比較して変動費の占める割合が高く、「70%以上」で5割近くを占めている。一方、民間からの受注業務では、変動費「70%以上」は2割以下である。

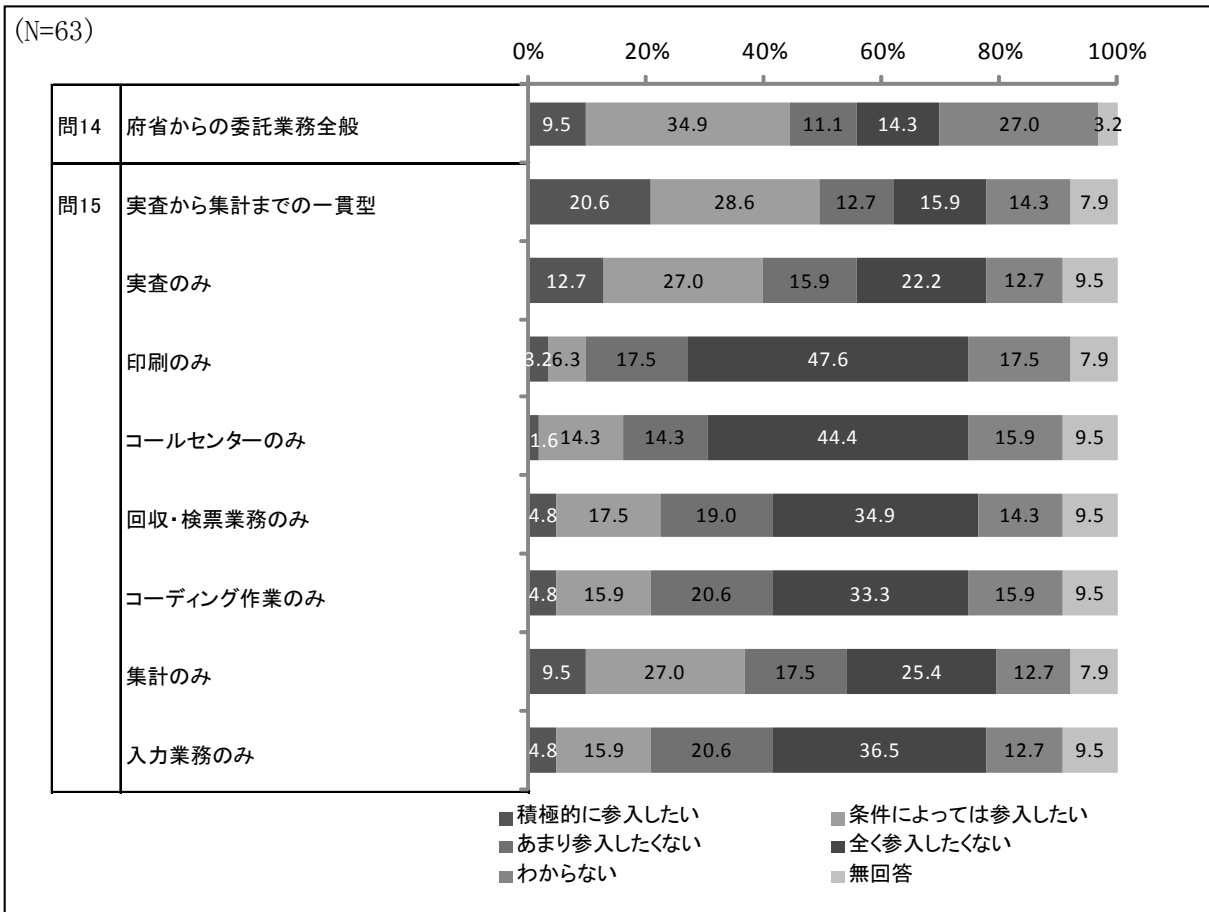
●昨年度の調査結果と比較をすると、官公庁受注と民間受注における変動費(平均値)の差は1.3ポイントから6.4ポイントに広がっている。

2. 府省からの委託業務への参入意向

個別業務の意向は「一貫型」が最も高くなっている。

問 14. 貴社は今後(も)、府省からの委託業務に参入していこうと考えていますか。(SA)

問 15. 府省からの個別の業務について参入意向をお知らせください。(各 SA)



●府省からの委託業務への参入意向(「積極的に参入したい」+「条件によっては参入したい」の計)は、「委託業務全般」で44.4%と高率である。

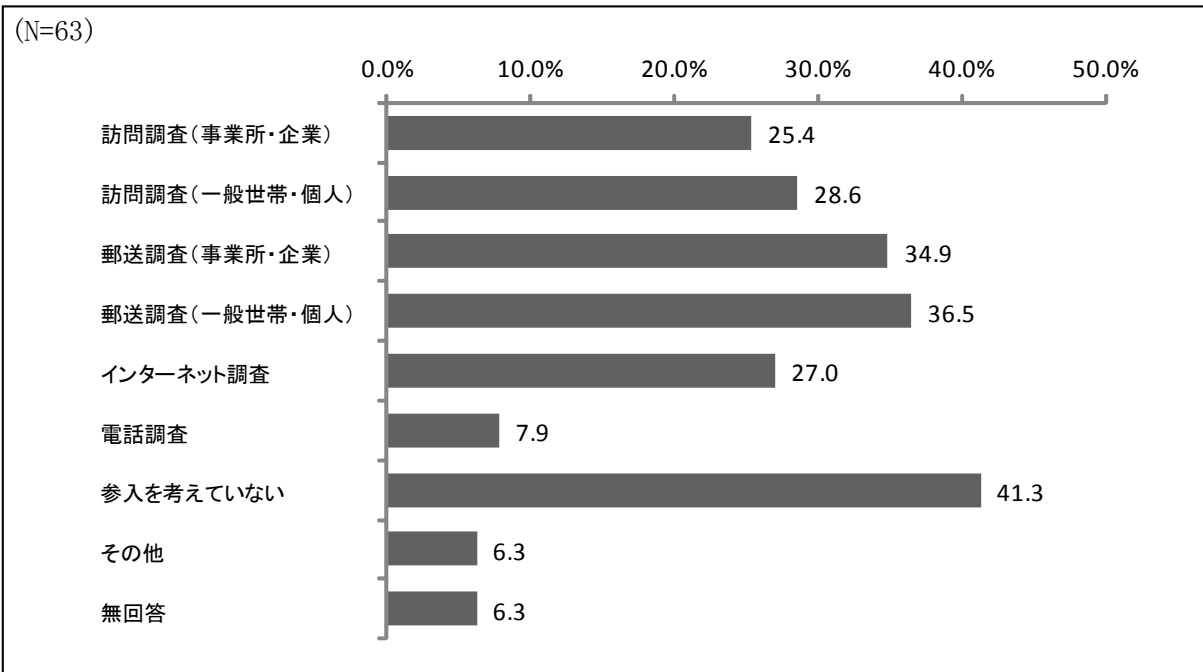
●個別業務の参入意向(計)では、「実査から集計までの一貫型」が最も高く49.2%、次いで「実査のみ」(39.7%)、「集計のみ」(36.5%)の順となっている。

3. 府省からの委託業務への参入希望手法

参入を希望する調査手法は郵送調査が上位となっている。

問 16. 貴社では府省からの委託業務にはどのような調査手法で参入したいと考えていますか。

(MA)

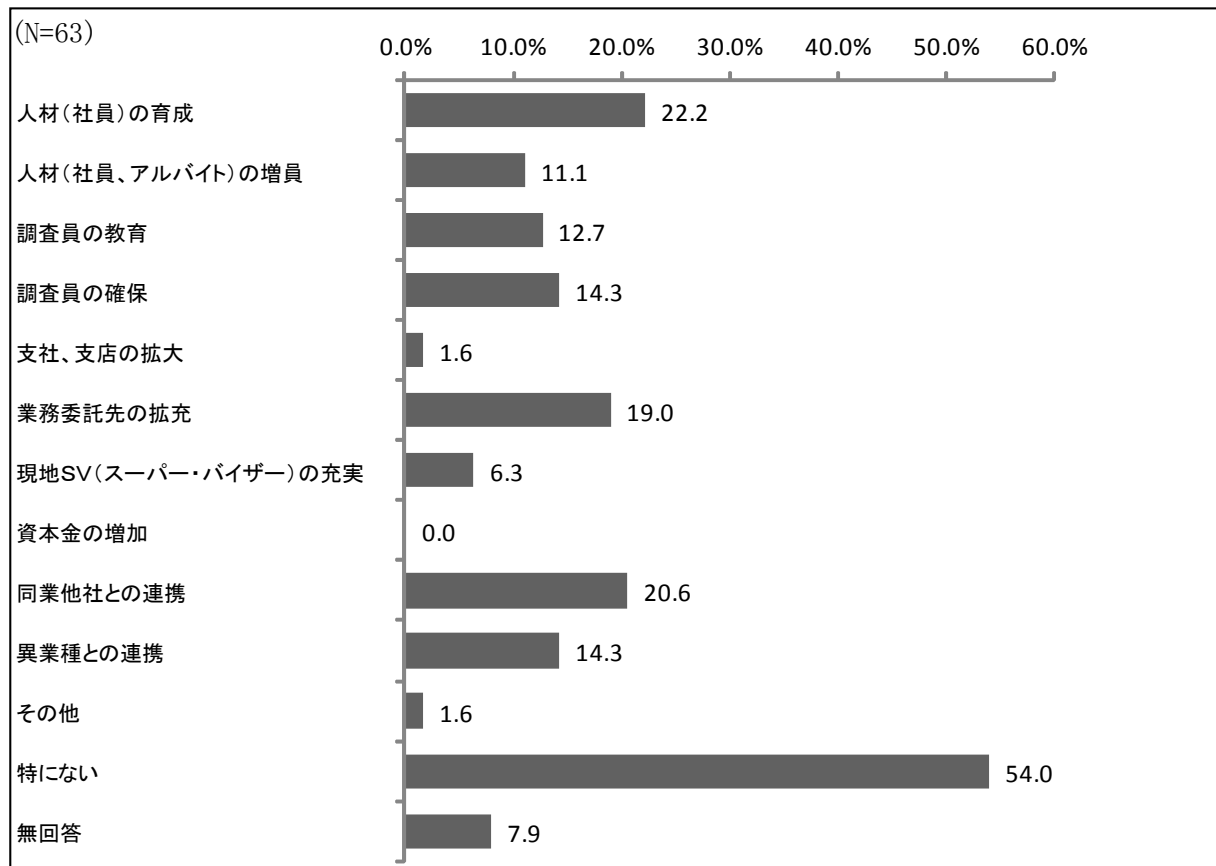


●参入を希望している調査手法は、「郵送調査（一般世帯・個人）」が36.5%で最も高い。次いで「郵送調査（事務所・企業）」が34.9%となっており、「インターネット調査」や「訪問調査」が2割台が続いている。

4. 府省からの委託業務参入に向けた対応策

対応策は「人材育成」「同業他社との連携」「業務委託先の拡充」。

問 17. 貴社では府省からの委託業務参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。(MA)



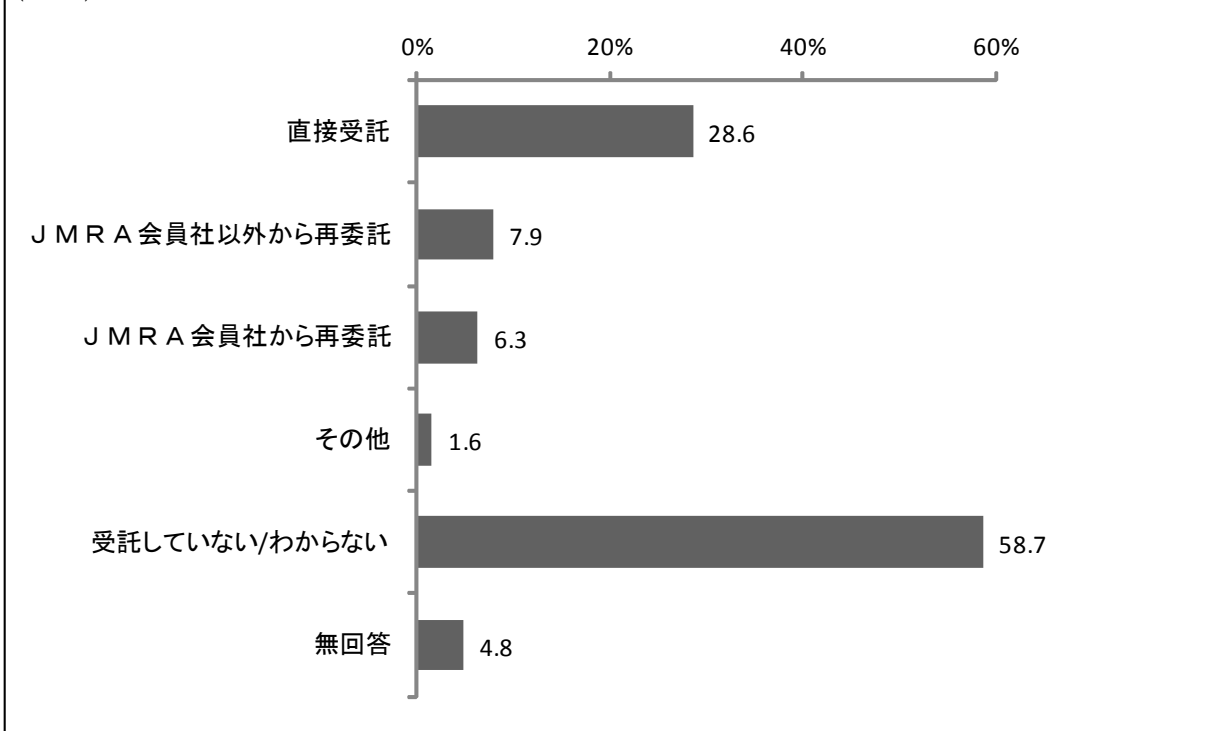
●参入に向けた対応策として、「人材（社員）の育成」が22.2%で最も高く、「同業他社との連携」や「業務委託先の拡充」が続いている。

1. 2012 年度の官公庁案件の受託状況

2012 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割であった。

問 18. 2012 年度に官公庁（府省、地方自治体、外郭団体・独立行政法人（大学は除く）等）からの業務をどのような形で受託しましたか。あてはまるものを全て選んでください。（MA）

(N=63)



●再委託の割合は、JMRA 会員社以外からは 7.9%、JMRA 会員社からは 6.3%となっている。

2. 2012 年度の官公庁案件の種類別受託本数

2012 年度の府省からの受託本数は 165 本。

問 19. 2012 年度の官公庁からの受託状況を受託先別、業務タイプ別に本数をお知らせください。(FA)

		合計		基幹統計・一般統計		世論調査・計画策定	
		回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
A 府 省	府省合計 ※	15	165	5	32	14	133
	内閣府	7	21	1	1	7	20
	総務省	6	15	3	8	4	7
	文部科学省	5	11	1	1	5	10
	厚生労働省	5	29	1	6	5	23
	農林水産省	4	5	2	2	2	3
	経済産業省	9	33	4	7	7	26
	国土交通省	5	25	3	5	4	20
	環境省	3	10	1	2	3	8
	その他	5	16	0	0	5	16
B	地方自治体/外郭団体・独立行政法人（但し、大学は除く）	18	859	1	11	18	848
合計		19	1,024	5	43	19	981
		(社)	(本)	(社)	(本)	(社)	(本)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。
これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

●官公庁からの受託本数は合計で 1,024 本であった。このうち府省からの受託が 165 本である。昨年度（受託本数合計：1,180 本、府省：108 本）と比較して、合計本数は減少しているものの、府省の本数は増加している。

●受託先別業務タイプ別では、自治体・外郭・独法からの「世論調査・計画策定」が 848 本と全体の大半を占めている。なお、昨年度の 1,053 本からは減少している。

3. 2012 年度の官公庁案件の種類別受託金額

2012 年度の府省からの受託金額は 57 億 4,011 万円。

問 19. 2012 年度の官公庁からの受託状況を受託先別、業務タイプ別に金額をお知らせください。(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
基幹・一般統計	5	505,899	5	490,246	1	15,653
世論調査・計画策定	18	283,349	13	83,765	17	199,584
合計 ※	18	789,248	14	574,011	17	215,237
		(万円)		(万円)		(万円)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

●官公庁からの受託金額は合計で 78 億 9,248 万円となっており、昨年度の 87 億 9,814 万円から減少している。府省は昨年度(56 億 9,160 万円)からやや増加し、57 億 4,011 万円となった。

●府省の業務タイプ別にみると、「基幹・一般統計」が 49 億 246 万円となっており、府省合計のほとんどを占めている。

4. 2012 年度の官公庁案件の調査手法別受託本数

調査手法別の受託本数では郵送調査が約 5 割を占めている。

問 19. 2012 年度の官公庁からの受託先別、調査手法別に受託本数をお知らせください。(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
調査員調査	11	70	8	26	9	44
郵送調査	10	535	7	77	8	458
インターネット調査	14	284	7	46	12	238
その他調査	14	133	5	13	13	120
合計 ※	19	1,022	14	162	18	860

(本)

(本)

(本)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

- 「郵送調査 (535 本)」が全体 (1,022 本) の 52.3% を占め、「インターネット調査」が 27.8% (284 本) となっている。
- 受託先別調査手法別の受託本数は、自治体・外郭・独法からの「郵送調査」が 458 本となっている。次いで、自治体・外郭・独法からの「インターネット調査」が 238 本となっている。
- 1 社当たり平均受託本数は、調査員調査が 6.3 本、郵送調査が 53.5 本、インターネット調査が 20.2 本となっている。

5. 2012 年度の官公庁案件の調査手法別受託金額

調査手法別受託金額においては、郵送調査が 6 割近くを占める。

問 19. 2012 年度の官公庁からの受託先別、調査手法別に受託金額をお知らせください。(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
調査員調査	11	287,907	8	253,023	9	34,884
郵送調査	10	449,174	7	307,192	8	141,982
インターネット調査	14	34,867	7	6,795	12	28,072
その他調査	14	27,300	5	7,001	13	20,299
合計 ※	19	799,248	14	574,011	18	225,237
		(万円)		(万円)		(万円)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

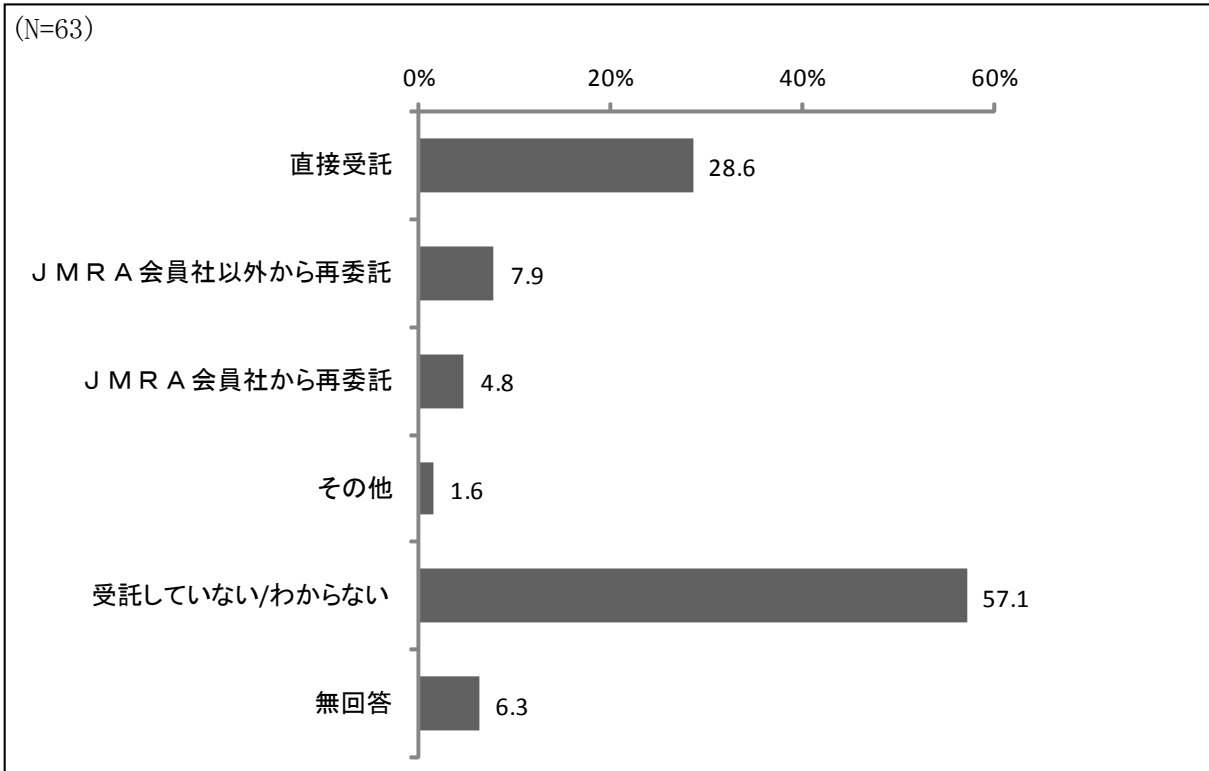
これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

- 合計では「郵送調査」(44 億 9,174 万円)が大半を占め、「調査員調査」が続いている。「インターネット調査」は少額にとどまっている。
- 受託先別調査手法別の受託金額は、府省からの「郵送調査」が 30 億 7,192 万円となっており、次いで府省からの「調査員調査」が 25 億 3,023 万円となっている。
- 1 社あたり平均受託金額は、調査員調査が 2 億 6,173 万円、郵送調査が 4 億 4,917 万円、インターネット調査が 2,490 万円となっている。

6. 2013 年度の官公庁案件の受託状況

2013 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割。

問 20. 2013 年度に官公庁（府省、地方自治体、外郭団体・独立行政法人（大学は除く）等）からの業務をどのような形で受託しましたか。あてはまるものを全て選んでください。（MA）



●再委託の割合は、JMRA 会員社以外からが 7.9%、JMRA 会員社からが 4.8%となっている。

7. 2013 年度の官公庁案件の種類別受託本数

2013 年度の府省からの受託本数は 123 本。

問 21. 2013 年度の官公庁からの受託状況(見通し)を受託先別、業務タイプ別に本数をお知らせください。(FA)

		合計		基幹統計・一般統計		世論調査・計画策定	
		回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
A 府 省	府省合計 ※	13	123	6	28	13	95
	内閣府	5	22	1	1	5	21
	総務省	5	11	4	6	3	5
	文部科学省	4	8	1	1	4	7
	厚生労働省	2	11	2	3	2	8
	農林水産省	5	5	3	3	2	2
	経済産業省	6	23	4	7	4	16
	国土交通省	6	28	3	7	4	21
	環境省	3	7	0	0	3	7
	その他	5	8	0	0	5	8
B	地方自治体/外郭団体・独立行政法人 (但し、大学は除く)	17	734	1	10	17	724
合計		19	857	6	38	19	819
		(社)	(本)	(社)	(本)	(社)	(本)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。
これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

●官公庁からの受託本数は合計で 857 本であった。このうち府省からの受託が 123 本である。府省のなかでは、国土交通省(28 本)、経済産業省(23 本)、内閣府(22 本)が上位となっている。

●受託先別業務タイプ別では、自治体・外郭・独法からの「世論調査・計画策定」が 724 本となっており、受託本数の大半を占めている。

8. 2013 年度の官公庁案件の種類別受託金額

2013 年度の府省からの受託金額は 31 億 948 万円。

問 21. 2013 年度の官公庁からの受託状況(見通し)を受託先別、業務タイプ別に金額をお知らせください。(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
基幹・一般統計	7	239,130	7	234,171	1	4,959
世論調査・計画策定	18	272,216	14	77,777	16	195,439
合計 ※	19	511,346	14	310,948	16	200,398
		(万円)		(万円)		(万円)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

●官公庁からの受託金額は合計で 51 億 1,346 万円となっており、府省が 31 億 948 万円、自治体・外郭・独法が 20 億 398 万円となっており、府省のほうが多くなっている。

●業務タイプ別にみると、「基幹・一般統計」が 23 億 9,130 万円、「世論調査・計画策定」が 27 億 2,216 万円となっており、シェアはほぼ二分されている。

9. 2013 年度の官公庁案件の調査手法別受託本数

調査手法別に受託本数をみると、郵送調査が約 7 割を占める。

問 21. 2013 年度の官公庁から受託先別、調査手法別に受託本数(見通し)をお知らせください。
(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数	回答社数	合計本数
調査員調査	10	67	6	25	9	42
郵送調査	11	586	7	56	9	530
インターネット調査	11	100	5	25	10	75
その他調査	13	98	7	11	8	87
合計 ※	19	851	13	117	17	734

(本)

(本)

(本)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

- 合計では「郵送調査」が 586 本と最も多く、「インターネット調査」は 100 本である。
- 受託先別調査手法別の受託本数は、自治体・外郭・独法の「郵送調査」が 530 本となっており、大半を占める。
- 1 社当たり平均受託本数は、調査員調査が 6.7 本、郵送調査が 53.2 本、インターネット調査が 9.0 本となっている。

10. 2013 年度の官公庁案件の調査手法別受託金額

受託金額でも郵送調査が約 7 割を占める。

問 21. 2013 年度の官公庁から受託先別、調査手法別に受託金額(見通し)をお知らせください。
(FA)

	合計		府省		自治体・外郭・独法	
	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額	回答社数	合計金額
調査員調査	10	110,038	6	80,115	9	29,923
郵送調査	11	359,588	7	215,465	9	144,123
インターネット調査	11	16,334	5	6,054	10	10,280
その他調査	13	25,297	7	8,922	8	16,375
合計 ※	19	511,257	13	310,556	17	200,701
		(万円)		(万円)		(万円)

※合計欄の値は、他の設問における同欄の値と異なる事がある。

これは、別の設問として聴取をしたことによって、回答社数が異なったためである。

- 合計では「郵送調査」が 35 億 9,588 万円、「調査員調査」が 11 億 38 万円、「インターネット調査」は 1 億 6,334 万円となっている。
- 受託先別調査手法別の受託金額は、府省からの「郵送調査」が 21 億 5,465 万円、自治体・外郭・独法からの「郵送調査」が 14 億 4,123 万円となっており、府省のウェイトが若干高くなっている。
- 1 社あたり平均受託金額は、調査員調査が 1 億 1,003 万円、郵送調査が 3 億 2,689 万円、インターネット調査が 1,484 万円となっている。

11. 府省案件の入札断念理由

問 22. 貴社において、府省からの委託業務への入札を「検討をしたが、断念をした」ことはありますか。該当するケースがある場合はどのような段階で、どのような理由によるものか、差し支えのない範囲でお知らせください。(FA)

■ 必要とされる業者登録資格ランクで断念をした。
■ 断念することがあるのは、利益が出ない場合、参加要件で参加資格がない場合である。他業務の繁忙の度合いによって、断念することもある。
■ 数年前に省庁のプレゼンに出たが、あまりにも入札金額が低く、全く旨味がないと判断した。
■ 何度か入札をしたが、安価のコストの企業が落札するため、入札をしなくなった。
■ 昨年度の落札業者の価格では、採算が合わなかったため。
■ 作業内容に予算が合わない、委員会の設定があるなど。
■ 入札公告があり、仕様書に準じて積算・検討をしたが、当該業務の過去の落札(金額・事業者など)情報を勘案して断念したことがある。
■ 検討段階で、日程の条件がきわめて厳しいものであったり、調査員の都合で対応できない時期であったりしたため。
■ 要求スペックが高く費用が折り合わないとき(想定落札価格と大きな差)、応札の準備資料が膨大で時間内に用意できないとき、長期間担当となる社員を配置する必要がありスケジュール調整ができないとき。
■ 断念したのは仕様書を熟読した後である。理由は、他の重要プロジェクトとの両立性(特に実施時期)、採算性、想定される競合等について検討した結果による。
■ ホームページ等の公示時点での入札資格に全ての事項の明記がなく、実際の仕様書を入手した段階において追加入札資格等があったケース。
■ 断念をしたことがあるのは、下記のような場合である。仕様書の業務内容に曖昧な部分が多く受託してもリスクがある場合、仕様書の業務内容が曖昧で質問をしてもはっきりとした回答が得られない場合、数年間同じ業者が受託を続けており仕様書や評価項目がその業者に有利であると判断できる場合、過去の受託額が業務量に対して過度に安価である場合、評価項目の内容が自社にとって不利であると判断できる場合(過去の実績、資格等)。

12. 府省からの委託業務に関する意見

問 23. 貴社では府省からの委託業務についてどのようなお考えをお持ちですか。評価できる点、今後改善を要望したい点など、ご自由に意見をお知らせください。(FA)

■ 全国に調査員を配置し、調査網を整備して積極的に受託していきたい。
■ リスクは増えるものの、投資回収の可能性が高まるという点、事業の安定化という観点から、複数年契約案件が増えることはありがたい。各府省の案件解釈、内部手続の問題などから、本来は企画を重視した総合評価落札方式で調達すべき案件が、価格のみの入札になっているケースが散見される。発注と受託の双方が、お互いの考えを把握して業務に臨むほうがロスもすくなく、長期的にみて双方にメリットが大きいと考えるため、企画力が加味される調達が増えていくことを期待している。
■ 評価点は、公的事業への参画実績は社の社会的信頼性を高めること、公的事業は社会貢献だけでなく社員のモチベーションアップにも寄与すること、収益性は別にしても大きな金額のプロジェクトは社の売上数字(年商)に寄与することである。改善要望点は、入札価格の評価ウェイトが高く、高品質の提案を行っても適正価格では落札できないことである。
■ 基本的に業務内容を検討し、その都度応札するかを判断している。総合評価方式が増えてきたのは良い傾向と思う。しかし、形は総合評価でも最低価格方式と変わらないようなものも見られる(実績重視の強調や参入資格基準の不明瞭など)。総合評価方式なら、評価方法や評価結果をできるだけ開示してほしい。また、総合評価方式なら予定価格を開示してもよいのではないかと考える。
■ 特に新規に参入する場合、落札額との比較で価格が合わない案件も散見される。評価点は、総合評価方式が多く導入されてきたこと、情報開示が進んできたことである。改善要望点は、予算の開示(予定価格ではない)と入札公告から入開札までの期間をできるだけ長くしてほしいことである。
■ 検収がなかなかできない点を考えると、価格のみの入札ではなく一定の実績評価を入れるよう考慮してもらいたい。調査会社以外の異業種からの参入はできないようにしてほしい。
■ 入札制度は必要だと思うが、入札予算設定が民間調査の標準とかけはなれている。
■ 受託、応札の条件をできるだけわかりやすく、具体的にしてもらいたい。
■ 仕様書の記載項目は、省庁、担当部室、案件で異なっている。記載項目の共通化などにより仕様書情報に不足がないようにしてもらいたい。
■ 入札情報や仕様書の情報では限界があり、内容変更が必要なケースが判明した際、容易に金額変更ができない。費用が優先している感は否めない。
■ 不景気な時でも業務量が安定している。入札、落札価格が著しく低い。業務の手順や工程管理が複雑である。

■ 一部の事業者のみが、統計調査を企画実施できる環境下にあり、それ以外の民間企業では、統計調査は実施できない。統計手法を学んでも実施できるのは、公的調査分野に限られている。インターネット調査があたかも正当な調査であるという認識がなされつつあるが、正当な統計調査を調査会社に所属する社員に体験させてあげたい。
■ スケジュールや内容の柔軟性がない。
■ 要求と価格が見合わない。
■ コスト的に難しいという印象がある。
■ 聞くとところによると、地点設定あり(年齢割当あり)の面接調査で実査単価が 1,200 円程度であり、現状を憂いている。
■ 受託に至るまでの煩雑な手続きを考慮すると、大手調査機関の協力会社としての役割のほう が現状の会社規模に合っている。
■ 入札の安値競争と事務手続きの繁雑さのため、割に合わないと考えている。
■ 入札するための準備に多大な労力を要するので、受託したいと思わない。
■ 現時点では、積極的に受託することは考えていない。
■ 今のところ、受託する意向はなく、体制もとっていない。
■ 現状の経営方針として、府省の業務を想定していない。
■ 規模の小さい会社では対応が難しい。入札に参加しても仕事が取れない可能性が高く、積極 的にはなれない。

NO.		

2013年11月

～ 調査インフラ等に関する実態調査 ～

～ご挨拶～

日頃より当協会の活動にご理解と、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

2012年度の公的統計基盤整備委員会は、「市場動向分析」「民間版ガイドラインの検討」「資格制度検討」の3つの小委員会において活動を行ってまいりました。その検討結果を取り纏めた『公的統計市場に関する年次レポート』は2013年5月に発刊し、学識者並びに関係府省庁・諸団体にも配布を行い、各方面より高い評価をいただいております。なかでも、本委員会の立ち上がり(2008年)より毎年継続している会員社を対象とした調査は、市場動向等の貴重なデータを内外に提供しております。

本年度も最新の調査業界の現状を把握したく、正会員社の皆様方に標記の調査を実施することとなりました。調査項目には、(1)ISO・プライバシーマークの取組みについて、(2)調査員の保有状況などが含まれております。公的統計の調査案件との接点の有無に関わらず、是非ともご協力をいただきたいと存じます。

正会員社の皆様におかれましては大変ご多忙の時期とは存じますが、上記主旨をご理解いただき、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本調査の結果は集計データとして利用します。業界全体の状況を把握するためのものですので、個々の正会員社の内容を公表することは一切ございません。

また、この調査は任意のご協力の上に行われているもので、決して回答を強制するものでもございません。データ集計の過程において、専門業者へ作業を委託する際も、当協会において厳正に管理いたします。

本調査に関するお問い合わせは日本マーケティング・リサーチ協会(担当者:渡部)までお問い合わせください。

また、昨年度の調査結果は以下協会HPに掲載されていますので、ご覧下さい。

<http://www.jmra-net.or.jp/pdf/document/notice/nenji130712.pdf>

●返送についてのごお願い: メールおよびFAX、郵送にて返送下さい。

1. 返送期日: 2013年11月15日(金)までに下記宛

2. 返送宛先: 事務局 渡部宛 e-mail: office@jmra-net.or.jp

FAX: 03(3256)3105

郵送: 〒101-0044 千代田区鍛冶町1-9-9石川LKビル2F

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会
公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-9

電話 03(3256)3101 FAX 03(3256)3105

e-mail: office@jmra-net.or.jp

担当: 渡部

貴社について

(会員NO 20)

貴社名／部署名	ご記入者	ご連絡先
		電話番号またはe-mail

F1. 昨年度(2012年度)の売上高をお知らせください。(SA)

1. 1億円未満	4. 3億円台	7. 11～20億円台
2. 1億円台	5. 4～5億円台	8. 21億円以上
3. 2億円台	6. 6～10億円台	

F2. 総従業員数(常勤役員を含む社員:年金、健康保険を会社負担している)をお知らせください。(SA)

1. 10人以下	4. 31～50人以下	7. 201人以上
2. 11～20人以下	5. 51～100人以下	
3. 21～30人以下	6. 101～200人以下	

F3. 中央省庁全省統一資格における貴社のランクは次のどれに該当しますか。(SA)

1. Aランク	3. Cランク	5. 登録していない
2. Bランク	4. Dランク	6. わからない

●中央省庁全省統一資格とは……

中央省庁における入札に必要な参加資格である。付与される資格等級は、A、B、C、Dの4ランクがあり、事業者の年間売上高、自己資本額、営業年数などによって点数が与えられ、決定される。等級ごとに入札可能案件の基準が決まっており、案件の予定価格によって、参加できるランクが異なる。
出典:『競争参加者の資格に関する公示』

F4. 貴社における規格認証の認知、取得状況等についてお知らせください。(各SA)
取得する意向がない場合はその理由についてもお知らせください。(FA)

	ISO9001 品質マネジメントシステムに関する国際規格	ISO20252 ※ 市場・世論・社会調査に関する国際規格	プライバシーマーク 個人情報保護の体制整備をしている事業者等を認定しマークの使用を認める制度	ISMS 情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度
a.認知(SA)	1. 知っている 2. 知らない	1. 知っている 2. 知らない	1. 知っている 2. 知らない	1. 知っている 2. 知らない
b.取得有無(SA)	1. 取得している 2. 取得していない	1. 取得している 2. 取得していない	1. 取得している 2. 取得していない	1. 取得している 2. 取得していない
c.取得意向(SA)	1. 取得予定あり 2. 取得予定なし	1. 取得予定あり 2. 取得予定なし	1. 取得予定あり 2. 取得予定なし	1. 取得予定あり 2. 取得予定なし
d.非取得意向の理由(FA)				

※ISO20252の概要については次ページをご参照ください。

貴社について(続き)

- F5. 近年、JMRAでも委員会を立ち上げ、検討を加えている規格認証に『ISO20252』があります。
下記の文章をお読みになって、次の質問にお答えください。

●ISO20252とは……

市場・世論・社会調査は、今やグローバル産業となっています。クライアントは、異なる国および地域において同じ目的または同じ内容の調査を実施する機会が増大しています。そのような調査を実施する際に、諸プロセスが国際的な品質基準に従い、適切に運営管理され、かつ検証可能な手順で実施されることは、データの信頼性を高め、クライアントの満足度を向上させ、信頼を得ることになります。

ISO20252はこのような背景のもとに、国際的品質基準の諸原則を市場・世論・社会調査に適用すること、並びに他のすでに利用可能な国際基準との調和を図ることを目的に開発され、2006年5月にISO(国際標準化機構)で制定された国際規格です。ISO20252は、市場・世論・社会調査に関する用語の定義およびサービス要求事項を規定しているものです。

「ISO20252」は、欧米諸国とオセアニアでは既に、270社以上がISO20252の認証を取得しています。日本での既取得社は4社ですが、2012年改訂版に対応した国内の『スキーム』と『ガイドライン』が発行されたのを契機に、認証取得に着手した会社が数社あり、今後更に増加すると予想されています。2012年版では、観察調査が調査種別の区分に追加され、「ソーシャルメディアからのコメント収集」など、新手法にも配慮した規格になっています。

貴社では、このようなISO20252について、取得の必要性をどの程度お感じになっていますか。(SA)

1. 必要性を感じている 2. 必要性をやや感じている	3. 必要性はあまり感じていない 4. 必要性を感じていない
---	--

SQ1. そうにお答えになった理由をお知らせください。(MA)

1. リサーチ業界の地位向上
2. クライアントからの要請
3. クライアントからの信頼向上
4. クライアントの業種や分野を増やしたい
5. 会社のステータス向上
6. 民間企業への営業力強化
7. 公的統計など官公庁の業務に携わりたい
8. 外資系クライアントや海外からの仕事に対応
9. 社内の品質管理、マネジメント向上
10. 社員のモチベーション向上
11. その他

()

SQ2. そうにお答えになった理由をお知らせください。(MA)

1. クライアントが規格認証にこだわらない
2. 公的統計など官公庁の業務が少ない
3. 取得するメリットが感じられない
4. 取得に時間や人手、費用がわかりそう
5. 取得後の管理が大変そう
6. 既にある社内規則だけで充分
7. JMRA『綱領』『ガイドライン』の遵守で充分
8. 企業規模が小さいから
9. その他

()

- F6. 貴社が受託可能な業務領域をお知らせください。受託可能な業務に「○」をつけてください。(MA)
(公的統計の調査に限りません。)

1. 調査企画 2. 標本設計 3. 標本抽出 4. リスト・名簿の整備 5. 調査資料・調査票の作成、印刷、発送 6. 調査事務局の設置(問合せ対応) 7. 実査①調査員調査 8. 実査②郵送調査 9. 実査③インターネット調査 10. 苦情対応	11. 回収作業・個票確認 12. 未回答者への督促(電話、手紙等) 13. コーディング 14. データ入力 15. データチェック(論理・範囲等) 16. 回答者に対する回答内容確認 17. 集計表作成 18. 調査結果の妥当性の検証・確認 19. 調査結果報告書の作成 20. 調査票の保管
---	---

調査員について

問1. 調査員についてお伺いします。

貴社は「訪問調査、来店客調査、CLT等の各種調査に対応できる調査員」を保有していますか。(SA)

1. 調査員を保有している ⇒問2へ

2. 調査員を保有していない ⇒問4へ

問2. 【調査員を保有している正会員社にお伺いします。】

SQ1. 貴社における調査員募集の時期をお知らせください。(SA)

1. 通年

2. 年間の特定の時期

3. 不定期(その都度)

4. 募集はしない

SQ2. 貴社で保有している調査員の内、実際に『稼働可能な調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数を調査手法ごとにお知らせください。(手法間での重複可 FA)

SQ3. では貴社で『稼働可能な訪問調査員(専属、登録調査員を含む)』の人数をブロック別にお知らせください。(エリアの重複可 FA)

SQ2	
調査手法	稼働調査員数
訪問調査	人
ミステリー ショッピング	人
来店客・来街者	人
電話調査	人
CLT	人
その他	人
合計	人

SQ3	
ブロック	訪問調査 稼働調査員数
北海道ブロック	人
東北ブロック	人
北関東ブロック	人
首都圏ブロック	人
北陸信越ブロック	人
東海ブロック	人
近畿ブロック	人
中国ブロック	人
四国ブロック	人
九州ブロック	人

SQ4. 貴社の訪問調査員の内、官公庁の統計調査員の仕事をされていると思われる調査員は
おおよそどのくらいの割合を占めますか。(FA)

おおよそ

%

問3. 昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境についてご意見をお聞かせください。

(調査手法による違いなどがあれば、それぞれについて、お答えください)(各FA)

調査員自身の資質・能力・やる気などについて

民間調査会社からみる調査員を取り巻く環境について

郵送調査やインターネット調査について

- 問4. 郵送調査についてお伺いします。
貴社で2012年度に実施した郵送調査の案件数をサンプルサイズごとにお知らせください。(各FA)

サンプルサイズ	案件数
1. 1000ss未満	件
2. 1000～5000ss未満	件
3. 5000～10000ss未満	件
4. 10000ss以上	件

- 問5. インターネット調査についてお伺いします。
貴社ではインターネット調査の自社モニター(国内)を保有していますか。(SA)
保有している場合はモニターの人数をお知らせください。(FA)

1. 自社のモニターを保有している ⇒ _____ 万人
2. 自社のモニターを保有していない

- SQ1. 貴社ではインターネット調査のシステム開発や画面作成はどのような体制で対応していますか。(MA)

1. 全て社内に対応している
2. 一部を社内対応、一部を外部委託している
3. 全て外部委託している
4. わからない / インターネット調査を行うことはない

- SQ2. 貴社で2012年度に実施したインターネット調査の案件数をお知らせください。(FA)

件

社員や調査員の研修について

問6. 貴社でこの1年間に社員や調査員へ対して行った研修をお知らせください。(MA)

	a.社員	b.調査員
1. Pマーク規定に基づく研修	1	1
2. 調査品質規定に基づく研修	2	2
3. 個別のスキルアップ研修	3	3
4. ロールプレーイング	4	4
5. 事例報告	5	5
6. その他	6	6

問7. 貴社でこの1年間に社員や調査員へ対して行った研修はどのような形で実施しましたか。(MA)

	a.社員	b.調査員
1. 社内で社員が研修を実施	1	1
2. 社内に外部講師を招聘して研修を実施	2	2
3. 社外での研修を受講	3	3
4. e-ラーニング	4	4
5. その他	5	5
6. わからない	6	6

問8. 調査会社として社員や調査員の能力向上のために取り組んでいるモノ・コトを教えてください。
一般教養、統計学や語学などの学問領域、コミュニケーション・マナー・モラルなどのヒューマンスキル、
個別の資格対策など、どのようなことでも構いませんので、貴社での取り組みをできるだけ具体的にお知らせください。(FA)

--

資格の保有状況や対応について

●統計調査士、専門統計調査士とは……

2011年に日本統計学会が創設した資格であり、取得には検定試験に合格する必要がある。
統計調査士は公的統計に関する基本的知識と利活用、
専門統計調査士は調査全般に関わる高度な専門知識と利活用手法を問う検定試験の内容となっている。

●社会調査士、専門社会調査士とは……

社会調査協会によって認定されている資格であり、取得にはカリキュラム認定を受けている大学もしくは
大学院で所定の単位を取得しなければならない等の要件がある。社会調査士は「社会調査の基礎能
力を有する専門家」、専門社会調査士は「高度な調査能力を身につけたプロの社会調査士」と定義
されている。

問9. 貴社における下記資格の保有人数(社員)をお知らせください。(FA)

	統計調査士	専門統計調査士	社会調査士	専門社会調査士
社員	名	名	名	名

問10. 貴社が把握している下記資格の受験者数(社員および調査員を含む)をお知らせください。(FA)

	統計調査士	専門統計調査士	社会調査士	専門社会調査士
2012年度受験者数	名	名	名	名
2013年度受験者数	名	名	名	名

問11. 「専門統計調査士」、「専門社会調査士」資格取得への貴社の取り組みについてお知らせください。(各SA)

	a. 周知	b. 推奨	c. 費用負担
専門統計調査士	1. 全社的に周知 2. 選択的に周知 3. 社内には非周知 4. その他	1. 全社的に推奨 2. 選択的に推奨 3. 社として非推奨 4. その他	1. 会社全額負担 2. 会社一部負担 3. 全額自己負担 4. その他
専門社会調査士	1. 全社的に周知 2. 選択的に周知 3. 社内には非周知 4. その他	1. 全社的に推奨 2. 選択的に推奨 3. 社として非推奨 4. その他	1. 会社全額負担 2. 会社一部負担 3. 全額自己負担 4. その他

問12. 「専門統計調査士」の資格が、貴社にとって有効活用できるものとなるためには、どのような改善点が必要ですか。
貴社のお考えをお分かりになる範囲でお聞かせください。(FA)

統計調査士試験にも合格しないと専門統計調査士として認定されない現行の制度については？

統計調査士・専門統計調査士試験の出題範囲(参照基準項目)については？

問題の難易度については？

その他要望やご意見があればご記入ください。

官公庁業務への参入意向等について

- 問13. 貴社の昨年度(2012年度)全受注金額における「変動費(直接経費)＝実査・集計・分析・その他業務のための「諸支出」の割合は平均するとどのくらいですか。官公庁と民間とに分けてお知らせください。
※固定費(社員人件費等)は除きます。(各SA)

●「官公庁」からの受注調査における変動費比率 1. 80%以上 2. 70～80%未満 3. 60～70%未満 4. 50～60%未満 5. 50%未満 6. 受注実績なし	●「民間」からの受注調査における変動費比率 1. 80%以上 2. 70～80%未満 3. 60～70%未満 4. 50～60%未満 5. 50%未満
---	---

- 問14. 貴社は今後(も)、中央省庁からの委託業務に参入していこうと考えていますか。(SA)

1. 積極的に参入したい	3. あまり参入したくない	5. わからない
2. 条件によっては参入したい	4. 全く参入したくない	

- 問15. では、中央省庁からの委託業務について、下記のa～gの個別の業務それぞれについて○印で参入意向をお知らせください。(各SA)

	1. 積極的に参入したい	2. 条件によっては参入したい	3. あまり参入したくない	4. 全く参入したくない	5. わからない
a. 実査から集計までの一貫型	1	2	3	4	5
b. 実査のみ	1	2	3	4	5
c. 印刷のみ	1	2	3	4	5
d. コールセンターのみ	1	2	3	4	5
e. 回収・検票業務のみ	1	2	3	4	5
f. コーディング作業のみ	1	2	3	4	5
g. 集計のみ	1	2	3	4	5
h. 入力業務のみ	1	2	3	4	5

- 問16. 貴社では中央省庁からの委託業務にはどのような調査手法で参入したいと考えていますか。(MA)

1. 訪問調査(事業所・企業)	4. 郵送調査(一般世帯・個人)	7. 参入を考えていない
2. 訪問調査(一般世帯・個人)	5. インターネット調査	8. その他
3. 郵送調査(事業所・企業)	6. 電話調査	{ }

- 問17. 貴社では中央省庁からの委託業務参入に向けて、どのような対応策を考えていますか。(MA)

1. 人材(社員)の育成	6. 業務委託先の拡充	11. その他
2. 人材(社員、アルバイト)の増員	7. 現地SV(スーパー・バイザー)の充実	{ }
3. 調査員の教育	8. 資本金の増加	
4. 調査員の確保	9. 同業他社との連携	
5. 支社、支店の拡大	10. 異業種との連携	
		12. 特になし

2012年度の官公庁業務の受託状況について

例年、同様の内容で前年度の実績をお伺いしておりましたが、今回は試験的に『当該年度の見通し(次ページ)』もお伺いすることとしました。大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

問18. **2012年度**に官公庁(中央省庁、地方自治体、外郭団体・独立行政法人(大学は除く)等)からの業務をどのような形で受託しましたか。あてはまるものを全て選んでください。(MA)

問19. へ

1. 直接受託した	1 もしくは 2 に○がつかなかった場合は → 問20. へ
2. JMRA会員社以外から再委託として受託した	
3. JMRA会員社から再委託として受託した	
4. その他(受託形式不明)	
5. 受託していない / わからない	

問19. 【2012年度に直接委託ないしはJMRA会員社以外から再委託として官公庁からの業務を受託した会員社にお伺いします】

2012年度の官公庁からの受託状況を受託先別、業務タイプ別に本数と金額をお知らせください。(FA)
中央省庁からの受託本数については府省別に回答をお願いします。

<業務タイプ別>受託本数		1. 基幹統計、一般統計	2. 意識調査、世論調査、アンケート調査、研究調査、計画策定業務 など
A. 中央省庁	a. 内閣府	本	本
	b. 総務省	本	本
	c. 文部科学省	本	本
	d. 厚生労働省	本	本
	e. 農林水産省	本	本
	f. 経済産業省	本	本
	g. 国土交通省	本	本
	h. 環境省	本	本
	i. その他の省庁	本	本
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)		本	本

<業務タイプ別>受託金額		1. 基幹統計、一般統計	2. 意識調査、世論調査、アンケート調査、研究調査、計画策定業務 など
A. 中央省庁		万円	万円
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)		万円	万円

<調査手法別>受託本数		1. 調査員調査	2. 郵送調査	3. インターネット調査	4. その他の調査手法
A. 中央省庁		本	本	本	本
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)		本	本	本	本

<調査手法別>受託金額		1. 調査員調査	2. 郵送調査	3. インターネット調査	4. その他の調査手法
A. 中央省庁		万円	万円	万円	万円
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)		万円	万円	万円	万円

2013年度の官公庁業務の受託状況について

このページでは『2013年度の見通し』をお伺いします。今回は二年度分の回答をお願いすることとなり、大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

問20. **2013年度**に官公庁(中央省庁、地方自治体、外郭団体・独立行政法人(大学は除く)等)からの業務をどのような形で受託しましたか。あてはまるものを全て選んでください。(MA)

問21. へ

1. 直接受託した	1もしくは2に○がつかなかった場合は 問22. へ
2. JMRA会員社以外から再委託として受託した	
3. JMRA会員社から再委託として受託した	
4. その他(受託形式不明)	
5. 受託していない / わからない	

問21. 【2013年度に直接委託ないしはJMRA会員社以外から再委託として官公庁からの業務を受託している会員社にお伺いします】
2013年度の官公庁からの受託状況を受託先別、業務タイプ別に本数と金額をお知らせください。(FA)
 中央省庁からの受託本数については府省別に回答をお願いします。
現時点での見込みで構いません。

<業務タイプ別>受託本数		1. 基幹統計、一般統計	2. 意識調査、世論調査、アンケート調査、研究調査、計画策定業務 など
A. 中央省庁	a. 内閣府	本	本
	b. 総務省	本	本
	c. 文部科学省	本	本
	d. 厚生労働省	本	本
	e. 農林水産省	本	本
	f. 経済産業省	本	本
	g. 国土交通省	本	本
	h. 環境省	本	本
	i. その他の省庁	本	本
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)		本	本

<業務タイプ別>受託金額	1. 基幹統計、一般統計	2. 意識調査、世論調査、アンケート調査、研究調査、計画策定業務 など
A. 中央省庁	万円	万円
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)	万円	万円

<調査手法別>受託本数	1. 調査員調査	2. 郵送調査	3. インターネット調査	4. その他の調査手法
A. 中央省庁	本	本	本	本
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)	本	本	本	本

<調査手法別>受託金額	1. 調査員調査	2. 郵送調査	3. インターネット調査	4. その他の調査手法
A. 中央省庁	万円	万円	万円	万円
B. 地方自治体/外郭団体・独立行政法人(但し、大学は除く)	万円	万円	万円	万円

中央省庁からの業務委託について(自由意見)

- 問22. 貴社において、中央省庁からの委託業務への入札を「検討をしたが、断念をした」ことはありますか。
該当するケースがある場合はどのような段階で、どのような理由によるものか、差し支えない範囲でお知らせください。(FA)

- 問23. 貴社では中央省庁からの委託業務についてどのようなお考えをお持ちですか。
評価できる点・今後改善を要望したい点など、ご自由に意見をお知らせください。(FA)

ご多忙のところご協力ありがとうございました。

〈資料編〉

資料2:「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づく
JMRA 公的統計基盤整備委員会ガイドライン推進小委員会作成
チェックリストにおける検討案件の反映状況

2. 1 平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査分析
(経済産業省と農林水産省の共同事業)

2. 2 平成 25 年通信利用動向調査(総務省)

2. 3 平成 25 年度宿泊旅行統計調査(国土交通省観光庁)

2. 4 平成 25 年雇用動向調査(厚生労働省)

2. 1 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹⁾に基づくチェック結果

案件名: 平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業(農林水産省・経済産業省共同) 公サ法案件・総合評価方式

チェック項目		遵守度 ²⁾ ○△×	備考
(1)委託先の適切な選定			
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	○	入札参加資格に関する事項に「A」又は「B」と記載
イ (保有が望ましい)資格・認証等	○	○	評価項目一覧に加点基準として ISO9001 の認証又は同等の認証と記載あり
(確認事項として)①実施体制	○	○	企画書の提案要求事項に記載あり。評価項目一覧にもあり
(確認事項として)②知識・経験・能力	○	○	同上
(確認事項として)①セキュリティ対策	○	○	情報セキュリティ管理として要件記載あり。評価項目の一覧にもあり
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	○	○	総合評価である
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	○	○	同上
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)			
ア 回収率	○	○	企業規模大・中・小別の平成 19 年～23 年度調査の実績値の平均を上回ることと記載あり。但し有効回答率と表記
記入率	△	△	2.(4)ト調査票の内容審査に審査後の疑義照会をする旨の記載あり。別紙 5 エラーチェック項目に未記入の対応について記載あり
非協力率	×	×	非協力理由を示す指標の記載なし
内容・趣旨等の適切な説明	○	○	その実施に当たり確保されるべき質に関する事項の業務内容に記載あり
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	○	○	実績有効回収率が目標回収率を下回った場合に、達成を確保する上で必要な改善策の提示について記載あり
(3)適切な仕様書等の作成			
ア 共通事項			
① 調査依頼書等の作成方法	○	○	提案要求事項一覧に協力依頼の工夫について記載あり
② 督促業務の実施方法	○	○	①と同じ。従来の督促等の状況と回収数の推移資料あり
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	○	○	①と同じ。問い合わせ件数と内訳の資料あり
④ 審査・確認業務の実施方法	○	○	①と同じ。調査票の内容審査、調査客体への疑義照会の記載あり
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	○	○	実施に当たり確保されるべきサービスの質の記載あり
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	○	○	③と同じ
⑦ 秘密保持に関する取組方法	○	○	情報セキュリティ管理として要件あり。評価項目の一覧にもあり
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	○	○	民間事業者が報告すべき事項として記載あり
イ 調査員調査			
① 調査員数及び質の確保・管理方法	—	—	郵送調査のため本件非該当
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	—	—	同上
③ 調査員の安全対策	—	—	同上
(4)前回実施状況の開示			
ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報	○	○	別紙 2 従来の実施に要した人員、同施設及び設備の記載あり
(5)各府省の管理			
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定			
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。			
i)調査票の誤送付等の状況	×	×	誤送付等の結果は見当たらない
ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	×	×	資料なし
iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	○	別紙 2 調査票回収状況
iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	△	△	問い合わせを指す
v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	○	○	別紙 2-5 従来の実施方法等
vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	×	×	記載なし

¹⁾ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

²⁾ 「○、△、×」とコメントは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会調べ。

チェック項目	遵守度 ² ○△×	備考
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。		
i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	—	郵送調査のため本件非該当
ii)調査員への指導状況	—	同上
iii)報告者への訪問状況	—	同上
iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	—	同上
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	△	8.(3)④宣伝行為の禁止に一部記載あり
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	○	1.(1)⑦本業務の改善策の作成・提出等及び 8.(1)③指示 に明記されている

2. 1 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹に基づくチェック結果…経年比較

案件名:平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業(農林水産省・経済産業省共同) 公サ法案件・総合評価方式

		平成 24 年度		平成 25 年度	
チェック項目		遵守度 ² ○△×	備考	遵守度 ³ ○△×	備考
(1)委託先の適切な選定					
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	入札参加資格に関する事項に「A」と記載	○	入札参加資格に関する事項に「A」又は「B」と記載	
イ (保有が望ましい)資格・認証等	×	仕様書にも評価項目一覧にも該当項目なし	○	評価項目一覧に加算基準としてISO9001の認証又は同等の認証と記載あり	
(確認事項として)①実施体制	○	仕様書になし。提案書雛形に記述例あり。評価項目一覧としてもあり	○	企画書の提案要求事項に記載あり。評価項目一覧にもあり	
(確認事項として)②知識・経験・能力	○	同上	○	同上	
(確認事項として)①セキュリティ対策	○	仕様書Ⅱ5(1)情報セキュリティに要件記載あり	○	情報セキュリティ管理として要件記載あり。評価項目の一覧にもあり	
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	○	総合評価である	○	総合評価である	
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	○	同上	○	同上	
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)					
ア 回収率	○	企業規模大・中・小別の回収率下限の記載あり	○	企業規模大・中・小別の平成19年～23年度調査の実績値の平均を上回ることと記載あり。但し有効回答率と表記	
記入率	×	目標設定に関する記載なし	△	2.(4)ト調査票の内容審査に審査後の疑義照会をする旨の記載あり。別紙5エラーチェック項目に未記入の対応について記載あり	
非協力率	○	調査票未達の場合の追加発送指示あり	×	非協力理由を示す指標の記載なし	
内容・趣旨等の適切な説明	△	上記に関して代替サンプルからの追加発送記載あり	○	その実施に当たり確保されるべき質に関する事項の業務内容に記載あり	
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	×	記載なし	○	実績有効回収率が目標回収率を下回った場合に、達成を確保する上で必要な改善策の提示について記載あり	
(3)適切な仕様書等の作成					
ア 共通事項					
① 調査依頼書等の作成方法	△	HPに雛形があるらしい(仕様書Ⅱ3(1))	○	提案要求事項一覧に協力依頼の工夫について記載あり	
② 督促業務の実施方法	○	督促は3回	○	①と同じ。従来の督促等の状況と回収数の推移資料あり	
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	○	「問い合わせ対応マニュアル」支給	○	①と同じ。問い合わせ件数と内訳の資料あり	

¹ このガイドラインは「改正 平成24年4月6日」付けのものである。また、このチェックリストはJMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

² 「○、△、×」とコメントはJMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会調べ。

³ 「○、△、×」とコメントはJMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会調べ。

		平成 24 年度		平成 25 年度	
チェック項目		遵守度 ² ○△×	備考	遵守度 ³ ○△×	備考
④	審査・確認業務の実施方法	○	回収～集計までの業務 内容に記載	○	①と同じ。調査票の内 容審査、調査客体へ の疑義照会の記載あり
⑤	業務の実施において確保されるべき統計の品質	△	精度、誤差といった数値 的記載なし	○	実施に当たり確保さ れるべきサービスの 質の記載あり
⑥	報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	○	③と同等	○	③と同じ
⑦	秘密保持に関する取組方法	○	仕様書Ⅱ5(1)情報セキュ リティ及び契約書に記載 あり	○	情報セキュリティ管理 として要件記載あり。 評価項目の一覧にも あり
⑧	委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリ スク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了 報告書の作成及び提出方法	△	「報告書の作成」はある が「完了報告書」につい ての具体的記載なし	○	民間事業者が報告す べき事項として記載あり
イ 調査員調査					
①	調査員数及び質の確保・管理方法	—	郵送調査のため本件非 該当	—	郵送調査のため本件 非該当
②	調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の 実施方法	—	同上	—	同上
③	調査員の安全対策	—	同上	—	同上
(4)前回実施状況の開示					
ア	実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使 用施設・設備等実施状況に関する情報	—	同上	○	別紙2 従来の実施に 要した人員、同施設及 び設備の記載あり
(5)各府省の管理					
ア 民間事業者への報告要求と監査 管理指標の設定					
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項として は、次の事項を中心に確認する。					
i)	調査票の誤送付等の状況	△	仕様書のⅠ総則に監督 職員の指示に従うとあ る。具体的な報告義務 と管理に関する記載は ない。契約書8条の監 督条項に総則と類似の 記載あり。	×	誤送付等の結果は見 当たらない
ii)	調査項目別の未記入及び不備の状況	△	同上	×	資料なし
iii)	調査開始時から調査期限までの一定の時点における 回収状況	△	同上	○	別紙2 調査票回収状 況
iv)	照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	△	同上	△	問い合わせを指す
v)	督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	△	同上	○	別紙2-5 従来の実施 方法等
vi)	収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計デー タ等)の管理状況	△	同上	×	記載なし
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。					
i)	調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	—	郵送調査のため本件非 該当	—	郵送調査のため本件 非該当
ii)	調査員への指導状況	—	同上	—	同上
iii)	報告者への訪問状況	—	同上	—	同上
iv)	不在等の場合における再訪問の実施状況	—	同上	—	同上
イ	委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の 業務と同時実施等の禁止の監査	×	具体的記載なし	△	8.(3)④宣伝行為の禁 止に一部記載あり
ウ	委託先の実施方法の確認と改善勧告	×	具体的記載なし	○	1.(1)⑦ホ業務の改善 策の作成・提出等及 び8.(1)③指示に明記 されている

2. 2 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹⁾に基づくチェック結果

案件名:平成 25 年度通信利用動向調査（総務省）非公サ法案件・最低価格落札方式

チェック項目	遵守度 ²⁾ ○△×	備考
(1)委託者の適切な選定		
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	A、B、C 又は D と明記(入札説明書)
イ (保有が望ましい)資格・認証等	×	入札説明書に ISO、P マーク等の資格要件項目は見当たらない
(確認事項として)①実施体制	×	
(確認事項として)②知識・経験・能力	×	
(確認事項として)③セキュリティ対策	○	遵守確約書及び誓約書(2種類)提出(仕様書別添 3-1、2)
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	—	
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	—	
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)		
ア 回収率	○	回収率は世帯調査 55%、企業調査回収率 60% 回収数は世帯 25,000 世帯、企業 3,090 を予定とある (仕様書「3 請負の内容」) なお、設定は世帯 45,120、企業 5,140 となっている
記入率	△	記入率の記載はなし
非協力率	×	
内容・趣旨等の適切な説明	○	HP 上に過去(平成 8 年度以降)の結果と資料掲載あり
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	△	仕様書「3 請負の内容(5)令状等の発送及び電話督促」に 「回収率向上に向けた具体的な取り組みについては、主管 室の指示に従うこと」と記載がある
(3)適切な仕様書等の作成		
ア 共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	○	仕様書別添に見本がある
② 督促業務の実施方法	○	仕様書 3(5)礼状等の発送及び電話督促の記載あり
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	△	仕様書 3(4)調査に関する照会対応及び調査票の回収の記載あり
④ 審査・確認業務の実施方法	○	仕様書 3(6)回収調査票の検査、データ入力及びデータチェックの記載あり
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	△	仕様書 3(9)ウに「国内外における統計調査結果等の収集を行い、調査結果の裏付けを行う」とある程度
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	×	トラブル対応の記載なし
⑦ 秘密保持に関する取組方法	○	仕様書、委託契約書、誓約書、秘密保持義務等に関する事項の記載あり
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	×	
イ 調査員調査		
① 調査員数及び質の確保・管理方法	—	
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	—	
③ 調査員の安全対策	—	
(4)前回実施状況の開示	—	
ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報	×	
(5)各府省の管理		
ア 民間事業者差への報告要求と監査、管理指標の設定		
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。		
i)調査票の誤送付等の状況	×	
ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	△	仕様書 3(7)に「データ入力後の集計前データ(個票データ)については、集計前に主管室に提示して有効、無効の扱いについて協議し、了解を得ること」とある程度
iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	仕様書 3(4)イに記載あり
iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	仕様書 3(4)アに記載あり
v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	△	回収数は毎日報告するため、督促については報告記載はないが、督促後の回収率把握は可能である
vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	仕様書 9(5)に調査票などの管理に関して 8 項目の厳守項目がある

¹⁾ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

²⁾ 「○、△、×」とコメントは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会調べ。

チェック項目	遵守度 ² ○△×	備考
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。		
i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	-	
ii) 調査員への指導状況	-	
iii) 報告者への訪問状況	-	
iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況	-	
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	△	仕様書9(5)調査票等の管理についての記載はあるが、業務の宣伝や他の事業の同時実施に関する禁止記載はない。
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	○	契約書第8条監督に記載あり

2. 3「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹に基づくチェック結果
 案件名:平成 25 年度宿泊旅行統計調査(国土交通省観光庁) 非公サ法案件・最低価格方式

チェック項目	遵守度 ² ○△×	備考
(1)委託先の適切な選定		
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	
イ (保有が望ましい)資格・認証等	△	仕様書 4(1)(2)落札者に求めているが、応札条件ではない
(確認事項として)①実施体制	△	同上
(確認事項として)②知識・経験・能力	×	
(確認事項として)③セキュリティ対策	△	同上
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	×	入札説明書 3(6)過去 10 年以内の受託経験とある
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	-	
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)		
ア 回収率	○	仕様書 5(1)(4)に記載あり
記入率	△	仕様書 5(1)(5)①、疑義照会率の前年結果を明示
非協力率	×	代替標本を用いない場合、用いないことを明記すべき
内容・趣旨等の適切な説明	×	
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	×	
(3)適切な仕様書等の作成		
ア 共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	○	資料 17 として例示
② 督促業務の実施方法	○	仕様書 5(1)(3)に記載あり
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	△	仕様書 5(1)(1)問い合わせ対応マニュアル作成とある。 資料 13～16 に調査票記入要領はある
④ 審査・確認業務の実施方法	○	仕様書 5(1)(5)①、審査要領作成とある
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	○	仕様書 5(1)(5)②③④に記載あり
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	△	
⑦ 秘密保持に関する取組方法	△	仕様書 5(1)(8)。調査票以外についての言及がない
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	△	仕様書 5(1)(6)、7)①、(2)、(3)、(4)(5)(6)7)5、(8)。実査関連の報告は求めている
イ 調査員調査		
① 調査員数及び質の確保・管理方法	-	
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	-	
③ 調査員の安全対策	-	
(4)前回実施状況の開示		
ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実施状況に関する情報	×	実査人員等の記載はない。調査物件はある
(5)各府省の管理		
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定		
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を中心に確認する。		
i)調査票の誤送付等の状況	×	
ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	×	
iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	×	
iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	疑義照会率前年結果の概数の記載あり
v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	○	仕様書 5(1)(3)督促率、重点督促先件数の明記あり
vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	仕様書 7. 成果品の記載あり
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する。		
i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	-	
ii)調査員への指導状況	-	
iii)報告者への訪問状況	-	
iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	-	
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施等の禁止の監査	△	仕様書 11. に一般適用事項としてあるが、監査はない
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	○	仕様書 4(1)(2)に記載あり

¹ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

² 「○、△、×」とコメントは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会調べ。

2. 4 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹⁾に基づくチェック結果

案件名:平成 25 年度雇用動向調査(厚生労働省) 非公サ法案件・最低価格方式

チェック項目	遵守度 ²⁾ ○△×	備考
(1)委託者の適切な選定		
ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	説明書 3(3)~(4)、入札参加書類として提出を要求
イ (保有が望ましい)資格・認証等	×	
(確認事項として)①実施体制	○	仕様書:P9 V-2 管理体制の記載あり
(確認事項として)②知識・経験・能力	×	
(確認事項として)③セキュリティ対策	△	仕様書:V 厚労省セキュリティポリシーに順ずるよう にとの記載は有るが非公開。「政府機関の情報セキュ リティポリシーを参照するように指示あり
過去の実績は問わないが、総合評価は有ってよい	×	
ウ 「価格のみ」以外の選定方式(総合評価等)	×	最低価格落札方式
(2)確保されるべき品質の目標(客観的かつ定量的な指標)		
ア 回収率	○	電話督促業務要項 3-(3)に記載あり
記入率	×	
非協力率	×	
内容・趣旨等の適切な説明	○	電話督促業務要項 2-(6) に記載あり
イ (努力規定として)未達成の場合の措置	△	IV5(7)⑤に一部記載あり
(3)適切な仕様書等の作成		
ア 共通事項		
① 調査依頼書等の作成方法	○	IV5(4)①(イ)に記載あり
② 督促業務の実施方法	○	IV5(6)に記載あり
③ 報告者からの照会や質問への対応方法	○	IV5(6)に記載あり
④ 審査・確認業務の実施方法	○	IV5(7)報告のタイミング頻度を明記
⑤ 業務の実施において確保されるべき統計の品質	×	
⑥ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法	△	契約書に個人情報に関するトラブルのみ個別報告を 義務づけている。その他は記録の指示のみ
⑦ 秘密保持に関する取組方法	○	V1に記載あり
⑧ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力 者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	×	
イ 調査員調査		
① 調査員数及び質の確保・管理方法	—	
② 調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	—	
③ 調査員の安全対策	—	
(4)前回実施状況の開示		
ア 実施に要した人員(調査員、コールセンター要員)、使用施設・設備等実 施状況に関する情報	×	
(5)各府省の管理		
ア 民間事業差への報告要求と監査		
① 郵送調査・オンライン調査(電子メールを使用した方法を含む。)方式及び調査員調査方式による統計調査の共通事項としては、次の事項を 中心に確認する。		
i)調査票の誤送付等の状況	×	
ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	×	
iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	×	
iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	△	IV5(5)③で週 1 回の報告のみ指示あり
v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	△	IV5(7)⑤督促実施状況の報告のみ指示あり
vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	V1、2に明記
② 調査員調査方式による統計調査については、上記①のほか、次の事項を中心に付加して確認する		
i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	—	
ii)調査員への指導状況	—	
iii)報告者への訪問状況	—	
iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	—	
イ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び宣伝・他の業務と同時実施 等の禁止の監査	△	仕様書 V3、管理義務、監査への対応のみ明記
ウ 委託先の実施方法の確認と改善勧告	△	仕様書 V3、管理義務、監査への対応のみ明記

¹⁾ このガイドラインは「改正 平成 24 年 4 月 6 日」付けのものである。また、このチェックリストは JMRA 公的統計基盤整備委員会「ガイドライン推進」小委員会により、ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置 2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保」に即して作成したものである。

²⁾ 「○、△、×」とコメントは JMRA 公的統計基盤整備委員会「民間版ガイドライン検討」小委員会調べ。

〈資料編〉

資料3:「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキング
グループ」における意見交換(平成 26 年 3 月 19 日)

—— JMRA 作成 意見交換会資料 ——

ISO20252の概要とJMRAの取り組み

平成26年 3月19日
(社)日本マーケティング・リサーチ協会
ISO20252認証協議会
公的統計基盤整備委員会
Japan Marketing Research Association

目 次

はじめに — **ISO20252**とは？

1. 日本における**ISO20252**の意義
2. **ISO20252**の認証スキーム
3. **ISO20252**はどう活用できるか？
4. **JMRA**におけるプロセス保証の取り組み

はじめに — ISO20252とは？

はじめに — ISO20252とは？

- あえてわかりやすく言えば、
ISO9001(品質マネジメントシステム)
の市場調査業界版 (調査のプロセス管理に特化)
- ISO(国際標準化機構)が2006年に発行(2012年改訂)
- 市場・世論・社会調査全般に適用可能
- ISO9001のようなマネジメントシステム認証ではなく、
「製品・サービス認証(Product Certification)」の規格

第三者認証とは？ 製品認証とは？

□ 客観的な第三者による審査を経て、「ISOの規格に基づいた管理が的確になされている」ことの証明（お墨付き）を得ること（ISO9001、ISO14001なども同様）

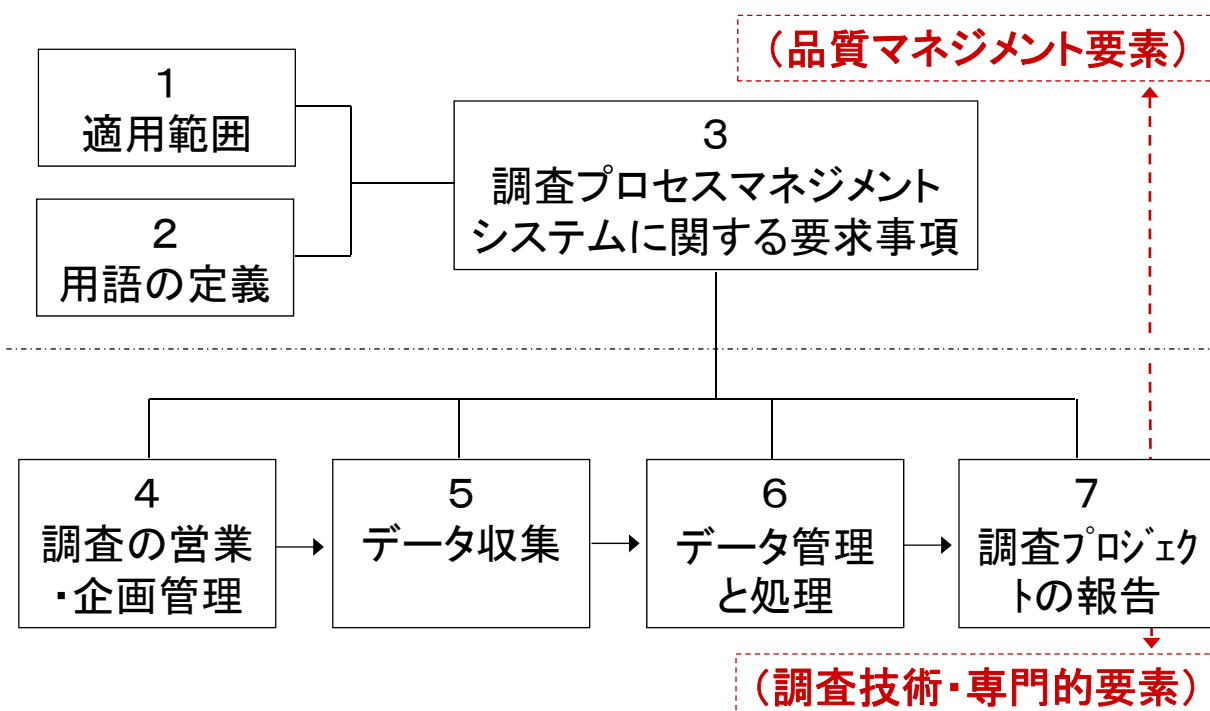
□ ISO20252の認証登録を望む調査実施機関は、認定機関（日本ではJAB）に認定された認証機関（審査機関：現在はJMAQAのみ）によって認証される必要がある。

→ 製品認証とは、組織が提供する製品・プロセス等が、特定の規格に適合しているかどうかを第三者の認証機関が評価し、適合している組織に認証を付与する制度のこと

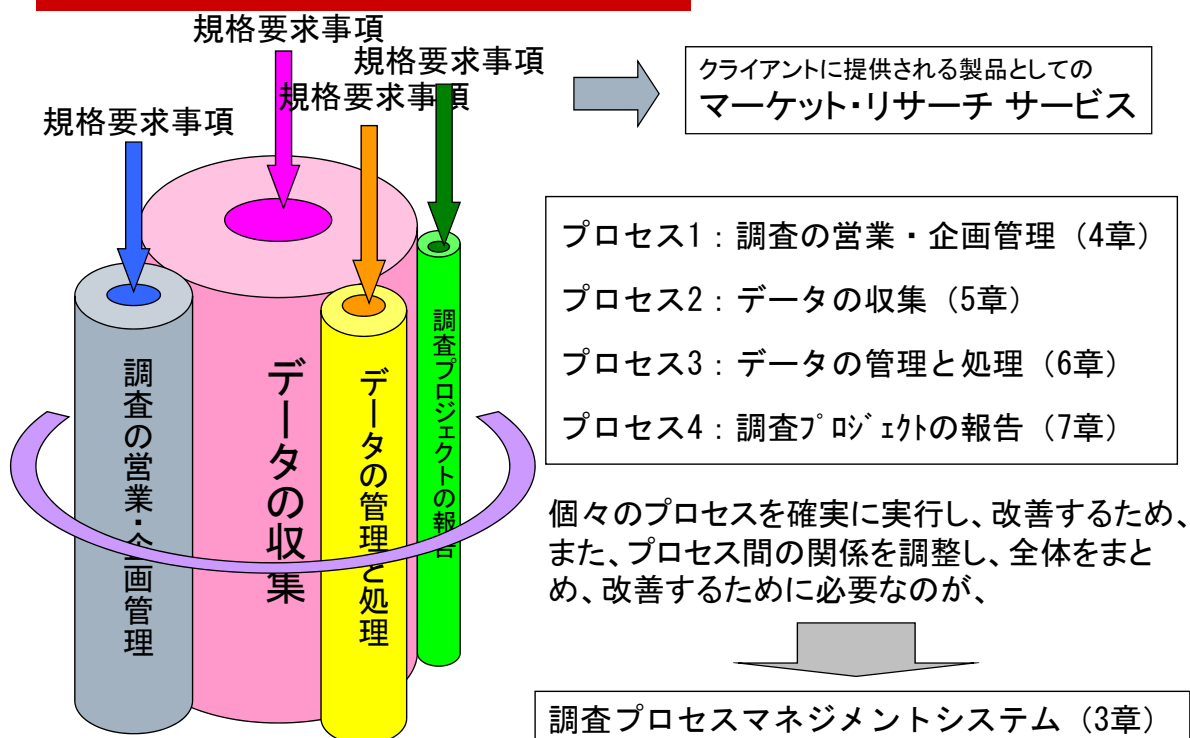
※「製品」という用語には、サービスの意味も含まれており、ISO20252は、市場・世論・社会調査の「サービスプロセスの認証」に特化した規格と位置付けられる

ISO20252 の要求事項概略図

詳細は『ガイドライン』を参照下さい



ISO20252 規格の構造

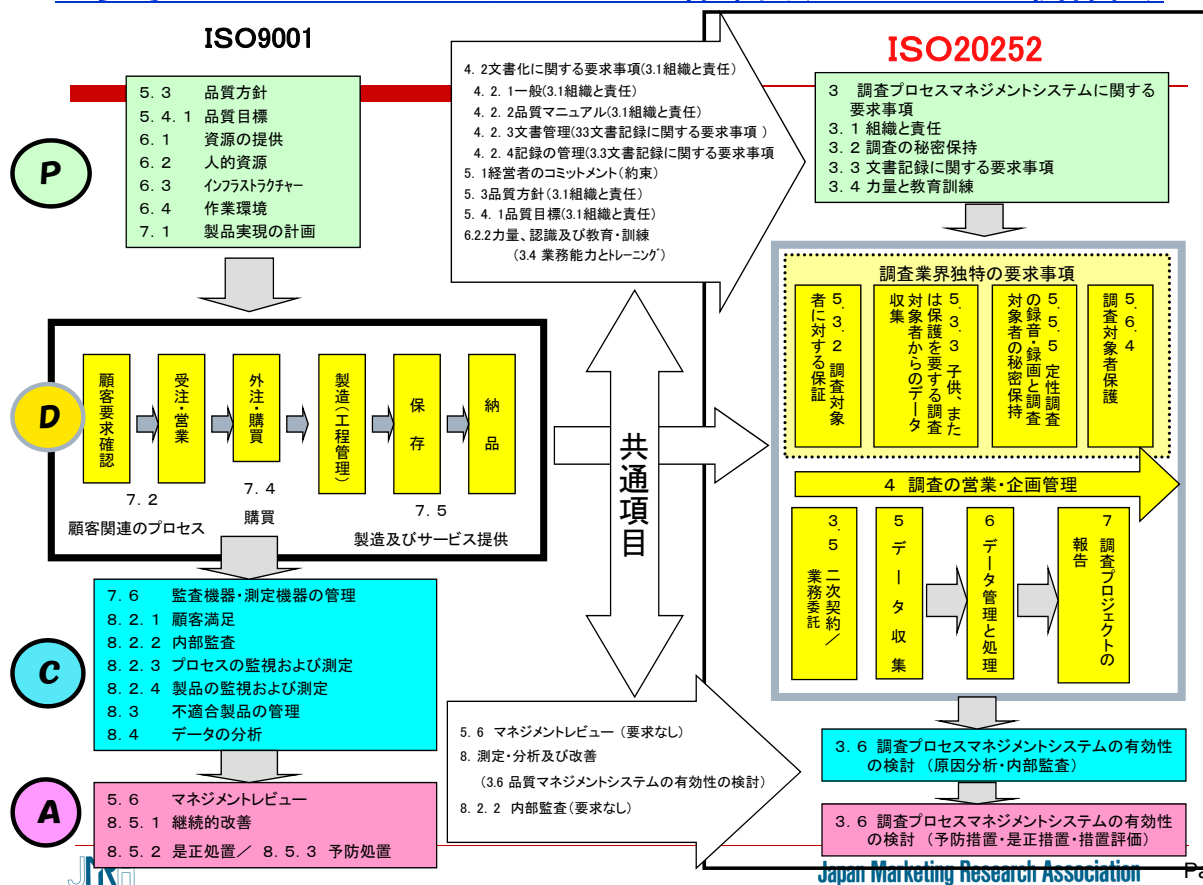


<参考> ISO9001との違い

- ISO9001（マネジメントシステム認証） ⇒ **会社（組織）の仕組みを認証**
 - ・ 特定部署を審査し、当該業務プロセスがISO9001の規格要求に準拠して構築され、維持されていることを確認
 - ・ **キーとなるのは組織・マネジメントシステムの仕組み**（教育制度・業務工程手順・検査手順等々）であり、それらが機能しているかどうかポイント
- ISO20252（製品・サービス認証） ⇒ **サービスプロセスの妥当性を認証**
 - ・ サンプルされた特定業務を審査し、当該業務において成果物である商品・サービスが、ISO20252の規格要求に準拠して製造され、顧客に提供されていることを確認
 - ・ **キーとなるのは業務**であり、業務担当者が規格要求に準拠して作られたルールを理解し、遵守して業務を行っているかがポイント

※ 「業務の成果物の適合」が問われるのが製品・サービス認証

<参考> ISO20252 MRサービスプロセス体系図(ISO9001との関係性)



Page 8

国内の認証状況：ようやく6社に



※本認証スキームは、JMRAを中心に作成され、日本適合性認定協会(認定機関)と、日本能率協会(審査機関)の協力により確立されました

	取得企業	取得時期
1	intage 株式会社インテージ	2010年8月
2	株式会社サーベイリサーチセンター SURVEY RESEARCH CENTER CO.,LTD.	10月
3	日本リサーチセンター Member of Gallup International Association	2011年2月
4	intage 株式会社インテージリサーチ	6月
5	Ipsos Japan	2014年2月
6	信じられる未来シナリオを。 NIKKEI-R	2月

海外の認証状況：欧州、オセアニア



欧州リサーチ協会連盟

取得国		取得企業数
	イギリス	72
	スペイン	15
	フィンランド	11
スウェーデン デンマーク ドイツ	ノルウェー フランス オーストリア	6ヵ国 合計25
	オーストラリア	約100
	ニュージーランド	40

海外の認証状況：米国



※CIRQは、アメリカ及び海外のグローバル監査および認証サービスを提供するためにCASRO内部に設置された認証機関

No	取得企業	取得時期
1	Maritz RESEARCH	2010年 6月
2	MARKET STRATEGIES INTERNATIONAL	2011年12月
3	cint	12月
4	Burke	2012年 4月
5	Millward Brown AMAP Region	5月
6	NA National Analysts WORLDWIDE RESEARCH CONSULTING	10月
7	ORC International	2013年 4月
8	JWS RESEARCH	2011年10月
9	TNS Argentina	2013年 7月
10	OMi ONLINE MARKET INTELLIGENCE	2014年 1月

1. 日本におけるISO20252の意義

1-① ISO20252が目指すもの

- 背景に、①多国間調査の活発化、②顧客サイドでのリサーチ専門部署の縮小(アウトソース化)

→ どの国で調査が実施されても、同等の科学的な品質保証(「再現性」保証)担保の要請(=顧客ニーズ)

- 国際的な個人情報保護意識向上への対応
- 市場調査(業界)の国際的な評価向上への期待
- ISO認証取得による他社との差別化
- 品質管理面の努力に対する正当な評価獲得
- 品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上

1-② ISO20252 の認証を得る意義

- そのものの目的は、「顧客ニーズに応える」こと
- 調査会社として、「認証に足るサービスを供給できる仕組みを有している」ことの証明
- 提供するサービス(成果物)についても、確かな信頼
→ 競争優位の獲得（あるいは、必要条件）
- 調査会社内部での、マネジメント改革への活用
- 業務プロセスの標準化、効率化

1-③ ISO20252 の認証を得るメリット

- 公的統計業務に参入したい ⇒  必須
→ 入札参加時の加点要素に
- 外資系クライアントの仕事(海外対応)が多い
→ 近い将来、「要求事項」になることに備えて準備を
- 社内の品質管理徹底、マネジメントスタイル改革に取り組みたい
→ PDCAサイクル等、客観性のある仕組みづくりに最適
- 客観的信用確保のためにも、「第三者認証」を
→ マーケティング活動の「質」向上、業界のレベルアップ

1-④ 認証取得によって得られる効果

① 品質の確保されたMRサービスを提供するために、プロセスや手順のしっかりしたシステムを組織内部に作り上げる

[内部に向けた効果]

- ・ 社員が、自分が実施した手順等にモレ・落ちが無いかのチェックに使う
- ・ JMRAの各種品質ガイドラインを遵守していることのチェックとなる

② 一定水準のMRサービスを提供していることを外部に宣伝する

[外部に向けた効果]

- ・ 資格を持った第三者機関(認証機関)が審査を行うことによる客観性
- ・ その結果としての、認証取得の有無による調査実施機関の格付け

2. ISO20252の認証スキーム

2-① 認証範囲と認証区分

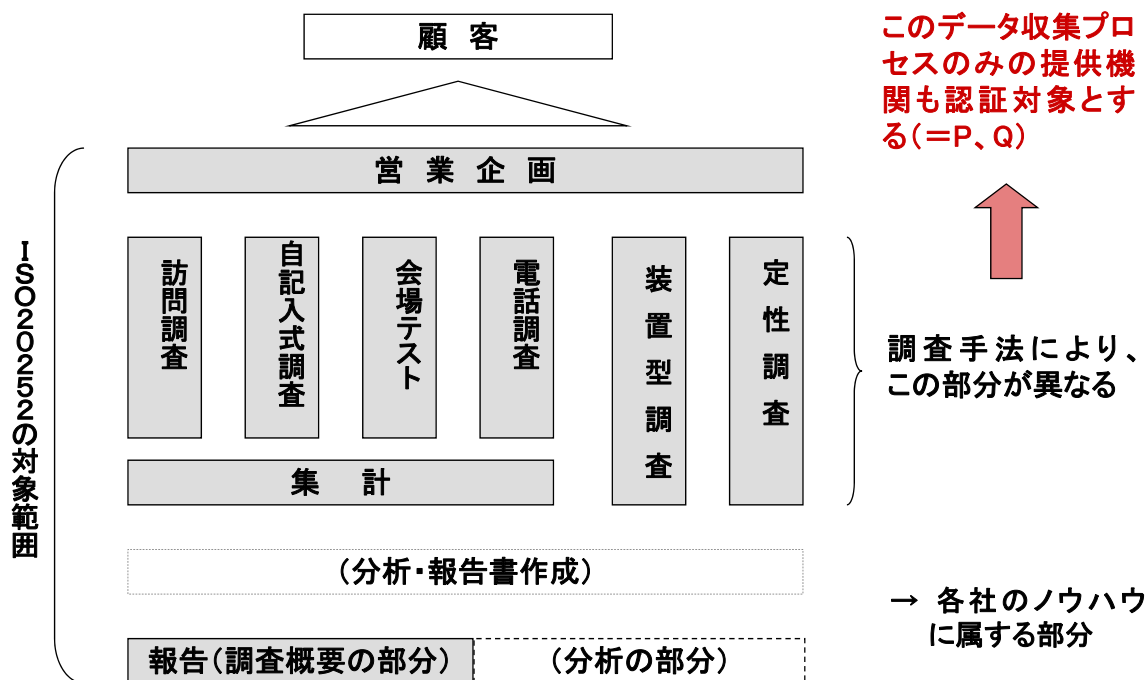
- マーケトリサーチサービス(MR)の製品認証を2種類に区分
 - ⇒ MRのいわゆる「フルサービス」提供機関だけでなく、
 - ⇒ 「データ収集プロセスのみ」の提供機関も認証対象とする
- 調査手法別に、MRサービス及びMRデータ収集サービスを4つに区分

A 定量調査(調査員訪問型) B 定量調査(調査員介在型) C 定量調査(調査員非介在型) D 定性調査	}	フルサービスを提供 マーケットリサーチ(MR) サービス
P 定量調査 Q 定性調査	}	中小規模の会員社 でも取得しやすい！ MRデータ収集サービス

2-② 認証区分の詳細

種類	認証区分の名称	認証区分の内容
A	調査員訪問型 定量調査	1)訪問面接調査, 2)訪問留置調査, 3)小売店監査調査(ストア・オーディット調査), 4)ミステリーショッパ ☐ 調査員が一般家庭・小売店・事業所・医療機関等を訪問し、行う調査 ☐ 1), 2)には調査員訪問型の継続パネル調査も含まれる
B	定量調査 調査員介在型 定量調査	1) CLT, 2)来場者調査, 3) 電話調査, 4)観察調査 ☐ 調査員(電話オペレータ含む)が限定されたエリア内で管理者の監督の下で行う調査 ☐ 1)にはCAPIによるものが含まれ、2)には来街者(街頭)調査、来店者(店頭)調査、出口調査などが含まれ、これらを代表する ☐ 3)にはCATIが、4)には来店客動線調査などが含まれる
C	調査員非介在型 定量調査	1)インターネット調査, 2)郵送調査, 3)装置設置型調査 ☐ データ収集時に調査員が介在せず、対象者が所有する情報通信機器、対象者(宅)・対象店に設置した装置、調査会社の保有するシステム(仕組み)を活用し、データを収集する調査 ☐ 1)にはモバイル(携帯電話)調査も含まれる ☐ 3)には装置設置型の継続パネル調査も含まれ、視聴率調査、スキャン方式の小売店・消費者調査などが該当する。他にオートコール電話調査、FAX調査、アイカメラ購買行動調査などが含まれる
D	定性調査	1)グループインタビュー, 2)デプスインタビュー, 3)オンライン定性調査, 4)エスノグラフィー調査

2-③ 認証区分の意味



2-④ 規格要求事項のポイント

- 市場調査における「データ収集方法」の標準化
 - 原則論に留まらず、個々の手順について具体的な要求事項多数
 - ① クライアントと合意された実施調査計画に沿ったデータ収集
 - ② 同一手順による再度の調査実行可能性(=再現性の保証)
 - ③ 法的要求事項、個人情報、秘匿情報の保護
 - ④ データを理解するために最低限必要な報告事項
- 調査結果の分析・提言などについては何も規定していない
 - ⇒ これらは調査会社やリサーチャーのノウハウの世界
- 記録の保管、トレーサビリティの確保
 - ⇒ 何かミス・トラブルがあった場合でも、追跡して原因究明
 - ⇒ 改善、やり直し、または次回以降への教訓

2-⑤ その他参考情報

- 認証の有効期間は3年、年1回のサーベイランス実施
- (MRに関わる)技術審査員の要件
 - ISO20252の知識と品質マネジメントシステムの要求事項に関して審査できる力量、MR分野の業務経験5年以上、審査に関する技能研修を終了
- 認証マークの取り扱い
 - 認証マークは、認証機関との契約に基づいて使用。個別のプロジェクトや報告書の内容そのものを認証の対象としていないことから、**報告書への認証マークの貼付はしない**
- 認証されたサービスへの、クライアント及び第三者からのアクセス
 - ISO20252基準で実施したMRサービスのプロジェクトと報告書には、固有でトレース可能な識別番号を付与
 - 供給者はクライアントへの報告書提出後、当該サービスの認証区分及び認証区分内の調査手法、識別番号を、速やかに認証機関に報告
 - 認証機関は報告を受けた供給者名及び認証区分、認証区分内の調査手法、識別番号をクライアント及び第三者がアクセスできるように開示

3. ISO20252はどう活用できるか？

3-① 公的統計へのISO20252導入状況

- ISO20252の公的統計への活用進む
経済産業省、総務省、厚生労働省、内閣府・・・等
⇔ 価格競争入札による弊害の顕在化
- 民間委託業務の業者選定(入札要件等)への活用
- 地方自治体、他の公的機関等でも
⇒ 背景には、統計調査員の高齢化、人材不足
- 公的統計でも「プロセス管理による品質保証」要請
⇒ 『公的統計の品質保証に関するガイドライン』の改訂検討へ

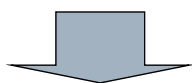
New!

3-② 認証取得後の効果事例

■ 国内認証取得(先行)4社の声

◆ ISO20252を導入してよかったこと

- ① 顧客との信頼関係が向上した
- ② 第三者認証を通じ社内品質管理意識が向上した
- ③ 属人的な仕事の進め方から「標準化」への改善が可能



ISO20252に対する価値意識は
未取得企業と取得企業間で大きな差がある

3-③ 営業上の優位事例

■ 官公庁(H24～H25年度)

先行4社で26億円(H24)を受注

◆ 企画・総合評価方式で加点評価

総務省、経済産業省、内閣府、藤沢市役所・・・など多数

◆ 入札参加資格として絶対条件

国立環境研究所、労働政策研究・研修機構、復興庁、科学技術政策研究所など多数

◆ 入札参加資格として難易度の高い実績と同等条件

経済産業省「工業統計調査に関する実施業務」

3-④ 営業上の優位事例

■ 民間企業(H24～H25年度)

額は低いが、着実に増加

◆ 企画コンペ、引合で優位に受注

外資系たばこ会社、アメリカの調査会社

◆ 外注先の新規発掘に伴い選定された

外資系化粧品会社

◆ ソーシャルメディアの調査発注の参考情報として

JMRAに2012年版ISO20252の照会があった

日用品製造グローバル会社

4. JMRAにおけるプロセス保証の 取り組み

4-① JMRAの取り組み

□ 調査サービスの標準化に向けた取り組み

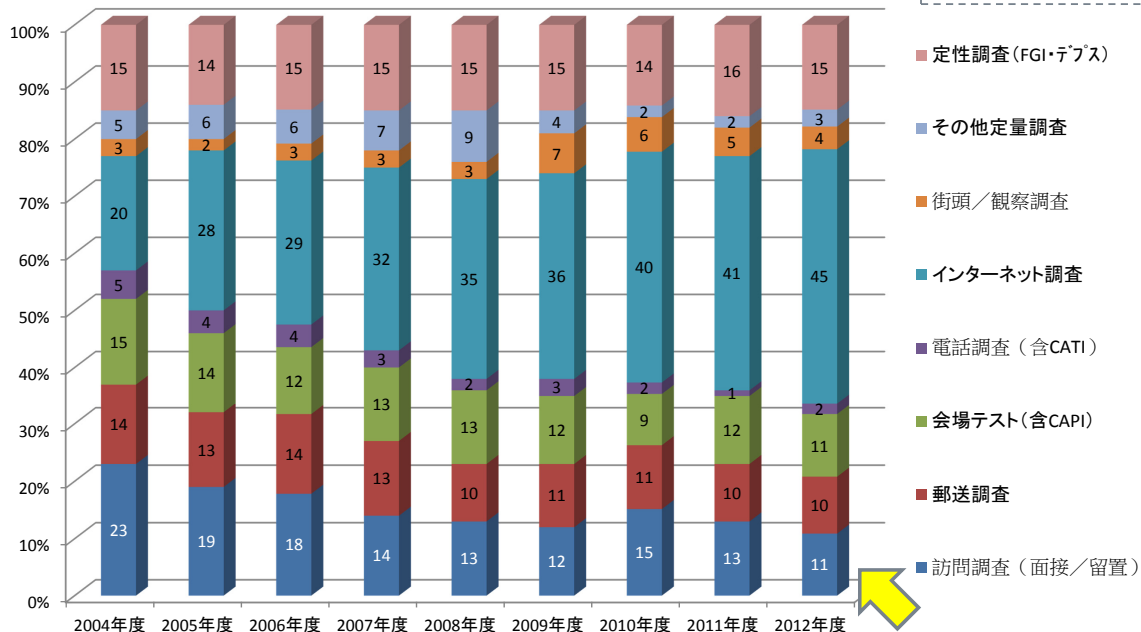
- ISOの検討と並行して、**2001年JMRQS**(日本版市場調査品質管理基準)を制定 → **JMRA**加入時に「遵守宣言」
- **2003年～、ISO20252**策定の**TC225**第**1**回国際会議から**P**メンバーとして参画 (**2006**年初版発行)

□ 公的統計の「民間開放」初期からの取り組み

- **2008**年「公的統計基盤整備委員会」発足
- 国の動向を注視しつつ、公的統計における民間事業者の活用、行政府への対応方策等を検討し、相互理解・共通認識の進展を図ってきた

4-② JMRAの活動状況(調査手法別シェア)

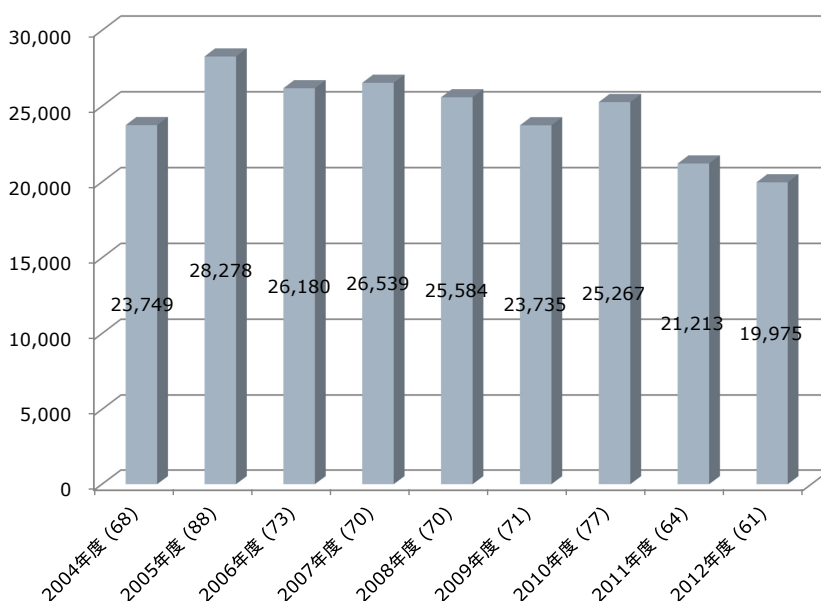
図 アドホック調査手法別売上高構成比の推移



出所: JMRA第38回経營業務実態調査

4-② JMRAの活動状況(登録調査員数)

図 登録調査員総数の推移



□ JMRA傘下の登録調査員数はここ数年減少傾向にある(回答社数も減少している)。

□ 1人で複数の調査会社に登録しているケースが多いため、実数はもっと少ない

出所: JMRA第38回経營業務実態調査

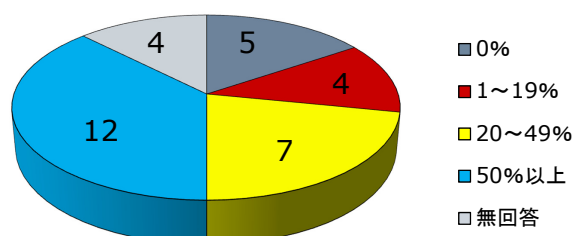
4-③ JMRA所属調査員の状況

- 直近の内部調査(公的統計基盤整備委員会:「調査インフラ等実態調査(2013年11月実施)」)結果より、訪問調査に対応する調査員組織を保有しているJMRA会員社32社の状況を示す

エリア	稼働調査員数(平均値)
全 国	408.2 (人)
北海道	27.7
東 北	48.8
北関東	26.4
首都圏	122.0
北陸信越	48.1
東 海	60.6
近 畿	72.5
中 国	43.6
四 国	27.1
九 州	95.0

注) エリア別平均値の合計は全国と一致しない

図 官公庁の統計調査員兼務の割合 (N= 32、社)

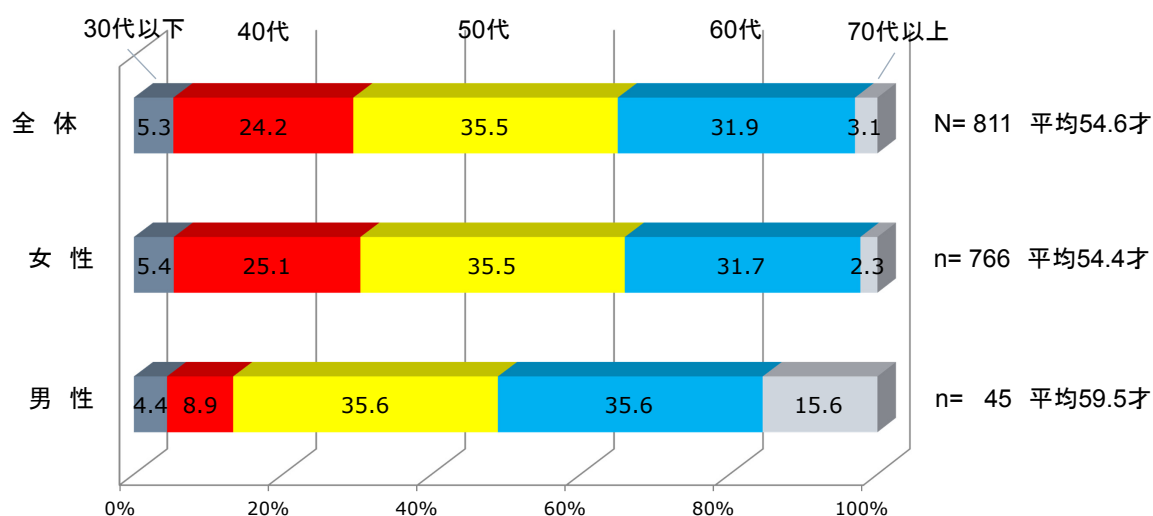


平均 37.14% (無回答を除く n=28)

出所:「調査インフラ等実態調査(2013年11月)」

4-③ JMRA所属調査員の状況

- あるJMRA会員社にご提供いただいた、訪問調査に対応する調査員の性・年代別構成比を以下に示す



出所: あるJMRA会員社の社内データ (2014年 3月現在)

<参考> 調査員の研修と考課 (ISO20252より)

5.2 フィールドワーカーの管理、募集・採用、トレーニング

■ 5.2.3 基礎的トレーニング

新人の調査員には、以下のトレーニングを行う。

- ・マーケットリサーチの一般原理
- ・倫理的要求事項
- ・インタビュースキル及び関連調査技法
- ・インタビューの実技指導
- ・(必要に応じて)コンピュータ使用方法
- ・(新たな実査を担当する場合)追加トレーニング
- ・トレーニング時間は最低6時間とする
- ・トレーニングの半分は研修担当者との対面で行う
- ・調査員区分及び限定的な調査に従事する場合は必要に応じた簡素化ができる

■ 5.2.4 組織固有のトレーニング

すべての調査員に対し、その組織固有の具体的要求事項のトレーニングを実施する。

- ・調査の組織・体制や業務の管理運営の方法

■ 5.2.5 継続的トレーニングと考課

定期的に使用する調査員には、少なくとも年1回、考課を行う。

<参考> 定量調査のフィールドワーカーのインスペクション

5.4.1 一般事項

- インスペクションは、フィールドワーク実施後、6週間を超えない時点までに実施する。
- また、可能であれば、データ処理やクライアントへの報告前に実施する。
- インスペクションにより、矛盾や問題が発見された場合の処置
 - a) 例えば、インタビューのやり直し、更なるインスペクション、生成されたデータの修正
 - b) 例えば、再トレーニング、将来における業務割り当ての工夫

5.4.3 インスペクションの水準

- 再コンタクトによるインスペクションの最低水準は、10%とする（→ 不適があれば全数）
- モニタリングによるインスペクションの最低水準は、75%がモニタされるという条件のもとで、5%とする

＜参考＞ その他、特徴的な要求事項

4.4.3 調査票のプリテスト

- クライアントまたは調査実施機関が必要と考える場合には、すべての調査票に関してプリテストが実施されなければならない。
(2006年版では「必須」だったが、2012年版では条件付きで緩和された)
(＝ クライアントが必要と考える場合には、必ずそのように要請を)

6.2.2 紙記録のデータ入力検証

- 単純データ入力の場合、入力数の 10% (→ 不適があれば全数)
- なお、JMRQS(JMRA日本版品質管理基準)では、「全入力データのベリファイ(ダブルパンチして突き合せ)実施」を推奨

4.9.2 調査記録の保存

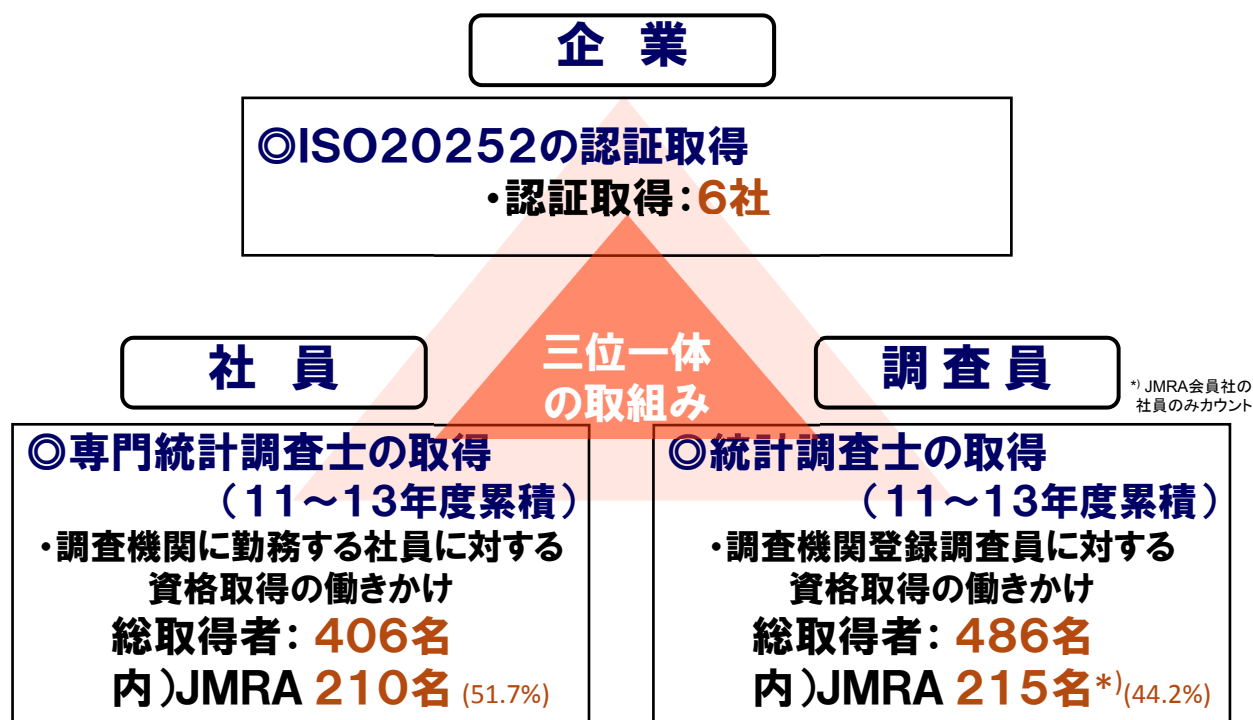
- プロジェクト完了後の記録の保存期間は、
 - 一次記録(紙の調査票等): 12カ月間
 - 当該プロジェクトに係る文書の最終版: 24カ月間

4-④ JMRA公的統計基盤整備委員会の活動

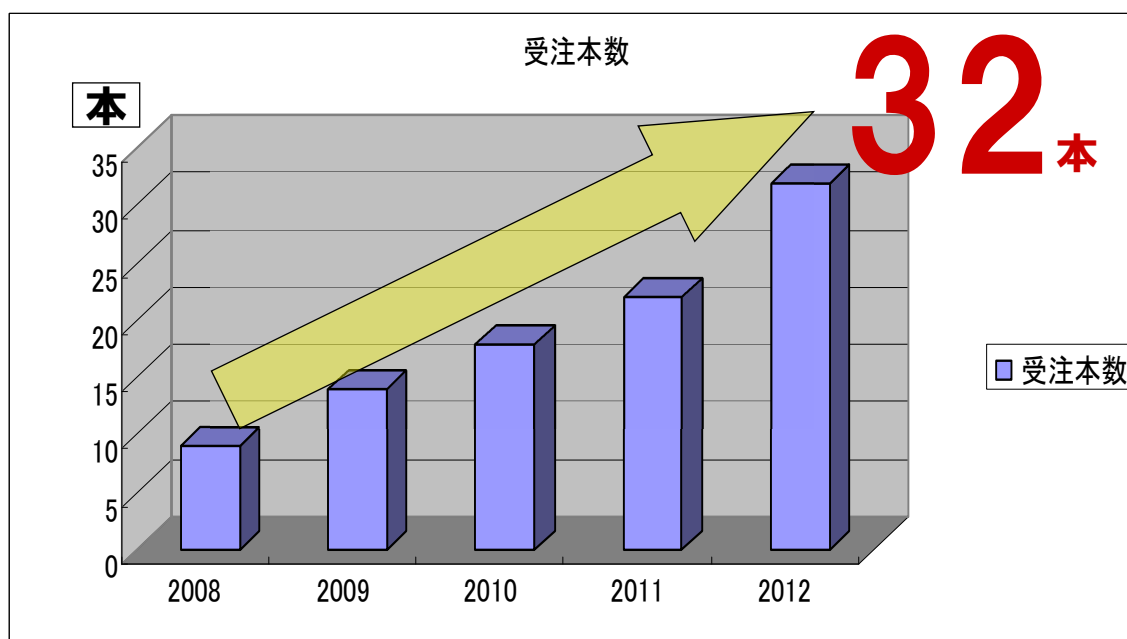
＜本委員会の活動目的＞

- ① 各府省等の民間事業者に対する要求に対して、事業者の実態を明らかにし、かつ、事業者とその従業者の能力向上に資する活動を行う
- ② 公的統計における事業者側の要求も明らかにし、府省等に正確に伝達する
- ③ これらの活動を通して、各府省と民間事業者の相互理解・共通認識の進展と公的統計の民間開放の成果拡充に寄与する。

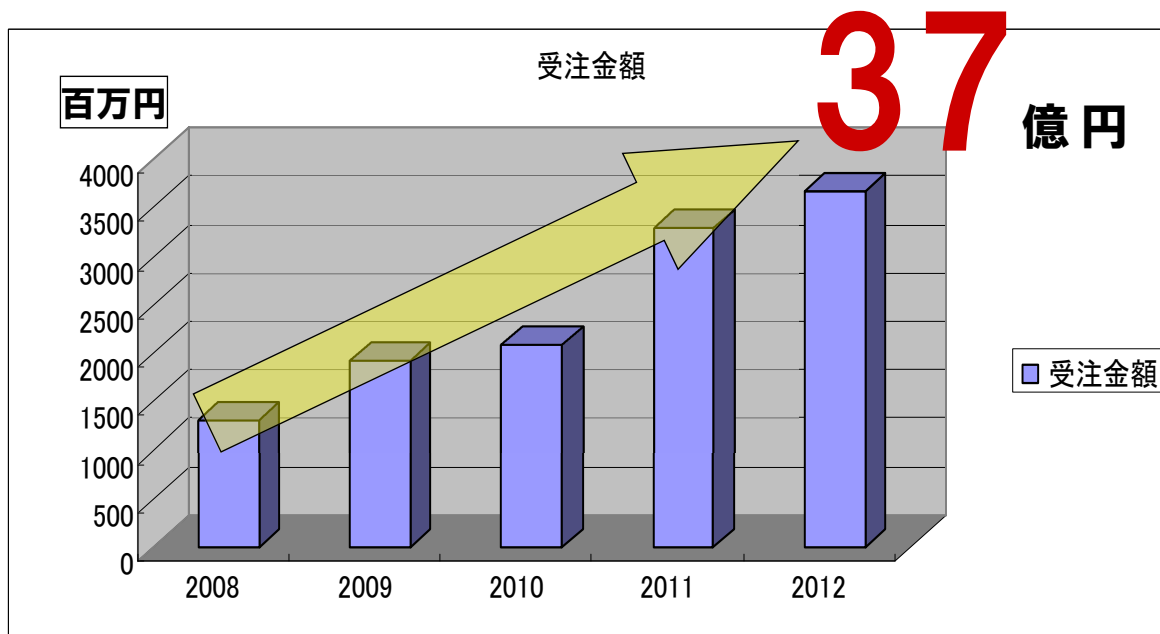
4-④ 公的統計の「質向上」に向けた取り組み



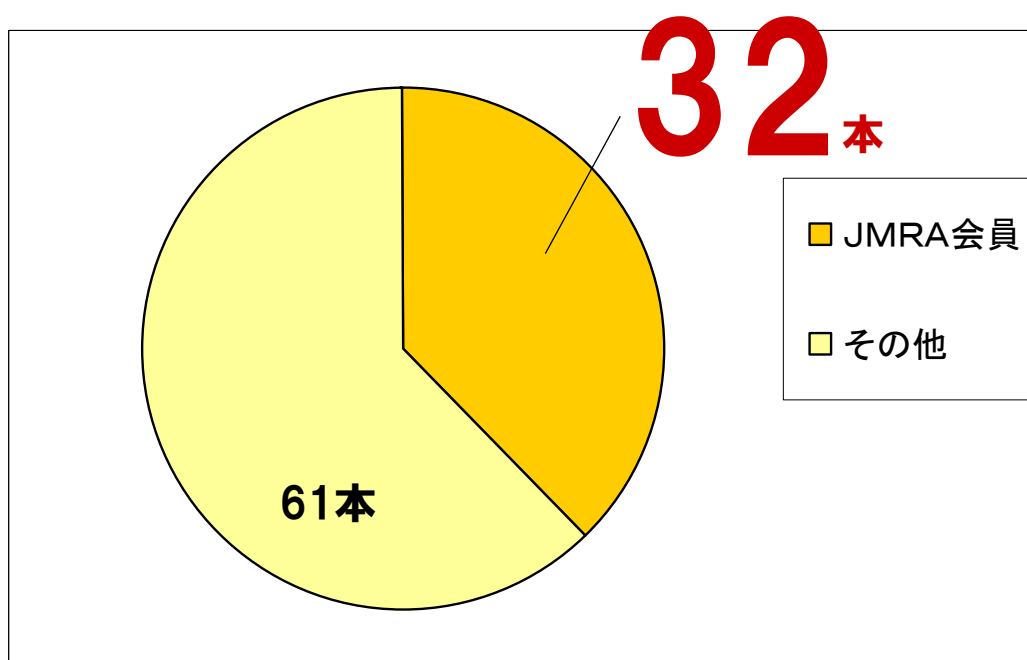
JMRA会員による5年間の受注本数



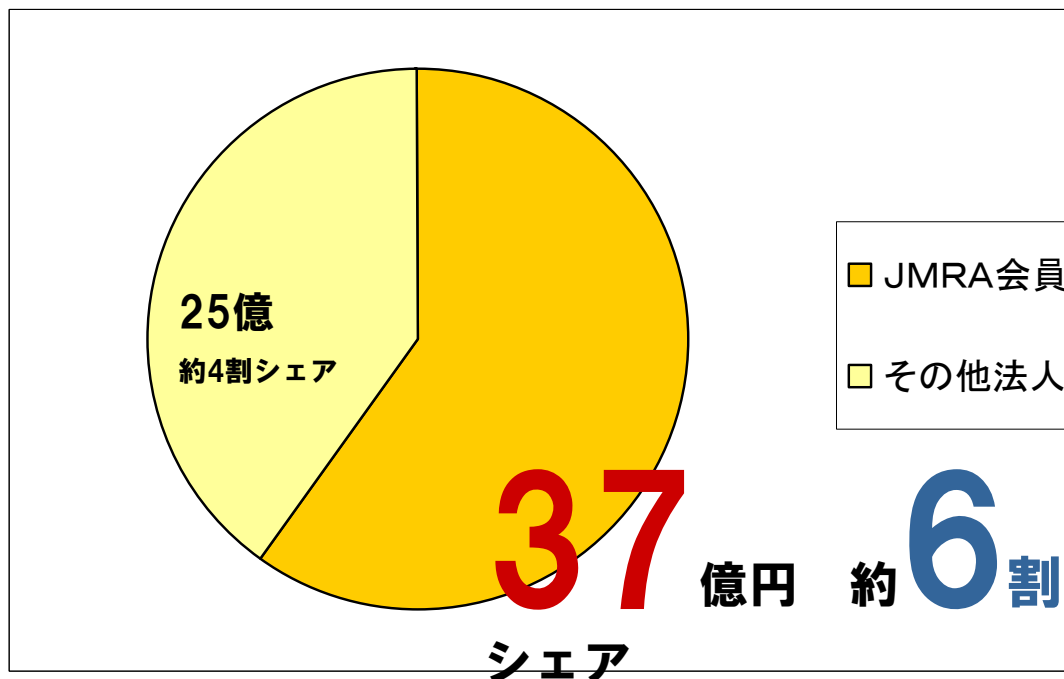
JMRA会員による5年間の受注金額



民間事業者活用の公的統計の本数(2012)



民間事業者活用の公的統計の金額等(2012)



規模の大きな公的統計への対応状況(調査員調査事例)

◆ 家計消費状況調査(総務省)

- 30,000世帯への月例調査
(調査員配布の調査員回収・郵送併用)

◆ 農業物価統計(農水省)

- 約3,000の生産事業者への月例調査
(調査員・郵送・オンライン・FAX等併用)

◆ 生活の質に関する世帯調査(内閣府)

- 4,950sの世帯・個人票調査
(年1回の調査員調査)

4-⑤ JMRAからのご提案

- ISO20252を、もっと公的統計でもご活用ください
ISO9001よりも、ISO20252の方がより適性を評価できます
⇒ 総合評価における加点項目化の可能性は？
(調査員訪問型調査では、「認証区分A」の重視も)
⇒ そこまでいかなくても、ひと声付け加えては？
「この調査は、ISO20252に沿って実施してもらえますか？」
- 「プロセス管理による品質保証」のためには、エビデンス提出(または保管)要請が必要では？
⇒ ISO20252の、実査管理プロセスが参考になります
(必要に応じて、チェックシート類の提出or閲覧要請など)

4-⑤ JMRAからのご提案

- JMRA所属調査員への、何らかの「資格」付与検討
⇒ 統計調査士試験の難易度アップのため、他の「スキルとモチベーション向上」施策を検討したい
(統計検定センターへのご提案準備中)
- JMRA主催で「統計調査士、専門統計調査士の試験対策講座」開設を検討中
⇒ もしも何かしらご支援いただけたところがあれば、よろしくお願いします

〈資料編〉

資料4：「公的統計の整備に関する基本的な計画(本文別表)」

総務省ホームページより転載

公的統計の整備に関する基本的な計画

平成26年 3 月25日

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置、方 策 等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (1) 国民経済計算の整備 ア 精度の確保・向上	◎ 支出、生産及び所得の三面からの推計値を供給・使用表の枠組みにより調整する手法を確立し、推計の精度向上を図る。	内閣府	平成28年度末までに実施を目指す。
	◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。	内閣府、経済産業省、産業連関表作成府省庁	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算の基準年の供給・使用表について、産業連関表と整合する形で整備することの必要性、可能性について検討する。	内閣府	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 延長産業連関表について、推計手法の高度化や一次統計の整備等を通じた精度向上を図る。また、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	平成26年度から精度向上の検討を行い、次回の延長産業連関表の基準改定までに結論を得る。
	◎ 統計上の不突合の原因の一つとなっているGDP（生産側）推計のための輸出入と支出系列の輸出入概念の相違の取扱いについて研究する。	内閣府	平成26年度から実施する。
	◎ 国民経済計算における推計業務システムを再構築し、新たに生ずる推計課題への対応を迅速・確実に行う体制を確立する。また、これにより計数のチェック体制を強化する。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
イ 国際比較可能性の向上	◎ 2008SNAについて可能な限り早期に対応するため、改定の是非や可能性を検討し、改定項目に優先順位を付した上で、移行を進める。	内閣府	平成28年度末までに実施する。
	◎ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連	産業連関表作成府省庁、内	平成23年産業連関表の確報が公表

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	関表の作成について、次回表（現在作成途上にある平成 23 年表の次の表）での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。	閣府	される平成 27 年度から検討する。
	◎ 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。	産業連関表作成府省庁	平成 23 年産業連関表の確報が公表される平成 27 年度から検討する。
ウ 提供情報の整備	◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを目指す。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。	内閣府	平成 28 年度の基準改定後できるだけ速やかに参考系列の公表を目指す。
	◎ 長期時系列計数について、利用者の要望を踏まえつつ、提供を進める。	内閣府	平成 28 年度の基準改定時以降できるだけ速やかに実施する。
	○ 地域経済計算について、提供情報を含めた充実に向け、地方公共団体に対する支援を強化する。	内閣府	平成 26 年度から実施する。
エ 一次統計等との連携強化	◎ 経済センサス - 活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	産業連関表は平成 27 年度末までに実施し、国民経済計算は平成 28 年度末までに実施する。
	◎ ①サービス産業の中間投入構造等のより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の	内閣府	平成 26 年度から検討す

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	整備、②流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備、③個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備等についての有用性、必要性を引き続き整理する。		る。
	◎ ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。	内閣府	平成 26 年度から検討する。
	◎ 建設業の産出額をよりの確に把握するため、その推計手法を抜本的に見直し、進捗ベースの建設統計を活用して推計する方式を確立する。	内閣府	平成 28 年度末までに結論を得る。
	◎ 上記 1 (1) ウの支出面の四半期推計の精度確保や生産面からの四半期推計を行うために有用な基礎情報の確保について、サービス産業動向調査を中心に検討する。	内閣府	平成 26 年度から検討する。
	◎ 商品別供給・需要の推計を行うためのコモディティ・フロー法における商品別配分比率の推計、企業を事業所単位に変換するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う。	内閣府	平成 26 年度から検討する。
	◎ 上記 1 (1) に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。	総務省、内閣府、産業連関表作成府省庁、一次統計作成府省	平成 26 年度から実施する。
(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、経済産業省	平成 28 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の	総務省	平成 27 年度末までに結

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。		論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成28年度から実施する。
	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、関係府省	平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。
(3) サービス産業に係る統計の整備	○ サービス産業動向調査について、国民経済計算等における利活用状況等を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討し、結論を得る。	総務省	できる限り速やかに結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。	経済産業省	次回基準改定までに結論を得る。
	○ サービス産業に係る統計の横断的整備と	総務省	平成26年度

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	して、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研究を進める。		から実施する。
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
	○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ 平成24年経済センサス - 活動調査の結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成29年度末までに結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。
(5) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	○ 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別	財務省	平成28年度末までに結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。		
	○ 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。	財務省	平成30年度末までに結論を得る。
	○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。	経済産業省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。	財務省、総務省、内閣府、金融庁、国土交通省	平成26年度から検討する。
	○ 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。	内閣府	平成26年度から検討する。
2 分野別経済統計の整備 (1) 環境に関する統計の整備	○ 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。	環境省	平成26年度から実施する。
	○ 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。	環境省	平成26年度から検討する。
	○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を関係府省の協力を得ながら検討する。	環境省	平成29年度末までに結論を得る。
	○ エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問	資源エネルギー庁	平成26年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。 ○ 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。	資源エネルギー庁	平成29年度末までに結論を得る。
(2) 観光に関する統計の整備	○ T S Aについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。	観光庁	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。	観光庁	平成26年度から実施する。
	○ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。	観光庁	平成28年度末までに結論を得る。
(3) 交通に関する統計の整備	◎ 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。	国土交通省	平成28年度末までに実施する。
	◎ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積	国土交通省	平成28年度末までに体

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	載効率、実車率等) の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。		系的整備に向けた考え方の結論を得る。
(4) 建設・不動産に関する統計の整備	○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。 なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。	国土交通省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。	国土交通省	平成30年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。	国土交通省	平成27年度から実施する。
3 人口・社会、労働関連統計の整備	◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	◎ 国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。 ○ 現在推計人口の基幹統計化について、集	総務省	平成27年調査の企画時期までに結論を得る。
		総務省	平成28年度

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。		前半までに結論を得る。
	◎ 欧州統計家会議（C E S）による「生活時間調査に関するガイドライン」（Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys）の内容を精査し、社会生活基本調査（基幹統計調査）の調査計画の検討に活用する。	総務省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	○ 年齢階級別に表章している調査において、結果精度や報告者の負担等を考慮した上で、各歳別表章の実施及び年齢区分の見直しなどを検討し、可能なものから統計データの充実を図る。	各調査の実施府省	平成26年度から実施する。
(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	文部科学省	次期(平成27年度予定)調査の企画時期までに結論を得る。
(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査(基幹統計調査)における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、雇用形態転換数を推計し、他の調査結果との比較検証や結果精度を踏まえ、公表の可否を検討する。	総務省	平成26年度末までに結論を得る。
	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置、方 策 等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進する。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進 ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的に実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。 なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。 また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。 その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
イ 社会保障・税番号制度の	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業	総務省、各府省	平成26年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
統計への活用	を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。		
	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
(3) オンライン調査の推進	○ 統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。	総務省、各府省	平成27年度末までに結論を得る。
(4) 統計基準等の見直し	○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。	総務省	平成29年度末までに結論を得る。
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保のための取組	○ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。	総務省	平成27年度から実施する。
	○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確	総務省	平成26年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用ミクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。		
(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。	関係府省	平成26年度から実施する。
	○ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
(3) 統計職員等の人材育成・確保	○ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。	総務省	平成26年度から段階的に実施する。
(4) 災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。 また、対応方針の取りまとめに当たって	総務省、各府省	平成27年度末までに対応指針を取りまとめ、平成28年度から順次実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	は、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策についても検討し、各統計調査の実施時や、地方公共団体及び統計調査員等を対象とした研修等において周知徹底を図る。		
(5) 民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1) 統計ニーズの的確な把握	○ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。	内閣府(統計委員会)	平成26年度から実施する。
	○ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成27年度末までに実施する。
(3) 統計に係る広報・啓発活動の推進等	○ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証し	各府省	平成26年度から順次実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
	た上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。 ○ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。		
(4) 統計リテラシー等の向上	○ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。
(5) 研究開発成果の共有	○ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。	総務省	平成26年度から実施する。
4 統計データの有効活	○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、	総務省、各府省	平成26年度から検討す

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
用の推進 (1) 調査票情報等の提供及び活用	オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。		る。
	○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成 26 年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成 26 年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。	総務省	平成 26 年度から実施する。
	○ 政府統計共同利用システムの e-S t a t による情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、A P I 機能の提供や統計 G I S の充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。	総務省	平成 27 年度末までに結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担当府省	実施時期
5 国際協力 及び国際貢 献の推進	○ 各府省と連携して、国際機関に対する我が国の統計情報の提供状況を全体的に把握できる仕組みを構築し、国際機関に対する統計情報の提供の充実に努める。	総務省	平成26年度 から実施す る。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。

〈資料編〉

資料5:「市場化テストを実施している統計調査」及び「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する方針」
内閣府公共サービス改革推進室官民競争入札等管理
委員会資料より

市場化テストを実施している統計調査

平成26年4月現在

No.	事業名	新プロセス ○:移行	所管府省
1	消費動向調査		内閣府
2	科学技術研究調査	○	総務省
3	サービス産業動向調査		総務省
4	民間給与実態統計調査	○	財務省
5	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査		厚生労働省
6	就労条件総合調査	○	厚生労働省
7	牛乳乳製品統計調査	○	農林水産省
8	生鮮野菜価格動向調査	○	農林水産省
9	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査	○	農林水産省
10	農業物価統計調査	○	農林水産省
11	内水面漁業生産統計調査	○	農林水産省
12	経済産業省企業活動基本調査		経済産業省
13	石油産業情報化推進調査		経済産業省
14	容器包装利用・製造等実態調査		経済産業省 農林水産省
15	建設関連業等の動態調査		国土交通省
16	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査		環境省

* 新プロセスについて

公共サービスの質の低下を来すことなく継続して改革の有効性を確保するとともに、事業を実施する国の行政機関等（以下「実施府省等」という。）の自主的な取組みを促す観点も踏まえ、評価において良好な実施結果が得られた事業については、監理委員会の関与を軽減し、実施府省等の自律的入札・契約に委ねる新たなプロセスを「新プロセス」と呼ぶ。

市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針

平成 26 年 3 月 19 日
官民競争入札等監理委員会

I. 目的

本指針は、対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号。以下「法」という。）の対象から外し、実施府省等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（以下「市場化テスト終了プロセス」という。）及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の関与を軽減し、実施府省等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。

II. 市場化テスト終了プロセス

1. 市場化テスト終了基準

(1) 良好な実施結果が得られた事業

対象公共サービスの評価案審議において、実施府省等から市場化テストを終了（法の対象外）したいとの意向が示された事業の終了の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）により、実施期間終了後の事業の実施において、監理委員会の関与がなくても適切に事業が実施されることが期待できるかを判断する。その際、まず以下の①及び②の基準（条件）を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。
- ② 実施府省等において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。
- ③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。
- ⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。

※ なお、上記により難しい事業（例えば、一者応札や契約金額が従来経費より増加した事業など）についても、地域の特殊性や事業の性質、従前からの経緯等について考慮の上、総合的に判断する。

(2) 市場化テスト継続の必要性がない事業

これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、市場の特殊性や関連政策、関係法令等の抜本的見直しが必要などの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業。

2. 市場化テスト終了の手続

市場化テスト終了に当たっては、以下の手続による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施府省等は、対象公共サービスの市場化テスト終了に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を内閣府へ提出する。
- ② 内閣府は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、市場化テスト終了について、必要に応じ、実施府省等と協議を行う。
- ③ 対象公共サービスの評価案を、監理委員会で審議し、市場化テスト終了基準に照らして問題がないものについては、市場化テストを終了することを了承するとともに評価を確定する。

※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、内閣府と協議を行うこととする。

- ④ 市場化テスト終了の了承及び評価の確定を踏まえ、公共サービス改革基本方針（以下、「基本方針」という。）（別表）を見直し。市場化テストを終了する事業については、基本方針（別表）とは区分し、参考資料（市場化テスト終了事業一覧）として整理する。
- ⑤ 基本方針（別表）等について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。

※ 参考資料（市場化テスト終了事業一覧）は閣議決定外。

- ⑥ 次期事業は、法の対象から外れ、監理委員会の関与なく、実施府省等が自ら実施。

3. 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象から外れることとなるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることとする。

なお、市場化テスト終了後において、内閣府の調査等により、該当年度における事業選定方針に基づき、当該事業が改めて市場化テストを実施すべき状況にあると認められる場合には、再度法の対象とする。その際は、過去に取り組んだ市場化テストの実施状況も勘案して判断する。

Ⅲ. 新プロセス

1. 新プロセス移行基準

対象公共サービスの評価案審議において、実施府省等から新プロセスへ移行したいとの意向が示された事業の移行の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、上記Ⅱ．１．（１）の考え方に従い判断する。その際、それに加え、以下の事項についても基準（条件）とし、総合的に判断を行うものとする。

- ⑥ 次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）見込みであるか（次期事業を、引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があり、入札条件等の大幅な見直しの必要のないものであるか）。

2. 新プロセスの手続

新プロセスにおいては、監理委員会審議の効率化等を図る観点も踏まえ、実施要項及び評価に関する手続の簡素化等を行うこととする。新プロセスへの移行及び移行後の市場化テストの実施に当たっては、以下の手続による（別紙１「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施府省等は、対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を内閣府へ提出する。

- ② 内閣府は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、新プロセスへの移行について、必要に応じ、実施府省等と協議を行う。

- ③ 対象公共サービスの評価案を監理委員会で審議し、新プロセス移行の基準に照らして良好な実施結果が得られたものについては、新プロセスへ移行することを了承するとともに評価を確定する。

※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、内閣府と協議を行うこととする。

- ④ 新プロセスへの移行の了承及び評価の確定を踏まえ、基本方針（別表）を見直し。見直しに当たり、新プロセス移行対象事業については、基本方針別表（本表）とは区分し、別表（新プロセス移行事業一覧）として整理する。

- ⑤ 基本方針（別表）について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。

- ⑥ 実施府省等は、実施要項を作成し、内閣府に提出（策定後の実施要項を公表）。

※ 監理委員会での実施要項案の審議については、新プロセス移行後は、これまでの実施要項を承継することを前提に、監理委員会の議を経たものとして、改めて監理委員会での審議を行わないこととする。

※ 実施要項案の公表及び外部からの意見募集については、新プロセス移行後は、基本的に要しない手続とするが、実施府省等が自ら実施することを妨げるものではない。

- ⑦ 実施府省等において、実施要項に基づき入札を行い、落札結果を公表、契約締結、契約内容を公表の上、事業を実施。

※ 新プロセス移行後であっても、入札の開札後、落札者を決定する前に、実施府省等が警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行うことに留意が必要である（「競争の導入に

による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」(内閣府官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、平成 24 年 7 月 12 日改定))。

※ 事業実施期間中に、監理委員会が必要と認める場合(例えば、事業の実施状況等を踏まえ、新プロセス移行基準やプロセス等の検証を行う必要がある場合など)は、法第 45 条に基づいて、実施府省等に対し事業の実施状況等の報告又は資料の提出を求めることができることに留意が必要である。また、実施要項には、監理委員会から求められた場合には、実施状況等について報告又は資料を提出する旨を明記する(別添「実施要項記載例対照表」参照)。

⑧ 実施府省等は、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、事業の実施状況について外部有識者等によるチェックを受けた上で、実施状況報告(報告様式については別紙 2 参照)を内閣府に提出。

※ 実施状況報告は、毎年の基本方針見直し協議に間に合う適切な時期に、内閣府へ提出(届出)することとする。

※ 新プロセス移行後の評価手続においては、これまでの評価案作成に代えて、実施府省等で作成する実施状況報告をもって、内閣府としての評価を行い、基本的に、監理委員会の審議に付さないこととし、次期事業は新プロセス④から⑧に従って実施する。

ただし、実施府省等から市場化テスト終了の意向が示された場合、事業実施期間中に、事業実施の在り方について見直し、基本方針別表(新プロセス移行事業一覧)の内容に変更が生じるような事象等が発生した場合には、内閣府において評価を行い、監理委員会の審議に付すこととする。

⑨ (必要があった場合のみ) 実施状況報告に基づく内閣府の評価について、監理委員会にて審議。

※ 市場化テスト終了が了承された事業については、次期基本方針参考資料(市場化テスト終了事業一覧)で整理する。

※ 次期事業実施の在り方について見直した上で新プロセスにより実施することが了承された事業については、その内容を次期基本方針別表(新プロセス移行事業一覧)に反映させる。

※ 実施状況が思わしくないもので、改めて現行プロセスにより事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表(本表)で整理する。

3. 新プロセス移行後の実施要項

実施要項については、法第 14 条に規定され、その定める事項についても詳細に規定されている。実施府省等において作成するこの実施要項については、これまで監理委員会における審議を通じて、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等について厳しくチェックを受けた上で、作成されてきた経緯がある。これらの経緯も踏まえ、基本的に、従来の実施要項を承継する(手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く)ことを前提(条件)に、監理委員会の議を経たものとして、新プロセス移行後は改め

て監理委員会の審議に付すことはせず、実施要項に従って、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくこととする。

なお、新プロセス移行対象事業の実施要項については、本指針、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」（平成 25 年 4 月 26 日改定）及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成 24 年 4 月 3 日改定）に従って作成することとし、作成次第、内閣府に提出するものとする（実施要項策定後、実施府省等は遅滞なく、公表すること）。

4. 新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断

新プロセス移行後、実施府省等から市場化テストを終了したいとの意向が示された事業については、監理委員会における評価審議時に上記Ⅱ. 1. の考え方によりその可否を判断する。その際、新プロセスへの移行時に上記Ⅱ. 1. (1) の考え方により市場化テスト終了の基準（条件）を満たしていることが確認された事業であることも勘案しつつ、総合的に判断を行うものとする。

IV. 法特例事業の取扱いについて

以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスを適用しないこととする。

- ・ 職業安定法の特例（法第 3 2 条）
- ・ 国民年金法等の特例（法第 3 3 条）
- ・ 不動産登記法等の特例（法第 3 3 条の 2）
- ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例（法第 3 3 条の 3）
- ・ 戸籍法等の特例（法第 3 4 条）

以 上



〈資料編〉

資料6：「入札説明書の概要」

——「日本の標準商品分類」の見直しに向けた諸外国の

生産物(商品)分類に関する調査研究」——

総務省入札資料から

入札説明書の概要

件名：「日本標準商品分類」の見直しに向けた諸外国の生産物（商品）分類に関する調査研究

1 調達日程等

項 目	日 時	場 所
①入札説明会	平成 25 年 11 月 19 日 14 時 00 分	総務省第二庁舎 1 F 105 号室 (東京都新宿区若松町 19-1)
②開札 ※ 1、2	平成 25 年 12 月 18 日 14 時 00 分	

※ 1 必ず立ち会うこと。なお、立ち会えない場合は、事前に連絡をすること。

※ 2 電子入札の際は、再度入札に備え、開札時には開札の状況を確認していること。

2 提出書類等

項 目	様 式	提出期限	提出場所
①下見積書	別途メールにて送付	平成 25 年 12 月 4 日 17 時 00 分	総務省第二庁舎 7 F 701 号室 統計局総務課 支出負担行為係 （東京都新宿区 若松町 19-1）
②入札書（内訳書含む）	様式 1 （長 3 封筒に入れ封印すること）	平成 25 年 12 月 12 日 17 時 00 分	
③履行証明書	様式 3		
④総務省競争参加資格	H25～H27 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し		
⑤委任状	様式 2		
⑥理由書	様式 4		
⑦応札辞退書	様式 5		

※提出書類は、各様式の注意書きを熟読の上、作成すること。

3 その他

①落札者の決定方法

最低価格

②契約方式

確定契約

③留意事項 詳細については、入札説明書、仕様書、契約書案を熟読し、内容を理解、遵守すること。

— 禁 無 断 転 載 —

「公的統計市場に関する年次レポート 2013」

一序章！公的統計のプロセス保証へ向けてー

2014 年 5 月 29 日発行

発行所：一般社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 石川ビル 2F

電話(03)3256-3101

FAX(03)3256-3105

<http://www.jmra-net.or.jp>

©Copyright, 2014: JMRA, ALL Rights Reserved

頒布価格 2,000 円